

平成 3 0 年

壱岐市議会定例会 6 月会議議案

(平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出分)

平成30年壱岐市議会定例会6月会議議案

- 報告第 2 号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第 3 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第 4 号 平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告について
- 報告第 5 号 平成29年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の報告について
- 報告第 6 号 平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 7 号 平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 8 号 平成29年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 9 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 議案第39号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第40号 壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第41号 壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第42号 武生水B辺地（変更）、渡良A辺地（変更）、勝本辺地（変更）、東可須辺地（変更）、石田辺地（変更）、池田辺地（変更）、筒城辺地（変更）、志原A辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第43号 壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について
- 議案第44号 市道路線の廃止について
- 議案第45号 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）建築工事請負契約の変更に
ついて

議案第 4 6 号 水槽付消防ポンプ自動車 1 台購入契約の締結について

議案第 4 7 号 平成 3 0 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 8 号 平成 3 0 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 9 号 平成 3 0 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

報告第2号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

専決第1号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

平成30年3月31日専決

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第24条第1項中「によって」を「により」に改める。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第36条の2第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは

事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるも

のとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税に

あつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の12」に、「第1項」を「第1項」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の2第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第16項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第15項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の2第14項を同条第21項とし、同条第13項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条

第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の次に次の5項を加える。

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第8項を同条第10項とし、同条第7項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の2項を加える。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条

の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号

又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
(平成18年政令第379号) 第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸
場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか
の別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提
出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成3
0年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」
に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成3
1年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成2
9年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平
成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適
用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成3
2年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度ま
で」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項
中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度
まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度か
ら平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課
税標準額」を「前年度の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平

成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の2第22項の次に1項を加える改正規定は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」

という。) 附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第3号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

専決第2号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

平成30年3月31日専決

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、壱岐市国民健康保険事業特別会計（壱岐市特別会計条例（平成16年壱岐市条例第47号）第1条第2号に掲げる国民健康保険事業特別会計をいう。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計（以下「長崎県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）の専決処分の報告について

平成29年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成29年度

一般会計補正予算書
(第12号)

壱岐市

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壱岐市一般会計補正予算（第 12 号）

平成 29 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 166,290 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,423,960 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 31 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 地方譲与税		278,200	7,931	286,131
	1 地方揮発油譲与税	81,000	1,799	82,799
	2 自動車重量譲与税	197,000	5,951	202,951
	3 航空機燃料譲与税	200	181	381
3 利子割交付金		1,500	2,052	3,552
	1 利子割交付金	1,500	2,052	3,552
4 配当割交付金		2,900	3,505	6,405
	1 配当割交付金	2,900	3,505	6,405
5 株式等譲渡所得割交付金		500	6,085	6,585
	1 株式等譲渡所得割交付金	500	6,085	6,585
6 地方消費税交付金		460,000	9,721	469,721
	1 地方消費税交付金	460,000	9,721	469,721
7 ゴルフ場利用税交付金		1,900	54	1,954
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,900	54	1,954
8 自動車取得税交付金		22,000	32,199	54,199
	1 自動車取得税交付金	22,000	32,199	54,199
9 地方特例交付金		3,800	69	3,869
	1 地方特例交付金	3,800	69	3,869
10 地方交付税		10,076,703	167,384	10,244,087
	1 地方交付税	10,076,703	167,384	10,244,087
14 国庫支出金		3,548,366	154,186	3,702,552
	1 国庫負担金	2,571,338	123,089	2,694,427
	2 国庫補助金	965,434	31,097	996,531
15 県支出金		2,938,805	6,193	2,944,998
	1 県負担金	657,053	6,193	663,246
16 財産収入		73,754	4,644	78,398
	2 財産売払収入	41,914	4,644	46,558
17 寄附金		261,650	730	262,380
	1 寄附金	261,650	730	262,380
18 繰入金		1,597,895	39,237	1,637,132
	1 基金繰入金	1,597,895	39,237	1,637,132
21 市債		3,161,900	△267,700	2,894,200
	1 市債	3,161,900	△267,700	2,894,200
歳 入 合 計		26,257,670	166,290	26,423,960

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,412,478	90,730	4,503,208
	1 総務管理費	4,086,766	90,730	4,177,496
5 農林水産業費		2,097,579	11,360	2,108,939
	3 水産業費	808,106	11,360	819,466
7 土木費		1,653,407	△1,800	1,651,607
	6 下水道費	134,187	△1,800	132,387
9 教育費		2,086,097	90,000	2,176,097
	1 教育総務費	172,406	90,000	262,406
10 災害復旧費		2,738,850	△24,000	2,714,850
	2 公共土木施設災害復旧費	1,698,794	△24,000	1,674,794
歳 出 合 計		26,257,670	166,290	26,423,960

第2表 地方債補正

1. 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
辺地対策事業債	231,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	230,800	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	342,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	344,100	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
過疎対策事業債 (過疎地域自立 促 進 事 業)	494,700	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	437,300	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。
合 併 特 例 債	707,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	706,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
総 務 債	50,800	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	49,000	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。
民 生 債	25,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	25,900	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
土 木 債	170,400	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	政府、銀行 その他資金に ついては、その融 資条件によ る。ただし、市財政 の都合により、据置期 間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは借替え を行うことができる。	174,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	政府、銀行 その他資金に ついては、その融 資条件によ る。ただし、市財政 の都合により、据置期 間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは借替え を行うことができる。
消 防 債	2,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	政府、銀行 その他資金に ついては、その融 資条件によ る。ただし、市財政 の都合により、据置期 間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは借替え を行うことができる。	2,100	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利率)	政府、銀行 その他資金に ついては、その融 資条件によ る。ただし、市財政 の都合により、据置期 間及び償還 期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは借替え を行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
教 育 債	126,700	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	123,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。
災 害 復 旧 事 業 債	501,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。	292,100	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金、地 方公共団体金 融機構資金及 び縁故資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府、銀行 その他資金 については、その融 資条件によ る。ただ し、市財政 の都合によ り、据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは借替え を行うこと ができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 地方譲与税	278,200	7,931	286,131
3 利子割交付金	1,500	2,052	3,552
4 配当割交付金	2,900	3,505	6,405
5 株式等譲渡所得割交付金	500	6,085	6,585
6 地方消費税交付金	460,000	9,721	469,721
7 ゴルフ場利用税交付金	1,900	54	1,954
8 自動車取得税交付金	22,000	32,199	54,199
9 地方特例交付金	3,800	69	3,869
10 地方交付税	10,076,703	167,384	10,244,087
14 国庫支出金	3,548,366	154,186	3,702,552
15 県支出金	2,938,805	6,193	2,944,998
16 財産収入	73,754	4,644	78,398
17 寄附金	261,650	730	262,380
18 繰入金	1,597,895	39,237	1,637,132
21 市債	3,161,900	△267,700	2,894,200
歳 入 合 計	26,257,670	166,290	26,423,960

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,412,478	90,730	4,503,208
3 民生費	6,332,113	0	6,332,113
4 衛生費	2,040,250	0	2,040,250
5 農林水産業費	2,097,579	11,360	2,108,939
6 商工費	764,637	0	764,637
7 土木費	1,653,407	△1,800	1,651,607
8 消防費	850,846	0	850,846
9 教育費	2,086,097	90,000	2,176,097
10 災害復旧費	2,738,850	△24,000	2,714,850
歳 出 合 計	26,257,670	166,290	26,423,960

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
77	△63,800	68,373	86,080
△14	1,000	△17,250	16,264
5	100	△1,526	1,421
6,115	△1,600	2,461	4,384
2	3,500	△4,106	604
0	6,200	△139	△7,861
8	△3,600	△860	4,452
0	0	△2,342	92,342
154,186	△209,500	0	31,314
160,379	△267,700	44,611	229,000

2. 歳入

2款 地方譲与税

1項 地方揮発油譲与税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方揮発油譲与税	81,000	1,799	82,799
計	81,000	1,799	82,799

2款 地方譲与税

2項 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	197,000	5,951	202,951
計	197,000	5,951	202,951

2款 地方譲与税

3項 航空機燃料譲与税

1 航空機燃料譲与税	200	181	381
計	200	181	381

3款 利子割交付金

1項 利子割交付金

1 利子割交付金	1,500	2,052	3,552
計	1,500	2,052	3,552

4款 配当割交付金

1項 配当割交付金

1 配当割交付金	2,900	3,505	6,405
計	2,900	3,505	6,405

5款 株式等譲渡所得割交付金

1項 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	500	6,085	6,585
計	500	6,085	6,585

6款 地方消費税交付金

1項 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	460,000	9,721	469,721
計	460,000	9,721	469,721

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	1,799	地方揮発油譲与税 1,799

1 自動車重量譲与税	5,951	自動車重量譲与税 5,951

1 航空機燃料譲与税	181	航空機燃料譲与税 181

1 利子割交付金	2,052	利子割交付金 2,052

1 配当割交付金	3,505	配当割交付金 3,505

1 株式等譲渡所得割 交付金	6,085	株式等譲渡所得割交付金 6,085

1 地方消費税交付金	9,721	地方消費税交付金 9,721

7款 ゴルフ場利用税交付金
1項 ゴルフ場利用税交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 ゴルフ場利用税交付金	1,900	54	1,954
計	1,900	54	1,954

8款 自動車取得税交付金
1項 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	22,000	32,199	54,199
計	22,000	32,199	54,199

9款 地方特例交付金
1項 地方特例交付金

1 地方特例交付金	3,800	69	3,869
計	3,800	69	3,869

10款 地方交付税
1項 地方交付税

1 地方交付税	10,076,703	167,384	10,244,087
計	10,076,703	167,384	10,244,087

14款 国庫支出金
1項 国庫負担金

2 災害復旧費国庫負担金	1,000,000	123,089	1,123,089
計	2,571,338	123,089	2,694,427

14款 国庫支出金
2項 国庫補助金

8 災害復旧費国庫補助金	0	31,097	31,097
計	965,434	31,097	996,531

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 ゴルフ場利用税交付金	54	ゴルフ場利用税交付金 54

1 自動車取得税交付金	32, 199	自動車取得税交付金 32, 199

1 地方特例交付金	69	地方特例交付金 69

1 地方交付税	167, 384	特別交付税 167, 384

1 公共土木施設災害復旧費負担金	123, 089	公共土木施設災害復旧費負担金 123, 089

1 公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金	31, 097	公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金 31, 097

15款 県支出金

1項 県負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市町村権限移譲等交付金	43,013	6,193	49,206
計	657,053	6,193	663,246

16款 財産収入

2項 財産売払収入

2 物品売払収入	41,912	4,644	46,556
計	41,914	4,644	46,558

17款 寄附金

1項 寄附金

2 指定寄附金	260,250	730	260,980
計	261,650	730	262,380

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 基金繰入金	1,597,895	39,237	1,637,132
計	1,597,895	39,237	1,637,132

(単位 ： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 市町村権限移譲等 交付金	6,193	市町村権限移譲等交付金 6,193

2 生産物売払収入	4,644	アワビ種苗売払収入 4,644

1 指定寄附金	730	ふるさと応援寄附金 730

4 過疎地域自立促進 特別事業基金繰入 金	63,800	過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 63,800
5 ふるさと応援基金 繰入金	△ 931	ふるさと応援基金繰入金 △ 931
7 沿岸漁業振興基金 繰入金	△ 7,232	沿岸漁業振興基金繰入金 △ 7,232
9 地域福祉基金繰入 金	△ 15,800	地域福祉基金繰入金 △ 15,800
10 施設整備基金繰入 金（老人ホーム）	△ 600	施設整備基金繰入金（老人ホーム） △ 600

21款 市債

1項 市債

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 辺地対策事業債	231, 200	△ 400	230, 800
2 過疎対策事業債	837, 200	△ 55, 800	781, 400
3 合併特例事業債	707, 600	△ 1, 100	706, 500
5 総務債	50, 800	△ 1, 800	49, 000
6 民生債	25, 200	700	25, 900
7 土木債	170, 400	3, 800	174, 200
8 消防債	2, 600	△ 500	2, 100
9 教育債	126, 700	△ 3, 100	123, 600
10 災害復旧事業債	501, 600	△ 209, 500	292, 100
計	3, 161, 900	△ 267, 700	2, 894, 200

(単位 ： 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 辺地対策事業債	△ 400	辺地対策事業	△ 400
1 過疎対策事業債	△ 55,800	過疎対策事業	1,600
		過疎対策事業（過疎地域自立促進事業）	△ 57,400
1 合併特例事業債	△ 1,100	合併特例事業	△ 1,100
1 緊急防災・減災事業債	△ 1,800	緊急防災・減災事業債	△ 1,800
1 緊急防災・減災事業債	700	緊急防災・減災事業債	700
2 公営住宅建設事業債	3,800	公営住宅建設事業	3,800
1 緊急防災・減災事業債	△ 500	緊急防災・減災事業債	△ 500
1 緊急防災・減災事業債	△ 3,100	緊急防災・減災事業債	△ 3,100
1 単独災害復旧事業債	△ 23,400	公共土木施設等災害復旧事業（単独）	△ 23,400
2 補助災害復旧事業債	△ 186,100	公共土木施設等災害復旧事業（補助）	△ 186,100

3. 歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	1,315,901	90,000	1,405,901	77	0	0
5 財産管理費	726,785	0	726,785	0	△2,700	0
6 企画費	747,794	730	748,524	0	△59,500	68,373
7 情報管理費	346,916	0	346,916	0	200	0
8 地区事務所費	87,837	0	87,837	0	△1,800	0
計	4,086,766	90,730	4,177,496	77	△63,800	68,373

3款 民生費

1項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,368,364	0	1,368,364	△14	△5,900	0
2 社会福祉施設費	322,619	0	322,619	0	6,000	△15,800
3 老人福祉費	111,195	0	111,195	0	800	0
4 国民健康保険事業費	510,033	0	510,033	0	300	0
5 介護保険事業費	596,121	0	596,121	0	0	△850
6 老人福祉施設費	319,879	0	319,879	0	0	△600
計	3,760,655	0	3,760,655	△14	1,200	△17,250

3款 民生費

2項 児童福祉費

4 保育所費	686,744	0	686,744	0	△200	0
計	1,600,862	0	1,600,862	0	△200	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	537,192	0	537,192	0	0	△1,526
2 予防費	69,314	0	69,314	0	100	0
計	1,190,085	0	1,190,085	0	100	△1,526

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
89,923	25 積立金	90,000	本庁舎建設基金積立金 90,000
2,700			(財源調整)
△8,143	25 積立金	730	ふるさと応援基金積立金 730
△200			(財源調整)
1,800			(財源調整)
86,080			

5,914			(財源調整)
9,800			(財源調整)
△800			(財源調整)
△300			(財源調整)
850			(財源調整)
600			(財源調整)
16,064			

200			(財源調整)
200			

1,526			(財源調整)
△100			(財源調整)
1,426			

4款 衛生費
2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 清掃総務費	99,175	0	99,175	5	0	0
計	850,165	0	850,165	5	0	0

5款 農林水産業費
1項 農業費

2 農業総務費	88,196	0	88,196	△53	0	0
3 農業振興費	177,255	0	177,255	0	△200	△2,951
4 畜産業費	313,615	0	313,615	0	△100	8,000
計	1,151,564	0	1,151,564	△53	△300	5,049

5款 農林水産業費
3項 水産業費

1 水産業総務費	122,244	0	122,244	1,216	0	0
2 水産業振興費	332,069	9,596	341,665	4,952	1,400	△2,588
4 漁港漁場整備費	213,579	1,764	215,343	0	△2,700	0
計	808,106	11,360	819,766	6,168	△1,300	△2,588

6款 商工費
1項 商工費

1 商工総務費	94,382	0	94,382	2	0	0
2 商工振興費	353,914	0	353,914	0	500	△2,760
4 観光費	294,571	0	294,571	0	3,000	△1,346
計	764,637	0	764,637	2	3,500	△4,106

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△5			(財源調整)
△5			

53			(財源調整)
3, 151			(財源調整)
△7, 900			(財源調整)
△4, 696			

△1, 216			(財源調整)
5, 832	25 積立金	9, 596	栽培漁業振興基金積立金 4, 644 沿岸漁業振興基金積立金 4, 952
4, 464	13 委託料	△12, 051	調査設計業務 調査設計業務（インフラ資産・工作物）△12, 051
	15 工事請負費	13, 815	インフラ等整備工事 漁港施設整備工事 インフラ等改修工事 漁港・港湾施設改修工事
9, 080			

△2			(財源調整)
2, 260			(財源調整)
△1, 654			(財源調整)
604			

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 道路橋りょう新設改良費	614,910	0	614,910	0	2,400	0
計	865,521	0	865,521	0	2,400	0

7款 土木費

3項 河川費

1 河川総務費	11,244	0	11,244	0	0	△174
計	64,542	0	64,542	0	0	△174

7款 土木費

4項 港湾費

1 港湾管理費	56,572	0	56,572	0	0	35
計	56,572	0	56,572	0	0	35

7款 土木費

6項 下水道費

1 公共下水道費	134,187	△1,800	132,387	0	0	0
計	134,187	△1,800	132,387	0	0	0

7款 土木費

7項 住宅費

2 住宅建設費	235,420	0	235,420	0	3,800	0
計	322,590	0	322,590	0	3,800	0

8款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	457,787	0	457,787	8	△500	0
3 消防施設費	62,051	0	62,051	0	△3,100	△860
計	850,846	0	850,846	8	△3,600	△860

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
△2,400			(財源調整)
△2,400			

174			(財源調整)
174			

△35			(財源調整)
△35			

△1,800	28 繰出金	△1,800	下水道事業特別会計繰出金（公共下水） △1,800
△1,800			

△3,800			(財源調整)
△3,800			

492			(財源調整)
3,960			(財源調整)
4,452			

9款 教育費
1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 事務局費	142,379	90,000	232,379	0	0	0
計	172,406	90,000	262,406	0	0	0

9款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	342,961	0	342,961	0	2,100	0
2 教育振興費	89,789	0	89,789	0	0	40
計	432,750	0	432,750	0	2,100	40

9款 教育費
3項 中学校費

1 学校管理費	212,608	0	212,608	0	△300	0
2 教育振興費	52,839	0	52,839	0	0	△699
計	265,447	0	265,447	0	△300	△699

9款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園費	219,582	0	219,582	0	△600	△125
計	219,582	0	219,582	0	△600	△125

9款 教育費
5項 社会教育費

1 社会教育総務費	55,438	0	55,438	0	△700	0
2 青少年育成費	14,672	0	14,672	0	600	△343
4 公民館費	277,690	0	277,690	0	△3,100	0
6 文化財保護費	311,806	0	311,806	0	2,000	△1,215
計	687,047	0	687,047	0	△1,200	△1,558

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
90,000	25 積立金	90,000	学校施設整備基金積立金 90,000
90,000			

(単位：千円)

△2,100			(財源調整)
△40			(財源調整)
△2,140			

300			(財源調整)
699			(財源調整)
999			

725			(財源調整)
725			

700			(財源調整)
△257			(財源調整)
3,100			(財源調整)
△785			(財源調整)
2,758			

10款 災害復旧費
2項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 公共土木施設災害復旧費	1,698,794	△24,000	1,674,794	154,186	△209,500	0
計	1,698,794	△24,000	1,674,794	154,186	△209,500	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
31,314	15 工事請負費	△24,000	小規模災害復旧工事 △24,000
31,314			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	21,037,267	20,210,976	2,344,400	2,495,282	20,060,094
(1) 総務	6,800	73,526	75,900	12,274	137,152
(2) 民生	27,068	28,805	18,600	3,798	43,607
(3) 衛生	15,195	7,620	0	7,620	0
(4) 農林水産	2,109,517	1,781,717	0	253,468	1,528,249
(5) 商工	5,200	5,200	37,400	0	42,600
(6) 土木	866,169	758,423	23,100	126,658	654,865
(7) 公営住宅	319,274	407,316	188,300	7,778	587,838
(8) 消防	0	1,200	2,100	0	3,300
(9) 教育	422,424	415,748	203,400	12,579	606,569
(10) 辺地	1,912,460	1,900,225	195,100	282,480	1,812,845
(11) 過疎	5,741,580	5,927,940	739,600	660,361	6,007,179
(12) 合併特例	9,611,580	8,903,256	860,900	1,128,266	8,635,890
2. 災害復旧債	166,210	171,669	143,100	28,000	286,769
(1) 補助	58,236	54,530	59,100	11,970	101,660
(2) 単独	107,974	117,139	84,000	16,030	185,109
3. その他	6,424,078	6,573,499	508,600	352,400	6,729,699
(1) 臨時財政対策債	6,365,362	6,573,499	508,600	352,400	6,729,699
(2) 減税補てん債	34,980	0	0	0	0
(3) 臨時税収 補てん債	23,736	0	0	0	0
合 計	27,627,555	26,956,144	2,996,100	2,875,682	27,076,562

報告第 5 号

平成 29 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の
専決処分の報告について

平成 29 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について地方自治法第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項及び壱岐市議会基本条例第 12 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 12 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成 2 9 年度

下水道事業特別会計補正予算書
(第 4 号)

壱 岐 市

専決第 4 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 31 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
5 繰入金		249,125	△1,800	247,325
	1 一般会計繰入金	249,125	△1,800	247,325
8 市債		55,600	1,800	57,400
	1 市債	55,600	1,800	57,400
歳 入 合 計		448,908	0	448,908

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 下水道事業費		230,479	0	230,479
	1 管理費	72,848	0	72,848
	2 施設整備費	83,916	0	83,916
歳 出	合 計	448,908	0	448,908

第2表 地方債補正

1. 変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	55,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件によ る。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	57,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件によ る。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総括

歳 入		(単位：千円)	
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 繰入金	249,125	△1,800	247,325
8 市債	55,600	1,800	57,400
歳 入 合 計	448,908	0	448,908

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 下水道事業費	230,479	0	230,479
歳 出 合 計	448,908	0	448,908

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	1,800	△1,800	0
0	1,800	△1,800	0

2. 歳入
5款 繰入金
1項 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	249, 125	△ 1, 800	247, 325
計	249, 125	△ 1, 800	247, 325

8款 市債
1項 市債

1 下水道事業債	55, 600	1, 800	57, 400
計	55, 600	1, 800	57, 400

(単位 ： 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△ 1,800	一般会計繰入金（公共下水）△ 1,800

1 下水道事業債	1,800	公共下水道事業1,800

3. 歳出
1款 下水道事業費
1項 管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 施設管理費	45,220	0	45,220	0	0	△1,800
計	72,848	0	72,848	0	0	△1,800

1款 下水道事業費
2項 施設整備費

1 施設整備費	83,916	0	83,916	0	1,800	0
計	83,916	0	83,916	0	1,800	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
1,800			(財源調整)
1,800			

△1,800			(財源調整)
△1,800			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 公 営 企 業 債	1,917,118	1,879,699	53,900	84,640	1,848,959
(1) 下 水 道	1,090,151	1,048,669	22,400	53,111	1,017,958
(2) 漁 業 集 落 排 水	826,967	831,030	31,500	31,529	831,001
合 計	1,917,118	1,879,699	53,900	84,640	1,848,959

報告第6号

平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越 計算書の報告について

平成29年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成29年度 壱岐市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	財務書類作成業務	4,806,000	4,806,000					4,806,000
		高等職業訓練校耐震改修事業	16,710,000	16,600,000			15,800,000		800,000
		市役所庁舎耐震改修等事業	309,600,000	303,700,000		17,147,000	271,900,000		14,653,000
3 民生費	1 社会福祉費	勝本町ふれあいセンターかざはや全天候型ゲートボール場建設事業	86,859,000	86,858,600			74,400,000		12,458,600
		国民健康保険勝本診療所耐震改修事業	7,398,000	7,398,000			7,300,000		98,000
	2 児童福祉費	小規模保育事業整備補助金	46,082,000	46,082,000		40,962,000			5,120,000
4 衛生費	1 保健衛生費	壱岐葬斎場建設事業	24,816,000	24,816,000			23,500,000		1,316,000
		水道事業会計繰出金	340,000	228,000					228,000
5 農林水産業費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	43,000,000	28,900,000		20,217,036	6,300,000		2,382,964
		水産物供給基盤機能保全事業	46,500,000	44,000,000		28,878,288	13,500,000		1,621,712
		下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）	17,800,000	3,028,480			3,000,000		28,480

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	270,600,000	183,730,000		57,818,000	70,300,000		55,612,000
		道路維持補修工事	30,000,000	9,112,600					9,112,600
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	4,000,000	3,600,000			2,700,000		900,000
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	12,000,000	11,610,000		5,805,000			5,805,000
	7 住宅費	住宅建設事業	139,999,000	136,549,000		40,675,000	95,800,000		74,000
8 消防費	1 消防費	耐震性貯水槽設置事業	8,176,000	6,795,360		2,693,000	3,000,000		1,102,360
9 教育費	2 小学校費	芦辺小学校体育館裏法面対策事業	30,149,000	23,500,000			22,300,000		1,200,000
		鯨伏小学校グラウンド改修事業	13,643,000	13,643,000					13,643,000
		石田小学校体育倉庫新築事業	7,805,000	4,905,000					4,905,000
	3 中学校費	芦辺中学校校舎改築及び改修事業	30,748,000	30,747,600			29,200,000		1,547,600

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業	799,627,000	780,937,000		639,714,912		22,777,560	118,444,528
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	1,269,966,000	1,151,758,880		918,373,000	160,400,000		72,985,880
合 計			3,220,624,000	2,923,305,520		1,772,283,236	799,400,000	22,777,560	328,844,724

報告第7号

平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明 許費繰越計算書の報告について

平成29年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成29年度 壱岐市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 漁業集落 排水整備 事業費	2 施設整備 費	漁業集落排水整備事業	59,000,000	13,056,960		6,528,480	3,500,000	3,028,480	
合 計			59,000,000	13,056,960		6,528,480	3,500,000	3,028,480	

報告第 8 号

平成 2 9 年度壱岐市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書の報告について

平成 2 8 年度長崎県原子力災害対策事業に係る事故繰越し繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成29年度 壱岐市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出 負担行為 予定額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	国県支出金	一般 財源	
8 消防費	1 消防費	長崎県原子力 災害対策事業	766,444,780	359,086,940	407,357,840	459,100	407,816,940		407,816,940		原子力災害時の一時 退避施設の建設事業 費等である。郷ノ浦 町長島と原島に施設 を建築中であるが、 工事着工後の天候不 良による時化によっ て、資材等の海上輸 送が計画通りに進行 出来ず、工期を延長 したため。
合 計			766,444,780	359,086,940	407,357,840	459,100	407,816,940		407,816,940		

報告第9号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

専決第 5 号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項及び
壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり専
決処分する。

平成 30 年 5 月 29 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額

58,067 円

3 損害賠償の理由

平成 30 年 4 月 24 日午前 10 時 35 分頃、壱岐市石田町印通寺浦
大地団地前の市道において、壱岐市職員が上水道仕切り弁の開閉作業
中、使用していた開閉用器具に、同市道を走行中の損害賠償相手方
である個人所有の車輛が接触し損傷した。

議案第 39 号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が県となり、各市町は、県から示された市町村標準保険料率を参考にして市町ごとの保険料(税)率を定める必要がある。このため、本市における保険税の算定方式及び保険税率について所要の改正を行うものである。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の8.6」を「100分の8.2」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第7条の3」を「第7条の2」に、「27,000円」を「22,300円」に改め、同条第2号中「13,500円」を「11,150円」に改め、同条第3号中「20,250円」を「16,725円」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.96」に改める。

第7条を削る。

第7条の2中「6,500円」を「8,200円」に改め、同条を第7条とする。

第7条の3第1号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,000円」に改め、同条を第7条の2とする。

第8条中「100分の3.0」を「100分の2.36」に改める。

第9条を削る。

第9条の2中「11,000円」を「9,700円」に改め、同条を第9条とする。

第9条の3中「7,000円」を「4,800円」に改め、同条を第9条の2とする。

第23条第1号イ（1）中「18,900円」を「15,610円」に改め、同号イ（2）中「9,450円」を「7,805円」に改め、同号イ（3）中「14,175円」を「11,707円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「5,740円」に改め、同号エ（1）中「4,900円」を「5,600円」に改め、同号エ（2）中「2,450円」を「2,800円」に改め、同号エ（3）中「3,675円」を「4,200円」に改め、同号オ中「7,700円」を「6,790円」に改め、同号カ中「4,900円」を「3,360円」に改め、同条第2号イ（1）中「13,500円」を「11,150円」に改め、同号イ（2）中「6,750円」を「5,575円」に改め、同号イ（3）中「10,125円」を「8,362円」に改め、同号ウ中「3,250円」を「4,100円」に改め、同号エ（1）中「3,500円」を「4,000円」に改め、同号エ（2）中「1,750円」を「2,000円」に改め、同号エ（3）中「2,625円」を「3,000円」に改め、同号オ中「5,500円」を「4,850円」に改め、同号カ中「3,500円」を「2,400円」に改め、同条第3号イ（1）中「5,400円」を「4,460円」に改め、同号イ（2）中「2,700円」を「2,230円」に改め、同号イ（3）中「4,050円」を「3,345円」に改め、同号ウ中「1,300円」を「1,640円」に改め、同号エ（1）中「1,400円」を「1,600円」に改め、同号エ（2）中「700円」を「800円」に改め、同号エ（3）中「1,050円」を「1,200円」に改め、同号オ中「2,200円」を「1,940円」に改め、同号カ中「1,400円」を「960円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要の改正を行うものである。

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年壱岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を

行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改める。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当

該施設等は、第 3 条第 1 項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第 10 条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第 3 条中「第 6 条本文」を「第 6 条第 1 項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年壱岐市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第４号を次のように改める。

- (4) 教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）第４条に規定する
免許状を有する者

第１０条第３項に次の１号を加える。

- (10) ５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長
が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

武生水 B 辺地（変更）、渡良 A 辺地（変更）、勝本辺地（変更）、東可須辺地（変更）、石田辺地（変更）、池田辺地（変更）、筒城辺地（変更）、志原 A 辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画の策定について

武生水 B 辺地（変更）、渡良 A 辺地（変更）、勝本辺地（変更）、東可須辺地（変更）、石田辺地（変更）、池田辺地（変更）、筒城辺地（変更）、志原 A 辺地、深江辺地及び諸吉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

（提案理由）

市道紺屋町亀丘 2 号線道路改良事業、郷ノ浦地区第 2 分団 1 部小型動力ポンプ積載車購入事業、勝本地区第 3 分団小型動力ポンプ積載車購入事業、勝本地区第 4 分団小型動力ポンプ購入事業、市道深江筒城線道路改良事業、石田地区第 5 分団小型動力ポンプ購入事業、石田地区第 3 分団 2 部小型動力ポンプ購入事業、水槽付消防ポンプ自動車整備事業及び中学校スクールバス購入事業に辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 武生水B 辺地

(辺地の人口 825 人)

(辺地の面積 0.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町本村触、元居

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町本村触523番地1

(3) 辺地度点数

154 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道大里環状線は武生水B辺地を横断する重要な幹線道路であるが、現在、通学児童や一般の歩行者が利用している歩道について、防護柵や歩道内に設置してある側溝の老朽化等により、利用者に対し危険を及ぼしている。早期に危険性を解消するため、また、バリアフリーの観点からも、現地状況に応じた対策を早急に必要ながある。

住民の情報格差是正を目的に、高速ブロードバンド環境を提供するため、平成23年度よりケーブルテレビ事業を実施しているが、機器の老朽化及びインターネットにおける動画コンテンツとスマートフォン等通信端末の普及に伴う通信量の増加により、安定した通信環境の提供が不可能になっているため、通信基幹設備の強化を図る必要がある。

市道紺屋町亀丘2号線は、郷ノ浦町本村触集落と盈科小学校を結ぶ路線で、本村触集落の子ども達の通学路となっているが、路側の防護柵が老朽化しており、安全に支障を来している状況である。道路幅員も狭いことから、転落を防止するためにも、早急に整備の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成29年度から平成33年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	15,400	10,350	5,050	4,700
通信施設整備	壱岐市	33,000	0	33,000	31,300
道路	壱岐市	5,100	3,450	1,650	1,500
合 計		53,500	13,800	39,700	37,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 渡良A 辺地

(辺地の人口 585 人)

(辺地の面積 3.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町渡良東触、麦谷触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町渡良東触177-11

(3) 辺地度点数

193 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

郷ノ浦中学校渡良ルートに運行しているスクールバス2経路の内、ルート1においては生徒定員26人乗りを運行しているが、一方のルート2において乗車生徒が増加傾向にあり一方に集中する状況となるため地域内の2台のバスの分乗調整により平成27年度より大型バスは必要ないが、小型28人乗りが必要なため購入し、市所有の小型バス2台運行にして乗降時間の短縮に努め通学利便性の向上に努める。

郷ノ浦地区第2分団の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市	4,880	2,440	2,440	2,400
消防施設	壱岐市	5,110		5,110	4,800
合 計		9,990	2,440	7,550	7,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 勝本 辺地

(辺地の人口 2,136 人)

(辺地の面積 0.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町勝本浦

(2) 地域の中心の位置

勝本町勝本浦211番地7

(3) 辺地度点数

206 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

勝本地区3分団の小型動力ポンプは、購入より15年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態であるため更新の必要がある。

本市の経済浮揚には観光客増加は不可欠であるが、観光施設であるイルカパークの水質悪化によるイルカの体調不良が頻発にある。このことから、原因である堆積物を除去し水質を改善し、イルカパークの健全運営を行い、観光客増加を目指す。

勝本地区第2分団の小型動力ポンプ積載車は、購入より28年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際機械の性能を発揮できない状態であるため更新の必要がある。

本市の経済浮揚には観光客増加は不可欠であるが、中核を担う観光施設であるイルカパークの施設の改修を行うことにより、イルカパークの魅力を維持・向上させ、観光客増加を目指す。

勝本地区第3分団の小型動力ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	1,674		1,674	1,600
公園整備	壱岐市	35,000		35,000	33,200
消防施設	壱岐市	5,006		5,006	4,700
公園整備	壱岐市	6,000		6,000	5,700
消防施設	壱岐市	5,110		5,110	4,800
合 計		52,790	0	52,790	50,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 東可須 辺地

(辺地の人口 1,012 人)

(辺地の面積 4.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町東触・仲触・西戸触

(2) 地域の中心の位置

勝本町仲触1813番地2

(3) 辺地度点数

221 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

本路線は本市北部勝本町に位置し、東可須辺地と新城辺地を結ぶとともに、芦辺町への交通路にもなっている重要幹線道路である。農業面では東可須地区とライスセンターを結び、観光面では芦辺町方面からイルカパークへの交通路として、また、壱岐商業高校への学生の通学路として非常に利用が多い。しかしながら、本路線は幅員が非常に狭く、カーブも急曲で見通しも悪く、危険な状態であり、緊急時における消防車・救急車等の通行にも支障を来しており、地元からの要望も強い為、今回整備するものである。

勝本地区第4分団の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	139,000		139,000	132,000
消防施設	壱岐市	2,118		2,118	1,900
合 計		141,118	0	141,118	133,900

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 石田 辺地

(辺地の人口 1,123 人)

(辺地の面積 4.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町本村触、南触、石田東触、石田西触

(2) 地域の中心の位置

石田町南触944番地

(3) 辺地度点数

178 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいる。

市道白水線は、国道382号と主要地方道勝本石田線をつなぐ重要幹線道路であり、小中学校が隣接しているため通学路として、また、公共施設への一般車両の利用も多い路線である。しかし、路面及び防護柵の損傷が激しく歩行者及び車両通行に支障をきたしている状況であるため、早急に整備の必要がある。

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線で、沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	432,000		432,000	410,400
道路	壱岐市	13,300		13,300	12,600
道路	壱岐市	215,000		215,000	204,200
合 計		660,300	0	660,300	627,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 池田 辺地

(辺地の人口 1,201 人)

(辺地の面積 5.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町池田東触・池田西触・池田仲触・久喜触・湯岳興触・湯岳射手吉触

(2) 地域の中心の位置

石田町池田西触806番地1

(3) 辺地度点数

183 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

石田小学校に運行しているスクールバスは利用児童が36人と多いため、受託会社の大型バスを運行しておりますが、貸切バスの新たな運賃制度により経費の増大が見込まれるため、小型バスを購入し市所有の明確なスクールバスに変更して通学の利便性向上を図る。

石田地区第5分団の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成27年度から平成31年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市	4,880	2,440	2,440	2,400
消防施設	壱岐市	2,118		2,118	1,900
合 計		6,998	2,440	4,558	4,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 筒城 辺地

(辺地の人口 797 人)

(辺地の面積 5.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町筒城西触、筒城東触、筒城仲触、山崎触

(2) 地域の中心の位置

石田町筒城東触19

(3) 辺地度点数

190 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

本路線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い 場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

石田地区第3分団2部の小型動力ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	432,000		432,000	410,400
消防施設	壱岐市	2,118		2,118	1,900
合 計		434,118	0	434,118	412,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原A 辺地

(辺地の人口 521 人)

(辺地の面積 3.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町志原西触、大原触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町志原西触552番地1

(3) 辺地度点数

183 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

平成10年度購入の水槽付消防ポンプ自動車を購入後19年を経過し、車両の老朽化とともに消防ポンプの故障の回数も増え、緊急自動車としての使用に支障をきたすため、新たに水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市	51,840	11,768	40,072	38,000
合 計		51,840	11,768	40,072	38,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 深江 辺地

(辺地の人口 548 人)

(辺地の面積 5.7 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町深江東触、深江南触、深江本村触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町深江東触698番地1

(3) 辺地度点数

211 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線で、沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	215,000		215,000	204,200
合 計		215,000	0	215,000	204,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 諸吉 辺地

(辺地の人口 941 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町諸吉二亦触、諸吉東触、諸吉南触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町諸吉二亦触436番地1

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

壱岐市立の中学校は平成23年4月1日の統廃合により、10校から4校になった。各町既存中学校1校に統合する形を取り、統合されたことにより遠距離通学となる生徒を乗せて運行するスクールバスを設置した。芦辺町においては旧田河中学校に統合されていたが、今回耐震強度不足により旧那賀中学校跡地に移転することとなったことにより、スクールバスに乗車する生徒数が増えるため2台を新たに購入する。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から平成34年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の 予 定 額
			特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市	13,838	6,919	6,919	6,500
合 計		13,838	6,919	6,919	6,500

議案第43号

壱岐市公営住宅等長寿命化計画の作成について

壱岐市公営住宅等長寿命化計画を別冊のとおり作成することについて地方自治法第96条第2項及び壱岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市公営住宅等長寿命化計画 (案)

**平成 30 年 6 月
壱岐市建設部建設課**

目 次

序章 公営住宅等長寿命化計画の目的

1 公営住宅等長寿命化計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の構成	3

第1章 公営住宅等ストックの状況

1.1 壱岐市の概要	4
1.2 公営住宅等ストックの現状	8
1.3 入居者の状況	21
1.4 空家募集の状況	23
1.5 入居者アンケート調査の結果	27

第2章 長寿命化に関する基本方針

2.1 スtockの状態の把握・修繕の実施・データの管理に関する方針	35
2.2 改善事業の実施による 長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針	35

第3章 団地別・住棟別の事業手法の選定

3.1 事業手法の選定の概要	36
3.2 事業手法の選定	38

第4章 公営住宅等における各種実施方針

4.1	点検の実施方針.....	51
4.2	計画修繕の実施方針.....	55
4.3	改善事業の実施方針.....	60
4.4	建替事業の実施方針.....	61

第5章 長寿命化のための事業実施計画

5.1	計画修繕・改善事業の実施予定一覧	62
5.2	建替事業の実施予定一覧	63

第6章 長寿命化のための維持管理による効果

6.1	ライフサイクルコストの算出	64
6.2	維持管理による効果のまとめ	66

序章 公営住宅等長寿命化計画の目的

1 公営住宅等長寿命化計画の背景と目的

(1) 背景

平成 18 年 6 月に、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するための「住生活基本法」が制定され、住宅セーフティネットの確保、健全な住宅市場の整備、住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋が国から示され、本市においても平成 25 年 3 月に「壱岐市公営住宅等長寿命化計画」を策定しました。

平成 29 年度現在、本市が管理している公営住宅等は、120 棟（784 戸）のうち、公営住宅が 106 棟（732 戸）、特定公共賃貸住宅が 2 棟（14 戸）、単独住宅が 12 棟（38 戸）となっています。そのうち、既に耐用年数を経過している住宅が 242 戸、さらに 10 年後には新たに超過する住宅が 38 戸となります。

老朽化した大量の市営住宅等ストックを抱えている本市の状況を踏まえ、既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図るため、定期的な点検等の確実な実施、またその結果を踏まえた早期の修繕の実施、計画的な修繕による予防措置的管理の実施、長寿命化に資する改善事業の実施に計画的に取り組み、コスト削減を図っていくことが重要となっています。

(2) 目的

本計画は、厳しい財政状況下において、建替え、改善、修繕、用途廃止等の適切な手法の選択のもと、予防保全的な維持管理、長寿命化によるライフサイクルコスト※の削減を図ることを目的として策定します。

なお、平成 25 年 3 月に策定した「壱岐市公営住宅等長寿命化計画」が平成 29 年度で中間年度を迎えるにあたり、公営住宅等のストックの現状を再整理し、社会経済情勢や住民ニーズ、財政状況等の変化を踏まえ、地域の特性や住宅事情に応じた総合的な活用方針を再検討し、長寿命化を推進するための維持管理計画の見直しを行うものです。

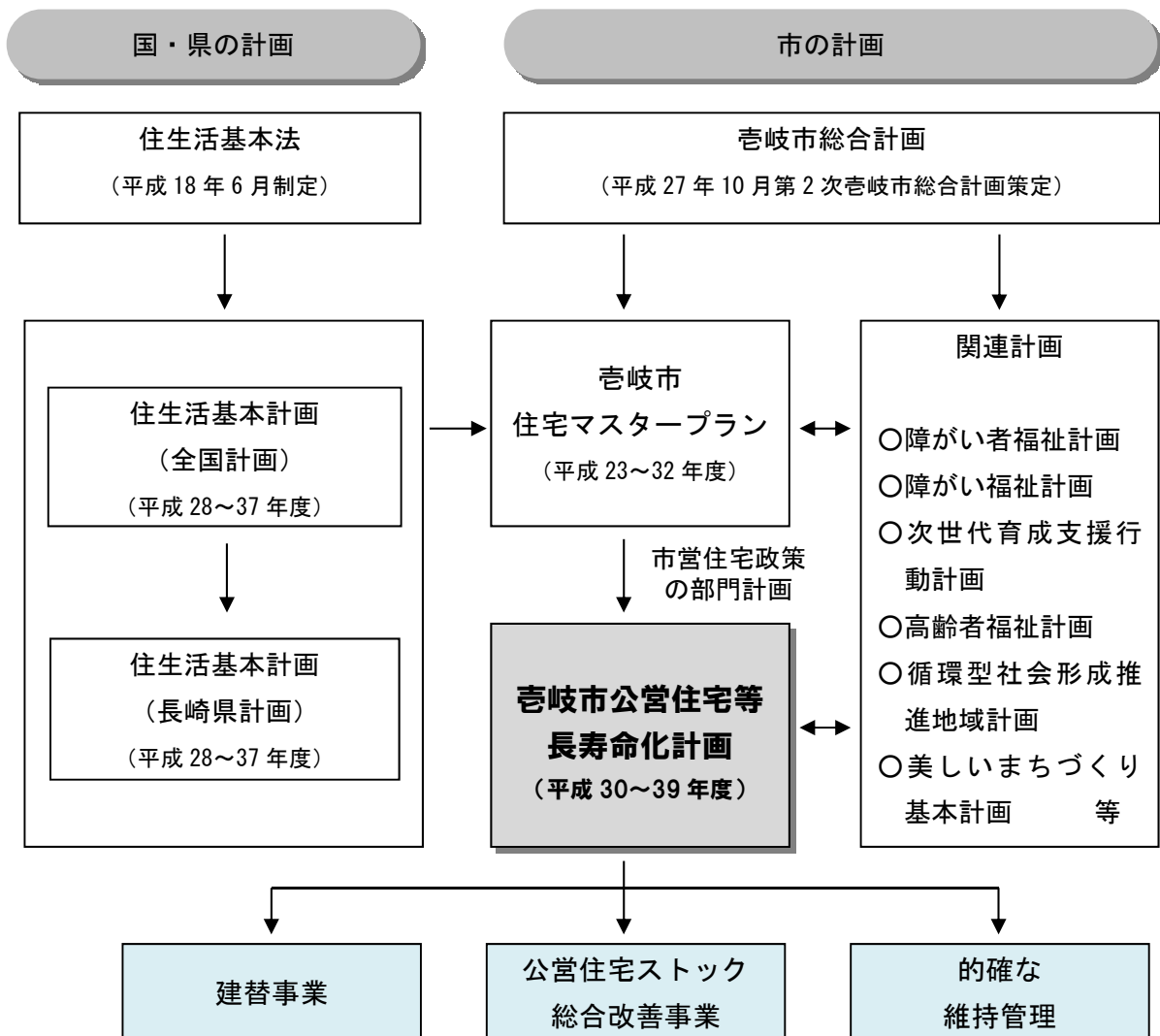
※ライフサイクルコスト（LCC）…建設に係る初期コスト（企画・設計・建設）だけではなく、維持管理や改修、最後に解体、廃棄するまでに必要な建物の全生涯に要する費用の総額のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 27 年 10 月に策定の「壱岐市総合計画」を上位計画とし、「壱岐市住宅マスタープラン～住生活基本計画～」における市営住宅政策に関する部門計画として位置づけ、公営住宅等における建替事業、公営住宅ストック総合改善事業、経常的な維持管理についての方針を定めます。

また、国や県が策定する住生活基本計画等の住宅関連計画との整合を図りながら策定するとともに、本市の各分野の関連計画との整合性を図ります。

▼計画の位置づけ



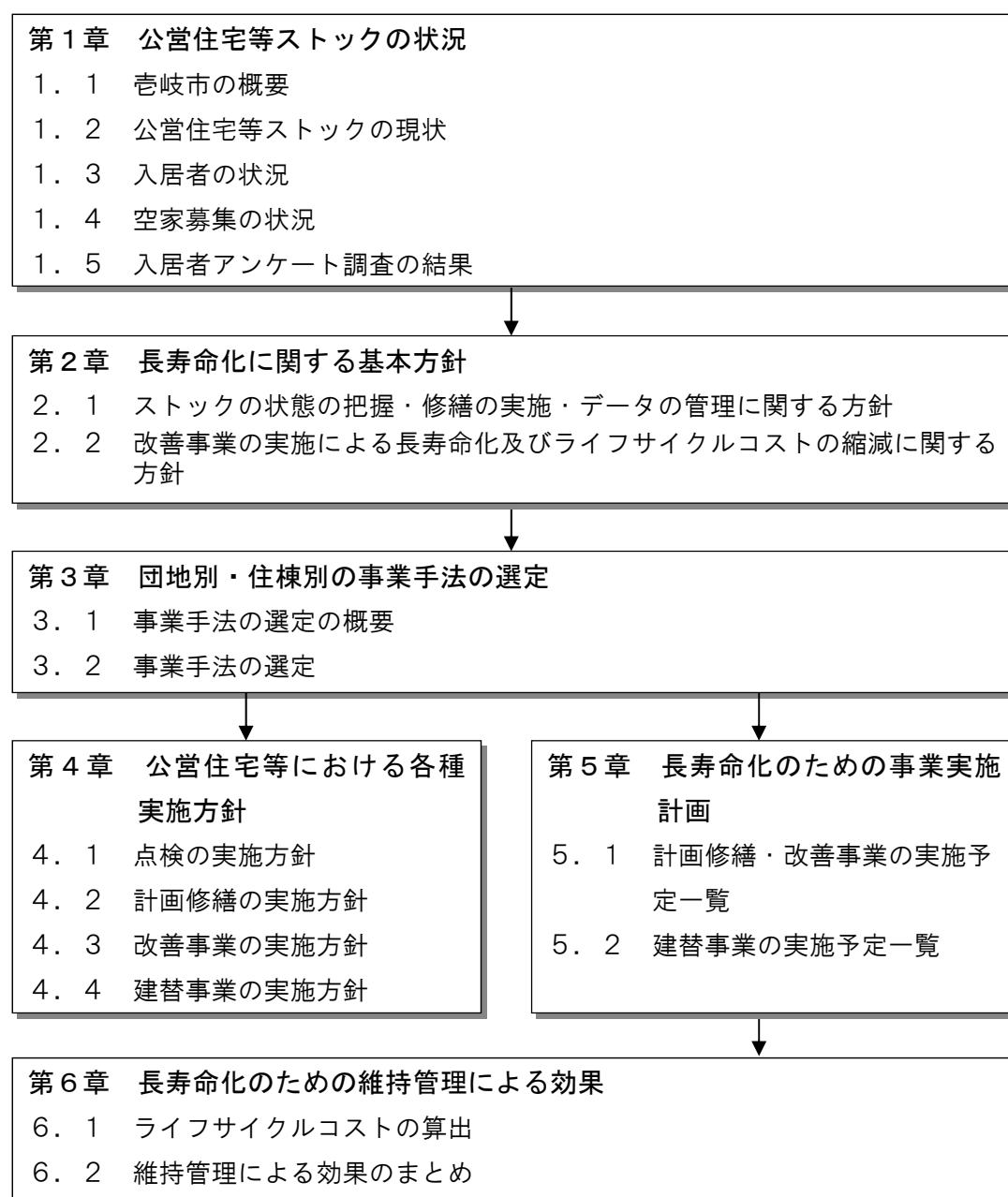
3 計画の期間

本計画の計画期間は、管理する住宅ストック全体の点検・修繕・改善サイクル等を勘案した上で一定期間を確保する必要があることから、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

なお、計画内容は、社会情勢の変化、国や県の住宅政策の動向、各事業の進捗状況等に応じ、概ね 5 年毎に見直しを行うものとします。

4 計画の構成

本計画を策定するにあたっては、以下のフローに従って行うものとします。



第1章 公営住宅等ストックの状況

1.1 壱岐市の概要

(1) 位置・地勢

壱岐市は、福岡県博多港から郷ノ浦港まで西北約 76 k m、佐賀県唐津東港から印通寺港まで北西約 42 k mと、福岡市と対馬市の間に位置しています。

やや南北に長い亀状で、南北約 17 k m、東西約 15 k m、総面積 139.42 k m²、壱岐本島と 23 の属島（有人島 4・無人島 19）からなる島です。

地形は、一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度 100mを超える山地が占める面積はきわめてわずかです。分水嶺は西に偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れ、その流域には、長崎県で 2 番目に大きな平野である深江田原^{ふかえたばる}が広がっています。

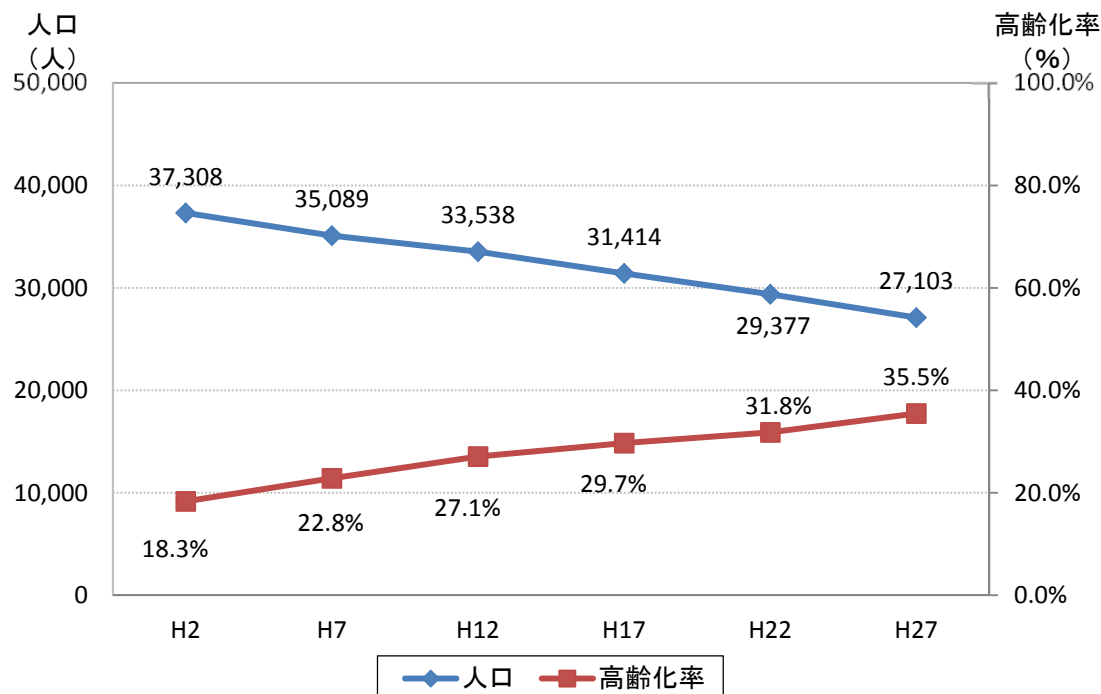
▼壱岐市位置図



(2) 人口・高齢化率

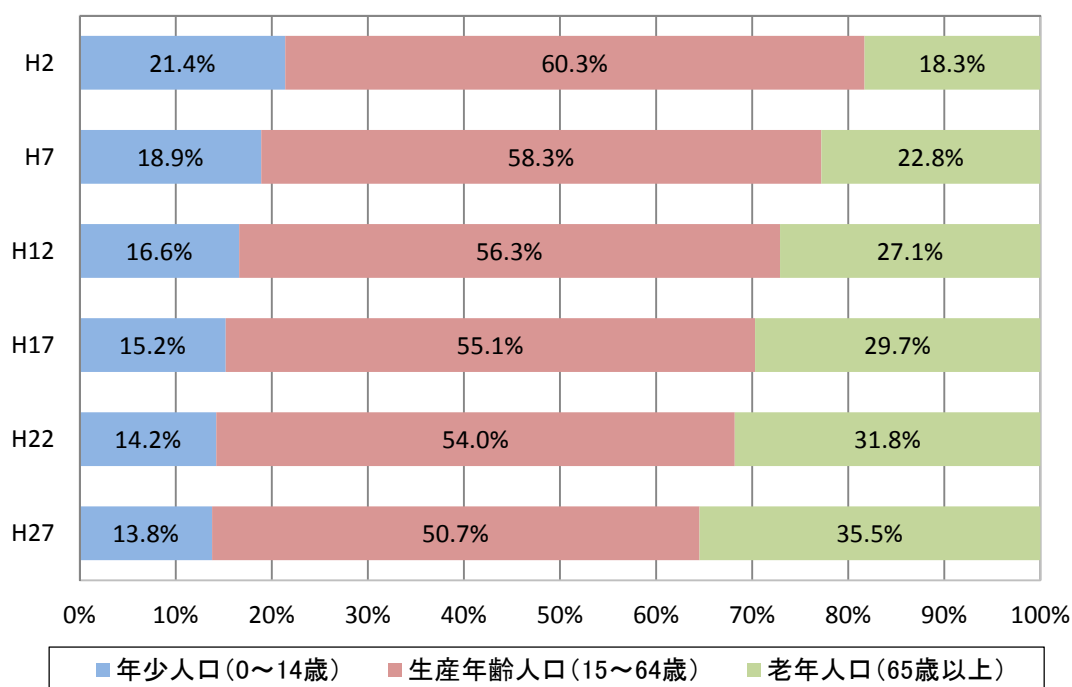
国勢調査における本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成2年時点で37,308人、平成27年時点では27,103人と、この25年間で約10,000人の減少となっています。

高齢化率は、年々増加傾向にあり、平成27年時点では35.5%に達しています。



(3) 年齢階層別人口の推移

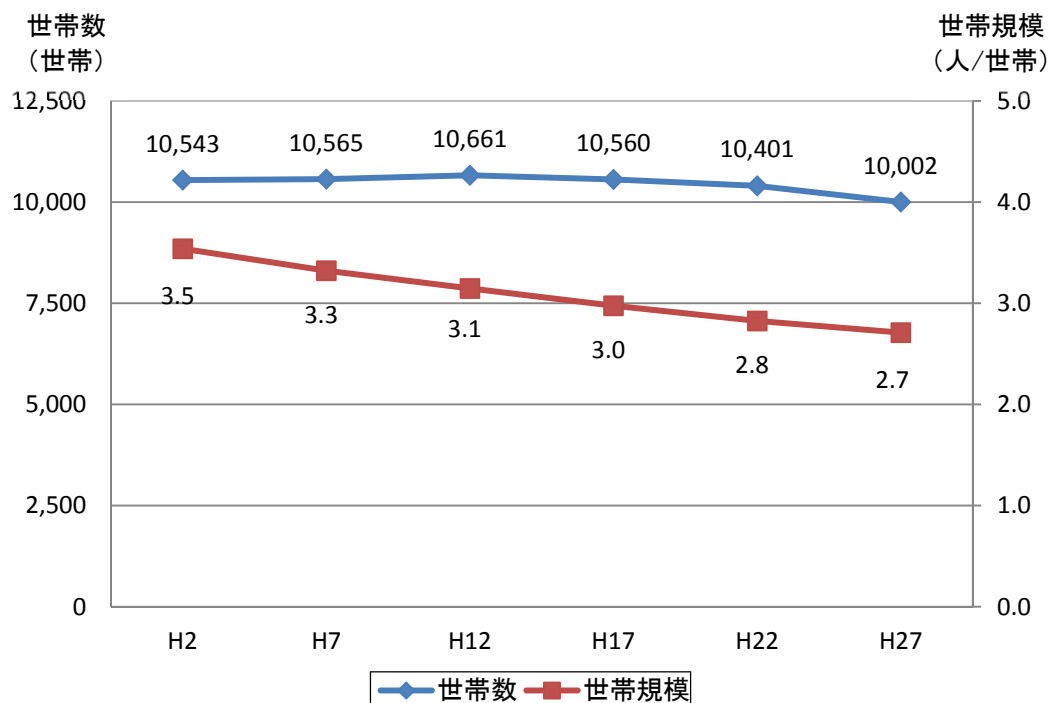
平成2年から27年にかけての年齢階層別人口の推移を見ると、年少人口は平成2年から7.6%減少、生産年齢人口も9.6%減少しているのに対し、老年人口は17.2%増加しており、少子高齢化が急速に進んでいます。



(4) 世帯数及び世帯規模

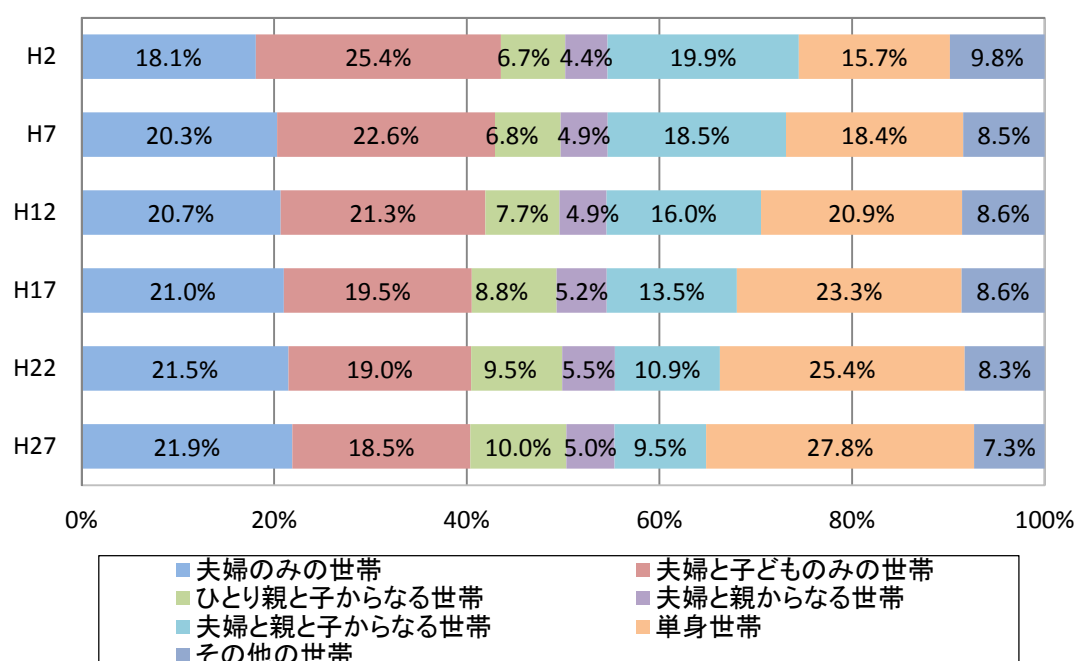
世帯数は、平成2年時点で10,543世帯、平成27年時点で10,002世帯と平成22年まではほぼ横ばい、平成22年から平成27年の間にやや減少の傾向がみられます。

世帯人員は、平成27年時点で2.7人/世帯と、年々減少しています。



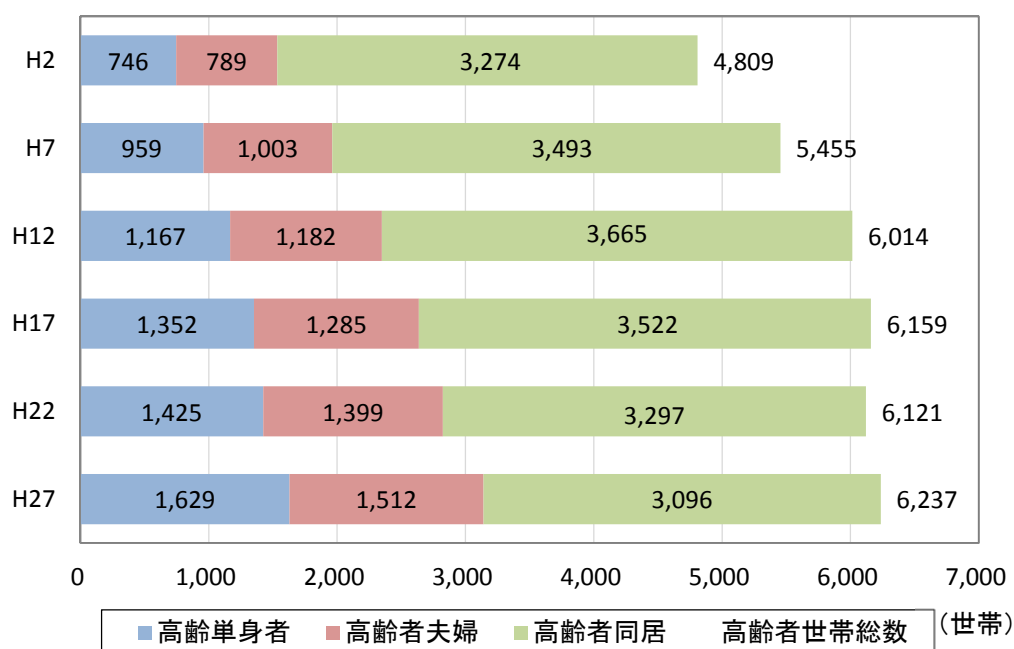
(5) 世帯構成

本市における一般世帯の家族類型を見ると、平成27年時点では、「単身世帯」の割合が27.8%で最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」が21.9%、「夫婦と子どものみの世帯」が18.5%となっています。「単身世帯」は年々増加する一方で、「夫婦と親と子からなる世帯」は減少傾向にあり、世帯の小規模化と核家族化が進行していることが伺えます。



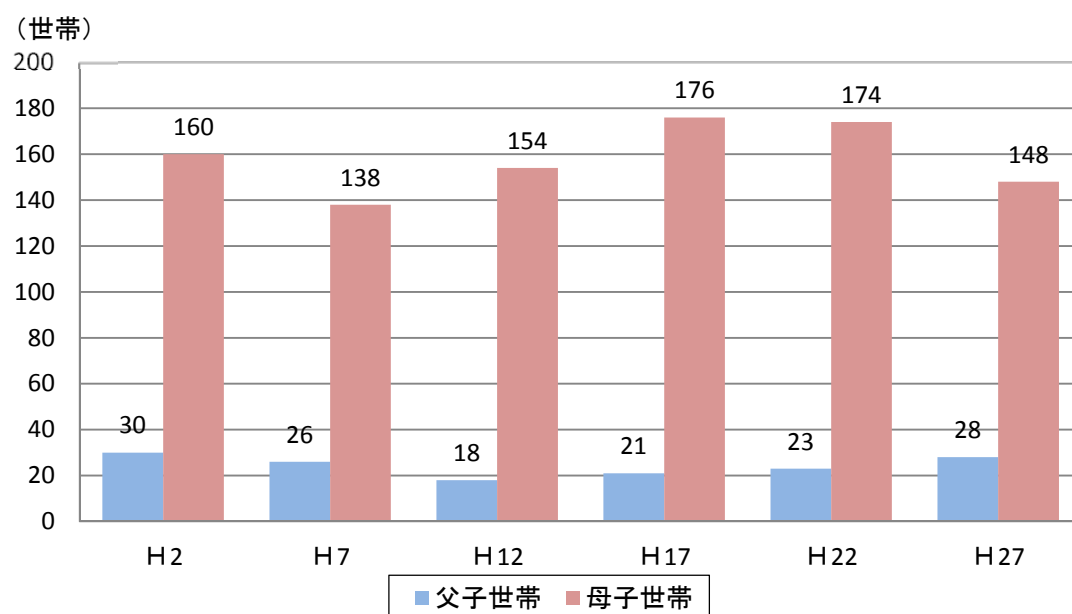
(6) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数は、平成17年までは増加傾向にあったものの、平成22年には若干減少し、平成27年には再び増加し、計6,237世帯となっています。高齢者同居世帯は、平成12年以降減少している一方で、高齢夫婦のみの世帯、高齢単身者世帯は年々増加しています。



(7) 母子・父子世帯の推移

母子世帯数は平成7年から平成17年まで増加傾向にあり、平成22年以降減少し、平成27年で148世帯となっています。一方、父子世帯数は平成12年以降増加の傾向にあり平成27年で28世帯となっています。

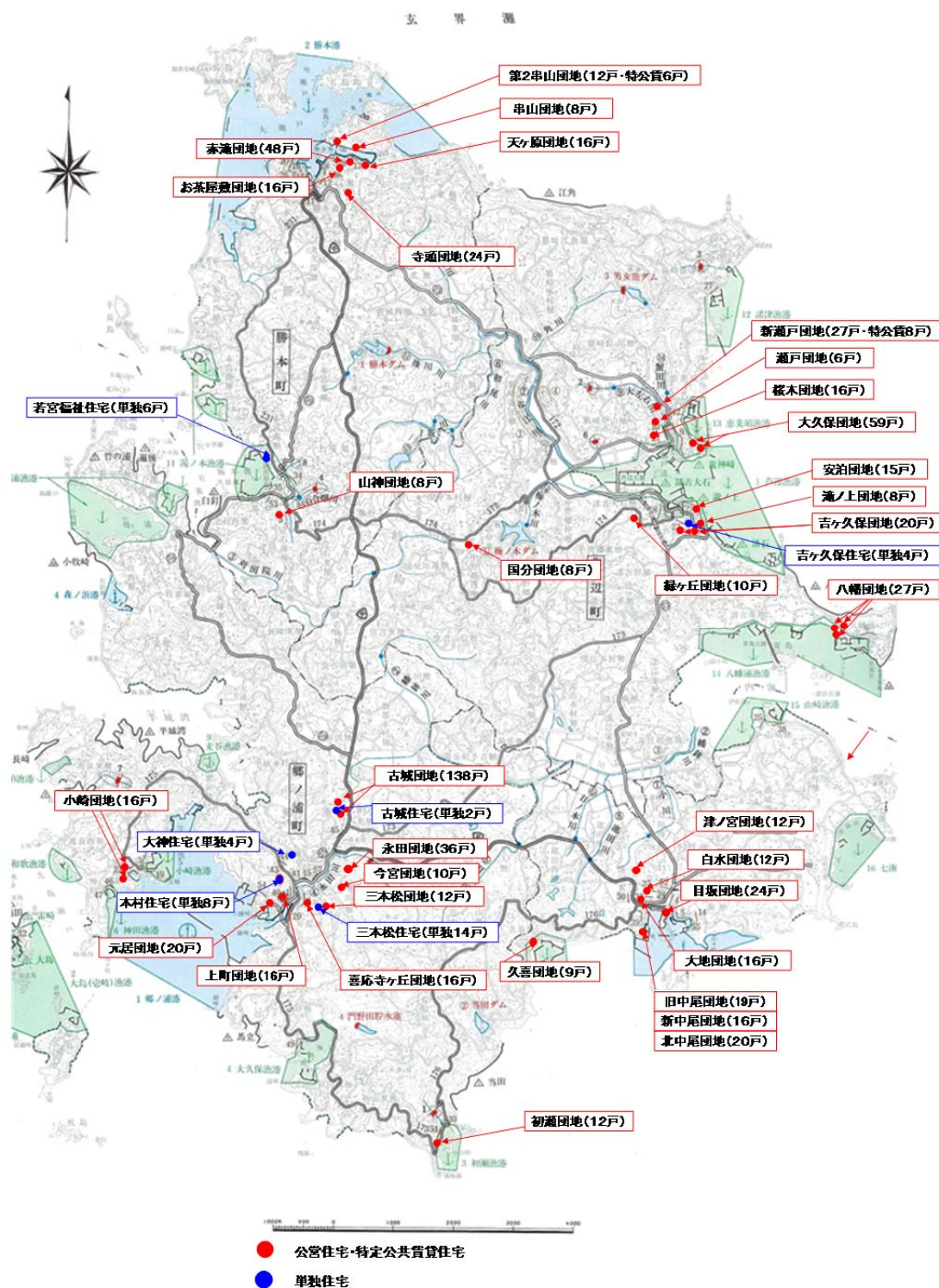


1.2 公営住宅等ストックの現状

(1) 公営住宅等の位置

本市には、郷ノ浦町に公営住宅9団地、単独住宅4住宅、勝本町に公営住宅7団地、単独住宅1住宅、芦辺町に公営住宅10団地、単独住宅1住宅、石田町に公営住宅8団地の、総計で公営住宅34団地、単独住宅6住宅が立地しています。

▼公営住宅等の位置図



(2) 公営住宅等一覧

平成29年10月1日現在の公営住宅等の管理戸数は、公営住宅732戸、特定公共賃貸住宅14戸、単独住宅38戸の計784戸で、概要は以下の通りです。

なお、平成25年3月の計画策定後に、単独住宅3戸用途廃止しました。

▼公営住宅等一覧

町名	団地名	住棟名	住宅区分	建設年度	棟数	管理戸数		構造	階数
郷ノ浦	古城	1棟	公営	S52	1	138	24	中耐	4
		2棟	公営	S53	1		24	中耐	4
		3棟	公営	S54	1		32	中耐	4
		4棟	公営	S55	1		32	中耐	4
		16・17棟	公営	S41	2		4	準耐平	1
		18～21棟	公営	S41	4		16	準耐平	1
		22棟	公営	S43	1		4	準耐平	1
		23棟	公営	S43	1		2	準耐平	1
	永田	A棟	公営	S46	1	36	18	中耐	3
		B棟	公営	S47	1		18	中耐	3
	三本松	1棟	公営	S46	1	12	4	耐二	2
		2棟	公営	S50	1		4	耐二	2
		3棟	公営	S53	1		4	耐二	2
	喜応寺ヶ丘	1棟	公営	H12	1	16	5	耐二	2
		2棟	公営	H13	1		5	耐二	2
		3棟	公営	H14	1		6	耐二	2
	上町	A棟	公営	H20	1	16	8	耐二	2
		B棟	公営	H21	1		8	耐二	2
	元居	1・2棟	公営	S44	2	20	6	準耐平	1
		3・4棟	公営	S45	2		6	準耐平	1
		5棟	公営	S50	1		8	準耐二	2
	小崎	1・2棟	公営	S43	2	16	6	準耐平	1
		3・4棟	公営	S44	2		6	準耐平	1
		A棟	公営	S56	1		4	準耐平	1
初瀬	1・2棟	公営	S42	2	12	6	準耐平	1	
	3・4棟	公営	S43	2		6	準耐平	1	
今宮	—	公営	H16	1	10	10	耐二	2	
古城住宅			単独	S38	1	2	2	準耐二	2
三本松住宅		A～G棟	単独	S44	7	14	14	木造	1
大神住宅			単独	S50	1	4	4	耐二	2
本村住宅			単独	S50	1	8	8	中層	4
郷ノ浦計	団地数9	公営住宅			37	276			
		特公賃住宅			0	0			
	その他(単独)4	単独住宅			10	28			
		計			47	304			
勝本	寺頭	A棟	公営	H19	1	24	8	耐二	2
		B棟	公営	H21	1		16	耐二	2
	赤滝	A棟	公営	S41	1	48	24	中耐	3
		B棟	公営	S43	1		24	中耐	3
	山神	A棟	公営	S45	1	8	4	準耐平	1
		B棟	公営	S45	1		4	準耐平	1
	お茶屋敷	A棟	公営	S47	1	16	8	中耐	4
		B棟	公営	S48	1		8	中耐	4
	天ヶ原	—	公営	S52	1	16	8	準耐二	2
		A棟	公営	S59	1		4	準耐二	2
		B棟	公営	S59	1		4	準耐二	2
	串山	A・B棟	公営	S62	2	8	8	耐二	2

■：既に耐用年限を経過している住宅

■：10年後までに耐用年数を経過する住宅

■：10年後までに耐用年数の1/2を経過する住宅

■：10年後までに耐用年数の1/2を経過しない住宅

※構造の種別

中耐：中層耐火造 耐二：耐火造二階建 準耐平：準耐火造平屋建 準耐二：準耐火造二階建

第1章 公営住宅等ストックの状況

町名	団地名	住棟名	住宅区分	建設年度	棟数	管理戸数		構造	階数
勝本	第2串山	A棟	公営	H8	1	18	6	中耐	3
		B棟	特公賃	H10	1		6	中耐	3
		C棟	公営	H10	1		6	中耐	3
	若宮福祉住宅		単独	S30	1	6	6	木造	1
勝本計	団地数7	公営住宅			15	132			
		特公賃住宅			1	6			
	その他(単独)1	単独住宅			1	6			
		計			17	144			
芦辺	緑ヶ丘	1～3棟	公営	S37	3	10	10	準耐平	1
	滝ノ上	1・2棟	公営	S41	2	8	8	準耐平	1
	安泊	1-A・1-B棟	公営	S44	2	15	9	準耐二	2
		2棟	公営	S51	1		6	準耐二	2
	吉ヶ久保	A～C棟	公営	S45	3	20	10	準耐平	1
		D・E棟	公営	S48	2		10	準耐平	1
	八幡	1・2棟	公営	S41	2	27	8	準耐平	1
		3棟	公営	S42	1		5	準耐平	1
		5・6棟	公営	S43	2		8	準耐平	1
		新八幡	公営	S55	1		6	準耐二	2
	国分	A・B棟	公営	H4	2	8	8	耐二	2
	大久保	1～4棟	公営	S41	4	59	16	準耐平	1
		5・6棟	公営	S44	2		9	準耐二	2
		7棟	公営	S44	1		5	準耐平	1
		8・9棟	公営	S48	2		8	準耐平	1
		10棟	公営	S48	1		2	準耐平	1
		11・12棟	公営	S40	2		5	準耐平	1
		A～D棟	公営	S42	4		14	準耐平	1
	瀬戸	－	公営	S51	1	6	6	準耐二	2
	新瀬戸	A棟	公営	H8	1	35	12	中耐	3
		B棟	特公賃	H10	1		8	中耐	3
		C棟	公営	H11	1		15	中耐	3
桜木	－	公営	H23	1	16	16	耐二	2	
芦辺吉ヶ久保住宅		単独	S53	1	4	4	準耐二	2	
芦辺計	団地数10	公営住宅			41	196			
		特公賃住宅			1	8			
	その他(単独)1	単独住宅			1	4			
		計			43	208			
石田	旧中尾	A～E棟	公営	S43	5	19	19	準耐平	1
	目坂	－	公営	S45	1	24	24	中耐	4
	大地	－	公営	S47	1	16	8	中耐	4
				S48			8	中耐	4
	久喜	－	公営	S52	1	9	9	中耐	4
	新中尾	－	公営	S55	1	16	16	中耐	4
	津ノ宮	－	公営	H10	1	12	12	中耐	3
	北中尾	－	公営	H15	1	20	20	中耐	4
	白水	A棟	公営	H19	1	12	6	耐二	2
B棟		公営	H20	1	6		耐二	2	
石田計	団地数8	公営住宅			13	128			
		特公賃住宅			0	0			
	その他(単独)0	単独住宅			0	0			
		計			13	128			
合計	団地数34	公営住宅			106	732			
		特公賃住宅			2	14			
	その他(単独)6	単独住宅			12	38			
		計			120	784			

■：既に耐用年限を経過している住宅

■：10年後までに耐用年数を経過する住宅

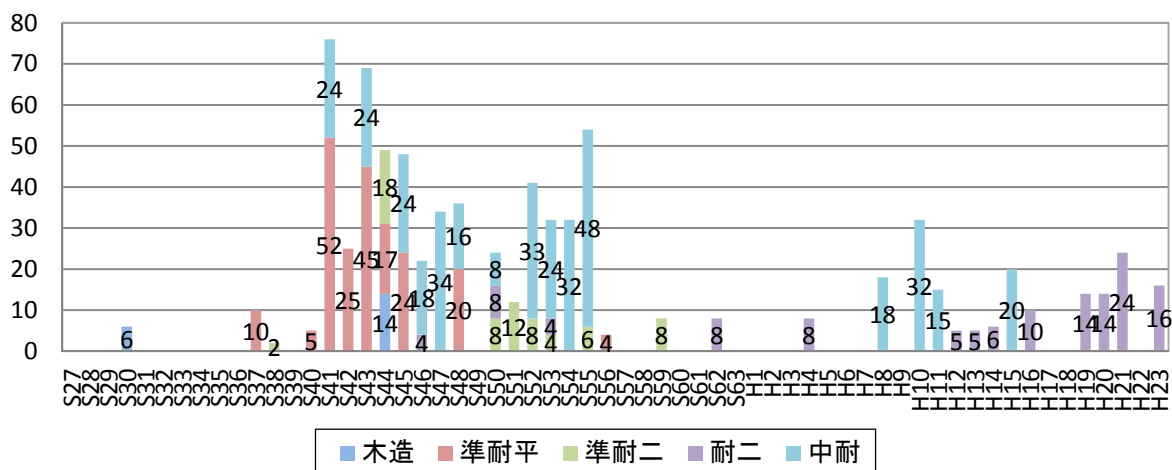
■：10年後までに耐用年数の1/2を経過する住宅

■：10年後までに耐用年数の1/2を経過しない住宅

建設年度別・構造別戸数を見ると、昭和40年代から昭和50年代にかけて、準耐火造平屋建の住宅や中層耐火造の住宅を中心に全体の7割強の住宅が建設されていることが分かります。近年建てられた住宅は、耐火造二階建や中層耐火造のものが殆どです。

構造別住戸割合を見ると、中層耐火造が47.2%と最も多く、次いで準耐火造平屋建が25.8%、耐火造二階建が16.1%となっています。

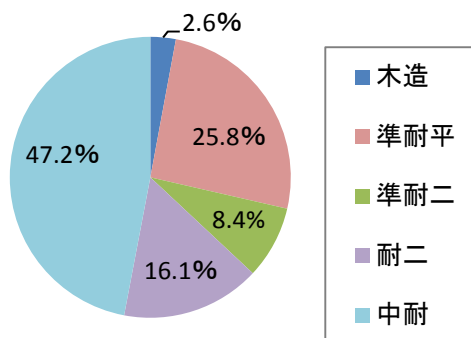
▼建設年度別・構造別戸数（単位：戸）



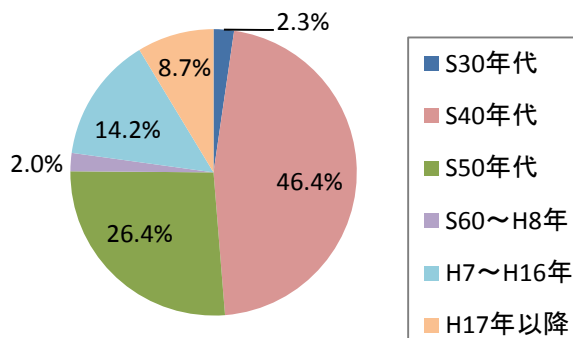
▼建設年代別・構造別戸数（単位：戸）

	S30年代	S40年代	S50年代	S60～H6	H7～H16	H17以降	総計
木造	6	14					20
割合	0.8%	1.8%					2.6%
準耐平	10	188	4				202
割合	1.3%	24.0%	0.5%				25.8%
準耐二	2	18	46				66
割合	0.3%	2.3%	5.8%				8.4%
耐二		4	12	16	26	68	126
割合		0.5%	1.5%	2.0%	3.3%	8.7%	16.1%
中耐		140	145		85		370
割合		17.9%	18.5%		10.8%		47.2%
総計	18	364	207	16	111	68	784
割合	2.3%	46.4%	26.4%	2.0%	14.2%	8.7%	100.0%

▼構造別住戸割合



▼建設年代別住戸割合



(3) 建物の老朽度(耐用年数超過状況)

公営住宅等の建築耐用年数は以下の通りです。(公営住宅法施行令第12条)

・耐火造の住宅【耐二・中耐】	70年
・準耐火造の住宅(二階建)【準耐二】	45年
・準耐火造の住宅(平屋建)【準耐平】	30年
・木造の住宅【木造】	30年

平成29年末までに、耐用年数を経過する公営住宅等は242戸で、さらに今後10年間(平成39年度末)で38戸が耐用年数を経過します。また、建替事業の要件となる、耐用年限の1/2を経過している住宅、または10年後までに耐用年数の1/2を経過する住宅は325戸、10年後までに耐用年限の1/2を経過しない住宅は179戸です。

▼公営住宅等における耐用年数の経過状況

(単位: 戸)

既に耐用年数を経過している住宅(戸)		10年後までに耐用年数を経過する住宅(戸)		既に耐用年数の1/2を経過している住宅、または10年後までに耐用年数の1/2を経過する住宅(戸)		10年後までに耐用年数の1/2を経過しない住宅(戸)	
古城団地(16・17棟)	4	元居団地(5棟)	8	古城団地(1棟)	24	喜応寺ヶ丘団地(1棟)	5
古城団地(18～21棟)	16	天ヶ原団地	8	古城団地(2棟)	24	喜応寺ヶ丘団地(2棟)	5
古城団地(22棟)	4	安泊団地(2棟)	6	古城団地(3棟)	32	喜応寺ヶ丘団地(3棟)	6
古城団地(23棟)	2	新八幡団地	6	古城団地(4棟)	32	上町団地(A棟)	8
元居団地(1・2棟)	6	瀬戸団地	6	永田団地(A棟)	18	上町団地(B棟)	8
元居団地(3・4棟)	6	(単) 芦辺吉ヶ久保住宅	4	永田団地(B棟)	18	今宮団地	10
小崎団地(1・2棟)	6			三本松団地(1棟)	4	寺頭団地(A棟)	8
小崎団地(3・4棟)	6			三本松団地(2棟)	4	寺頭団地(B棟)	16
小崎団地(A棟)	4			三本松団地(3棟)	4	第2串山団地(A棟)	6
初瀬団地(1・2棟)	6			(単) 大神住宅	4	(特公賃) 第2串山団地(B棟)	6
初瀬団地(3・4棟)	6			(単) 本村住宅	8	第2串山団地(C棟)	6
(単) 古城住宅	2			赤滝団地(A棟)	24	新瀬戸団地(A棟)	12
(単) 三本松住宅	14			赤滝団地(B棟)	24	(特公賃) 新瀬戸団地(B棟)	8
山神団地(A棟)	4			お茶屋敷団地(A棟)	8	新瀬戸団地(C棟)	15
山神団地(B棟)	4			お茶屋敷団地(B棟)	8	桜木団地	16
(単) 若宮福祉住宅	6			天ヶ原団地(A棟)	4	津ノ宮団地	12
緑ヶ丘団地(1～3棟)	10			天ヶ原団地(B棟)	4	北中尾団地	20
滝ノ上団地(1・2棟)	8			串山団地(A・B棟)	8	白水団地(A棟)	6
安泊団地(1-A・1-B棟)	9			国分団地(A・B棟)	8	白水団地(B棟)	6
吉ヶ久保団地(A～C棟)	10			目坂団地	24		
吉ヶ久保団地(D・E棟)	10			大地団地	16		
八幡団地(1・2棟)	8			久喜団地	9		
八幡団地(3棟)	5			新中尾団地	16		
八幡団地(5・6棟)	8						
大久保団地(1～4棟)	16						
大久保団地(5・6棟)	9						
大久保団地(7棟)	5						
大久保団地(8・9棟)	8						
大久保団地(10棟)	2						
大久保団地(11・12棟)	5						
大久保団地(A～D棟)	14						
旧中尾団地(A～E棟)	19						
242戸 (単独住宅22戸)		38戸 (単独住宅4戸)		325戸 (単独住宅12戸)		179戸	

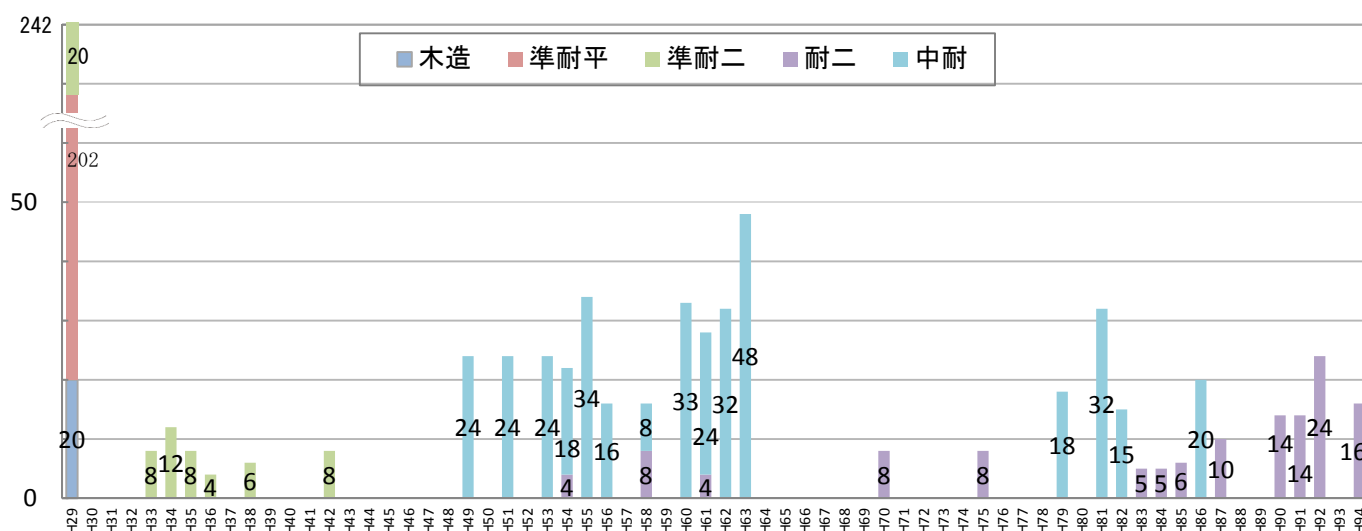
構造別の耐用年限経過戸数を見ると、現在までに全ての木造住宅と準耐火造平屋建住宅の耐用年限を経過しており、今後10年間で準耐火造二階建住宅を中心として、新たに耐用年限を経過することが分かります。

また、昭和40年代前半から昭和50年代に大量に建設された中層耐火造住宅は、平成49年から平成63年にかけていっせいに耐用年限を経過することとなります。

▼年次別・構造別耐用年限経過戸数（単位：戸）

構造	現在	10年後	20年後	30年後	40年後	50年後	60年後	70年後	総計
	～H29	H30 ～H39	H40 ～H49	H50 ～H59	H60 ～H69	H70 ～H79	H80 ～H89	H90 ～H99	
木造	20	—	—	—	—	—	—	—	20
割合	2.6%								2.6%
準耐平	202	—	—	—	—	—	—	—	202
割合	25.8%								25.8%
準耐二	20	38	8	—	—	—	—	—	66
割合	2.6%	4.8%	1.0%						8.4%
耐二	—	—	—	12	4	16	26	68	126
割合				1.5%	0.5%	2.0%	3.3%	8.7%	16.1%
中耐	—	—	24	124	137	18	67	—	370
割合			3.1%	15.8%	17.5%	2.3%	8.5%		47.2%
総計	242	38	32	136	141	34	93	68	784
割合	30.9%	4.8%	4.1%	17.3%	18.0%	4.3%	11.9%	8.7%	100.0%

▼年次別・構造別耐用年限経過戸数（単位：戸）



▼耐用年数経過表①

[illegible]

[illegible]

(4) 住戸の規模

住戸の規模は、50㎡台が最も多く29.0%で、次いで40㎡台が25.9%、30㎡台が17.1%、60㎡以上が14.0%、70㎡台が14.0%の順となっています。

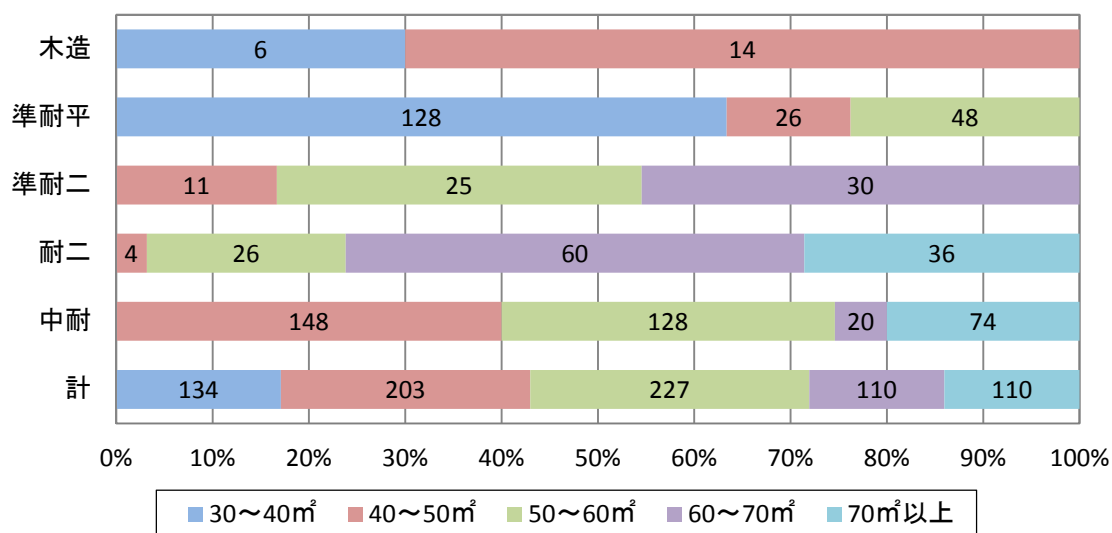
構造別住戸規模を見ると、準耐火造平屋建住宅では、3人世帯の最低居住面積水準である40㎡を下回る狭小な住戸が6割を超えていることが分かります。

▼構造別住戸規模（単位：戸）

	30～40㎡	40～50㎡	50～60㎡	60～70㎡	70㎡以上	総計
木造	6	14				20
割合	0.8%	1.8%				2.6%
準耐平	128	26	48			202
割合	16.3%	3.3%	6.1%			25.8%
準耐二		11	25	30		66
割合		1.4%	3.2%	3.8%		8.4%
耐二		4	26	60	36	126
割合		0.5%	3.3%	7.7%	4.6%	16.1%
中耐		148	128	20	74	370
割合		18.9%	16.3%	2.6%	9.4%	47.2%
総計	134	203	227	110	110	784
割合	17.1%	25.9%	29.0%	14.0%	14.0%	100.0%

▼構造別住戸規模割合

(単位：戸)



▼【参考】住生活基本計画（全国計画）で示されている居住面積水準

	世帯人員別の住戸専用面積（㎡）					
	単身	2人	3人	4人	5人	6人
誘導居住面積水準 （一般型）	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】	150 【137.5】	175 【162.5】
最低居住面積水準	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】	60 【55】	70 【65】

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

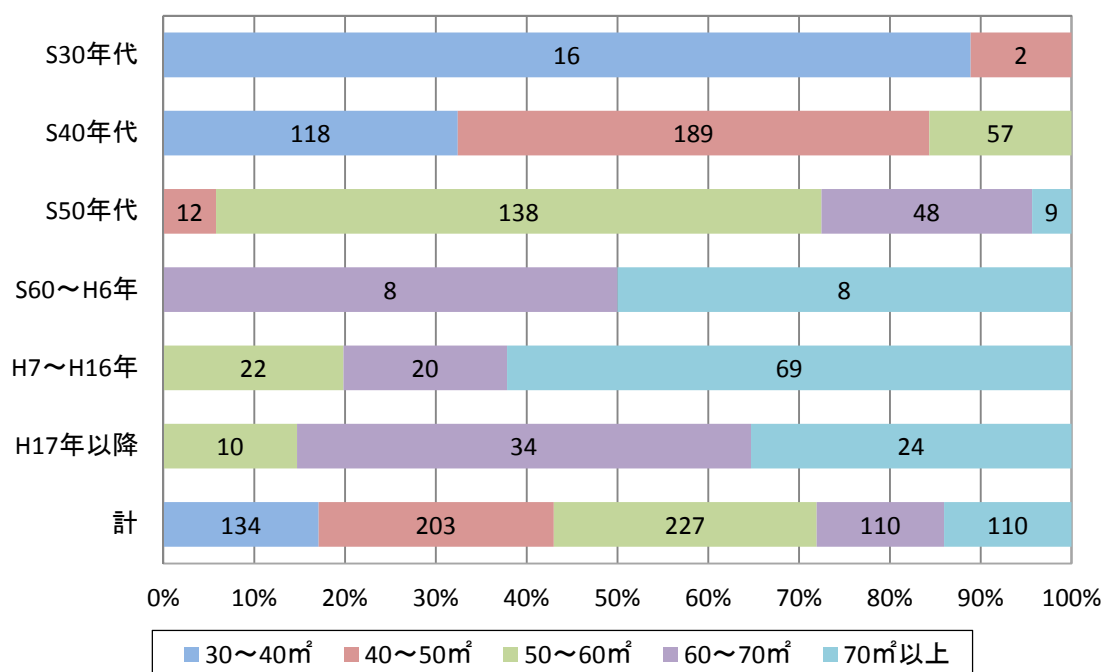
建設年度別住戸規模を見ると、昭和30年代に建てられた住戸は、40㎡を下回るものが殆どです。建設戸数が最も多い昭和40年代には、30～60㎡の様々な住戸規模の住戸が建設されています。

昭和50年代から近年にかけては、50㎡以上の比較的規模の大きな住戸を中心に建設が行われています。

▼建設年度別住戸規模

	30～40㎡	40～50㎡	50～60㎡	60～70㎡	70㎡以上	総計
S30年代	16	2	0	0	0	18
割合	2.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%
S40年代	118	189	57	0	0	364
割合	15.1%	24.1%	7.3%	0.0%	0.0%	46.4%
S50年代	0	12	138	48	9	207
割合	0.0%	1.5%	17.6%	6.1%	1.1%	26.4%
S60～H6年	0	0	0	8	8	16
割合	0.0%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	2.0%
H7～H16年	0	0	22	20	69	111
割合	0.0%	0.0%	2.8%	2.6%	8.8%	14.2%
H17年以降	0	0	10	34	24	68
割合	0.0%	0.0%	1.3%	4.3%	3.1%	8.7%
総計	134	203	227	110	110	784
割合	17.1%	25.9%	29.0%	14.0%	14.0%	100.0%

▼建設年度別住戸規模割合



(5) 設備状況

各住戸及び団地内の設備状況は、以下の通りです。

▼公営住宅等の設備状況①（単位：戸）

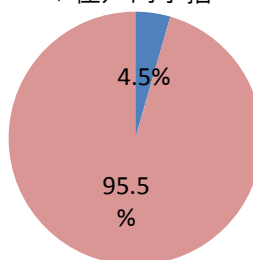
	住戸内手摺		共用部手摺		3 箇所給湯		給水方式		
	有	無	有	無	有	無	直結	直結増圧	高架水槽
木造	0	20	—	—	0	20	20	0	0
準耐平	0	202	—	—	0	202	202	0	0
準耐二	0	66	—	—	0	66	66	0	0
耐二	0	126	106	4	110	16	110	16	0
中耐	35	335	190 (16※)	164	131	239	214	0	156
総計	35	749	312	168	241	543	612	16	156
割合	4.5%	95.5%	65.0%	35.0%	30.7%	69.3%	78.1%	2.0%	19.9%

※：1 階部分のみ手摺有り

▼公営住宅等の設備状況②（単位：戸）

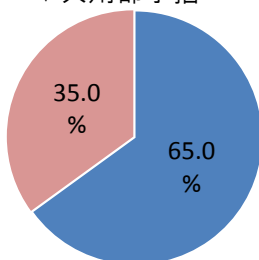
	排水方式				EV（3 階以上住棟）		駐車場	
	下水道	合併処理浄化槽	単独浄化槽（し尿）	汲取り	有	無	有	無
木造	14	0	0	6	—	—	14	6
準耐平	0	0	0	202	—	—	12	190
準耐二	23	2	0	41	—	—	18	48
耐二	74	36	0	16	—	—	118	8
中耐	79	250	41	0	20	350	201	169
総計	190	288	41	265	20	350	363	421
割合	24.2%	36.8%	5.2%	33.8%	5.4%	94.6%	46.3%	53.7%

▼住戸内手摺



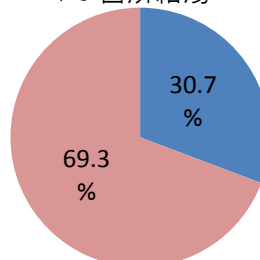
■有 ■無

▼共用部手摺



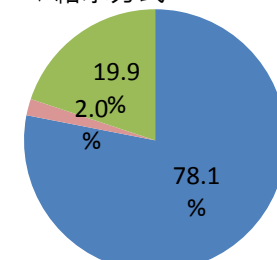
■有 ■無

▼3 箇所給湯



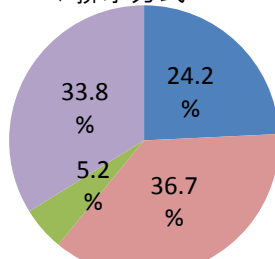
■有 ■無

▼給水方式



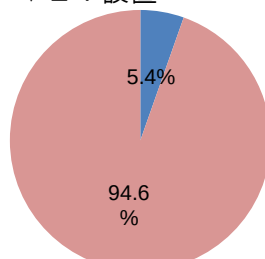
■直結 ■直結増圧 ■高架水槽

▼排水方式



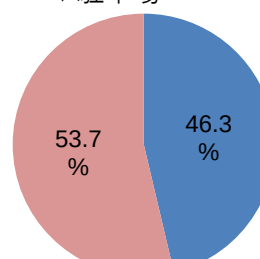
■下水道 ■合併処理浄化槽 ■単独浄化槽 ■汲取り

▼E V 設置



■有 ■無

▼駐車場



■有 ■無

(6) 修繕・改善状況

平成24年以降に実施した団地・住棟別の主な修繕・改善履歴は以下の通りです。近年では、屋根及び外壁改修工事、耐震補強、浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修等が主に実施しています。

▼近年の修繕・改善状況

町名	団地名	住棟名	修繕年度	主な修繕・改善履歴
郷ノ浦	古城団地	1棟	H28年度	浴室、トイレ、台所の内部改修工事
		1棟	H28年度	浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と給湯器の設置
	永田団地	—	—	軽微な修繕のみ
	喜応寺ヶ丘団地	—	—	軽微な修繕のみ
	上町団地	—	—	軽微な修繕のみ
	元居団地	—	—	軽微な修繕のみ
	小崎団地	—	—	軽微な修繕のみ
	初瀬団地	—	—	軽微な修繕のみ
	今宮団地	—	—	軽微な修繕のみ
	古城住宅	—	—	軽微な修繕のみ
	三本松団地	2棟	H27年度	外壁及び屋上防水等改修工事 浴室の設備機器及び給湯器の設置
		3棟	H28年度	外壁及び屋上防水等改修工事 浴室の設備機器及び給湯器の設置
	大神住宅	—	—	軽微な修繕のみ
	本村住宅	—	—	軽微な修繕のみ
勝本	寺頭団地	—	—	軽微な修繕のみ
	赤滝団地	A・B棟	H25年度	供用階段の手すり設置
		B棟	H27年度	耐震補強、外壁改修、屋上防水改修、内部改修 浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と給湯器の設置 電力引込設備、幹線設備、電灯コンセント設備改修
		A棟	H28年度	耐震補強、外壁改修、屋上防水改修、内部改修 浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と給湯器の設置 電力引込設備、幹線設備、電灯コンセント設備改修
	山神団地	—	—	軽微な修繕のみ
	お茶屋敷団地	—	—	軽微な修繕のみ
	天ヶ原団地	—	H27年度	屋上防水工事
	串山団地	—	—	軽微な修繕のみ

第1章 公営住宅等ストックの状況

町名	団地名	住棟名	修繕年度	主な修繕・改善履歴
勝本	第2串山団地	—	—	軽微な修繕のみ
	若宮福祉住宅	—	—	軽微な修繕のみ
芦辺	緑ヶ丘団地	—	—	軽微な修繕のみ
	滝ノ上団地	—	—	軽微な修繕のみ
	安泊団地	—	—	軽微な修繕のみ
	吉ヶ久保団地	—	—	軽微な修繕のみ
	八幡団地	1～3棟	H26年度	屋根及び外壁改修工事 浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修
		5・6棟	H27年度	屋根及び外壁改修工事 浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修
	国分団地	—	—	軽微な修繕のみ
	大久保団地	E～H棟	H24年度	解体
		6棟	H27年度	浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と下水道接続 内部及び建具等改修工事
		5棟	H28年度	浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と下水道接続 内部及び建具等改修工事
	瀬戸団地	—	—	軽微な修繕のみ
	新瀬戸団地	—	—	軽微な修繕のみ
	桜木団地	—	—	軽微な修繕のみ
	芦辺吉ヶ久保住宅	—	平成26年度	屋上防水改修
石田	旧中尾団地	—	—	軽微な修繕のみ
	目坂団地	—	—	軽微な修繕のみ
	大地団地		H24年度	高架水槽からの給水を直結方式に変更
	久喜団地		H28年度	耐震補強、外壁改修、屋上防水改修、内部改修
			H28年度	浴室、トイレ、台所の設備機器及び給排水管の改修と給湯器の設置
	新中尾団地	—	—	軽微な修繕のみ
	津ノ宮団地	—	H26年度	給湯機器の取替え
	北中尾団地	—	—	軽微な修繕のみ
	白水団地	—	—	軽微な修繕のみ

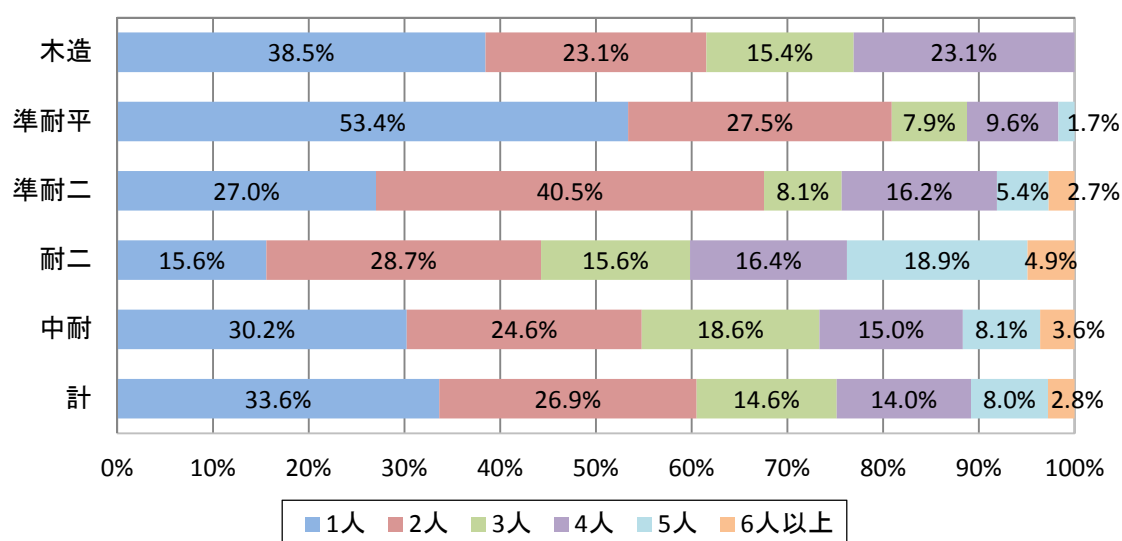
1.3 入居者の状況

(1) 世帯人員

公営住宅等入居世帯の世帯人員は、1人世帯が最も多く 33.6%、次いで2人世帯 26.9%、3人世帯 14.6%、4人世帯 14.0%の順となっています。

構造別に見ると、木造や準耐火造の住宅には、耐火造の住宅と比較して、1人世帯や2人世帯の小規模な世帯が多く居住していることが分かります。

▼世帯人員（単位：戸）

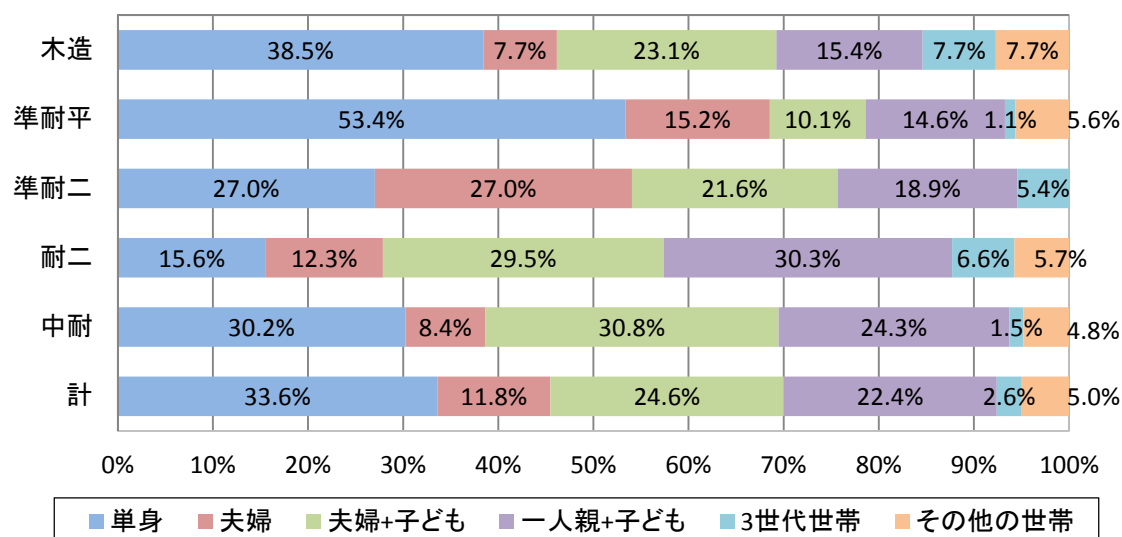


(2) 世帯構成

公営住宅等入居世帯の世帯構成は、単身世帯の割合が最も高く 33.6%、次いで夫婦と子供の世帯 24.6%、一人親と子どもの世帯 22.4%、夫婦世帯 11.8%の順となっています。

構造別に見ると、木造や準耐火造の住宅では単身世帯が多く、耐火造の住宅では、夫婦と子ども世帯や一人親と子ども世帯が多く居住していることが分かります。

▼世帯構成

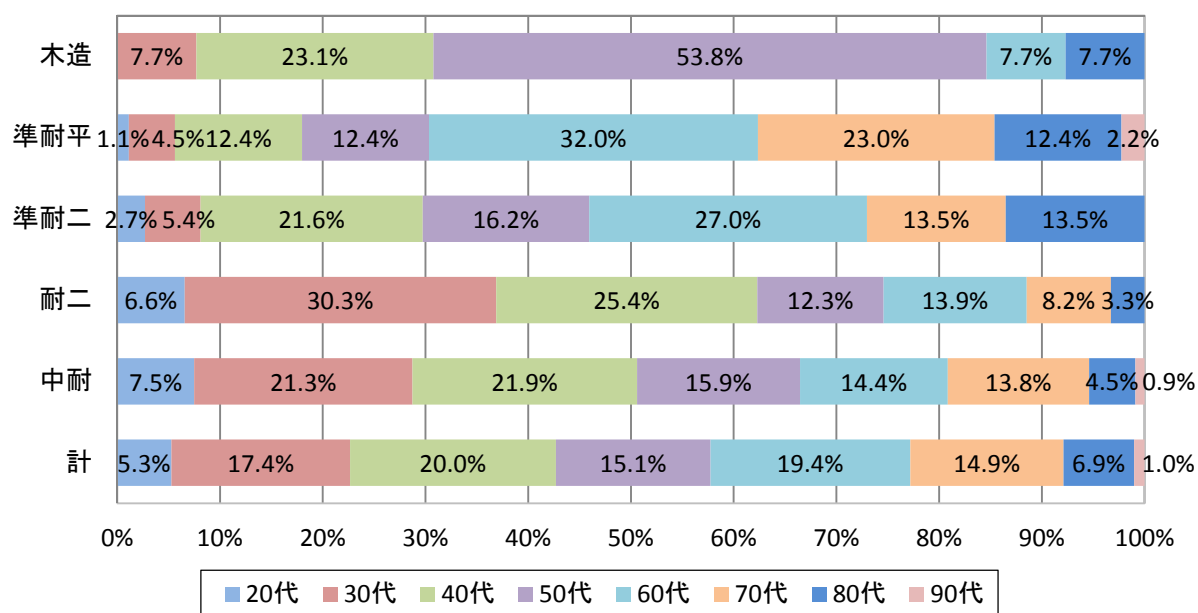


(3) 入居者の年齢構成

公営住宅等入居世帯（名義人）の年齢構成は、40歳代が最も多く全体の20.0%で、次いで60歳代、30歳代、50歳代、70歳代の順となっています。

構造別に見ると、耐火造の住宅には20歳代、30歳代の比較的若い世帯が多いのに対し、準耐火造の住宅には60歳代以上の世帯が多く居住しています。

▼年齢構成



(4) 世帯の収入状況

入居者の収入状況を見ると、原則階層が91.8%、裁量階層が4.5%となっています。

一方、収入超過者が3.7%を占めていることから、これらの世帯に対する適切な措置を検討する必要があります。

▼入居世帯の収入状況

収入区分	政令月収	収入分位		世帯数	割合
原則階層	104,000 円以下	0～10%	I	560	79.8%
	104,001～123,000 円	10～15%	II	43	6.1%
	123,001～139,000 円	15～20%	III	23	3.3%
	139,001～158,000 円	20～25%	IV	18	2.6%
裁量階層	158,001～186,000 円	25～32.5%	V	19	2.7%
	186,001～214,000 円	32.5～40%	VI	13	1.8%
裁量階層外	214,001～259,000 円	40～50%	VII	11	1.6%
	259,000 円以上	50%～	VIII	15	2.1%
総 数				706	100.0%

※特定公共賃貸住宅の入居者分は除く

1.4 空家募集の状況

(1) 空家の状況

現在の事業空家を除く空家戸数は、管理戸数 784 戸のうち 63 戸で、全体の 8.0%を占めています。

町別に見ると、芦辺町が最も空家率が高く 14.9%、次に勝本町 7.6%、郷ノ浦町 5.9%、石田町 2.3%の順となっています。

▼団地別空家の状況【平成 29 年 10 月 13 日現在】

町名	団地名	住棟名	住宅区分	棟数	管理戸数		現入居戸数	空家戸数		事業空家※	空家率 (事業空家を除く)
									うち政策空家※		
郷ノ浦	古城	1棟	公営	1	138	24	23	0	0	1	0.0%
		2棟	公営	1		24	23	0	0	1	0.0%
		3棟	公営	1		32	27	0	0	5	0.0%
		4棟	公営	1		32	30	0	0	2	0.0%
		16・17棟	公営	2		4	4	0	0	0	0.0%
		18～21棟	公営	4		16	15	1	0	0	6.3%
		22棟	公営	1		4	3	1	0	0	25.0%
		23棟	公営	1		2	2	0	0	0	0.0%
	永田	A棟	公営	1	36	18	17	1	0	0	5.6%
		B棟	公営	1		18	18	0	0	0	0.0%
	三本松	1棟	公営	1	12	4	3	0	0	1	0.0%
		2棟	公営	1		4	4	0	0	0	0.0%
		3棟	公営	1		4	4	0	0	0	0.0%
	喜応寺ヶ丘	1棟	公営	1	16	5	5	0	0	0	0.0%
		2棟	公営	1		5	4	1	0	0	20.0%
		3棟	公営	1		6	6	0	0	0	0.0%
	上町	A棟	公営	1	16	8	8	0	0	0	0.0%
		B棟	公営	1		8	8	0	0	0	0.0%
	元居	1・2棟	公営	2	20	6	5	1	1	0	16.7%
		3・4棟	公営	2		6	5	1	1	0	16.7%
		5棟	公営	1		8	4	0	0	4	0.0%
	小崎	1・2棟	公営	2	16	6	3	3	3	0	50.0%
		3・4棟	公営	2		6	6	0	0	0	0.0%
A棟		公営	1	4		3	0	0	1	0.0%	
初瀬	1・2棟	公営	2	12	6	5	1	1	0	16.7%	
	3・4棟	公営	2		6	2	4	4	0	66.7%	
今宮	—	公営	1	10	10	10	0	0	0	0.0%	
古城住宅		単独	1	2	2	2	2	2	0	100.0%	
三本松住宅		単独	7	14	14	12	2	2	0	14.3%	
大神住宅		単独	1	4	4	4	0	0	0	0.0%	
本村住宅		単独	1	8	8	8	0	0	0	0.0%	
郷ノ浦計	団地数 9	公営住宅		37	276		247	14	10	15	5.1%
		特公賃住宅		0	0		0	0	0	0	0.0%
	その他(単独) 4	単独住宅		10	28		24	4	4	0	14.3%
		計		47	304		271	18	14	15	5.9%
勝本	寺頭	A棟	公営	1	24	8	8	0	0	0	0.0%
		B棟	公営	1		16	16	0	0	0	0.0%
	赤滝	A棟	公営	1	48	24	20	0	0	4	0.0%
		B棟	公営	1		24	18	0	0	6	0.0%
	山神	A棟	公営	1	8	4	2	2	2	0	50.0%
		B棟	公営	1		4	3	1	1	0	25.0%
	お茶屋敷	A棟	公営	1	16	8	7	1	0	0	12.5%
		B棟	公営	1		8	7	1	0	0	12.5%
	天ヶ原	—	公営	1	16	8	8	0	0	0	0.0%
		A棟	公営	1		4	4	0	0	0	0.0%
B棟		公営	1	4		4	0	0	0	0.0%	

第1章 公営住宅等ストックの状況

町名	団地名	住棟名	住宅 区分	棟数	管理戸数		現入居 戸数	空家戸数		事業 空家※	空家率 (事業空家 を除く)
									うち政策 空家※		
勝本	串山	A・B棟	公営	2	8	8	8	0	0	0	0.0%
	第2串山	A棟	公営	1	18	6	4	0	0	2	0.0%
		B棟	特公賃	1		6	5	1	0	0	16.7%
		C棟	公営	1		6	6	0	0	0	0.0%
若宮福祉住宅			単独	1	6	6	1	5	5	0	83.3%
勝本 計	団地数7	公営住宅		15	132		115	5	3	12	3.8%
		特公賃住宅		1	6		5	1	0	0	16.7%
	その他 (単独)1	単独住宅		1	6		1	5	5	0	83.3%
		計		17	144		121	11	8	12	7.6%
芦辺	緑ヶ丘	1～3棟	公営	3	10	10	8	2	2	0	20.0%
	滝ノ上	1・2棟	公営	2	8	8	7	1	1	0	12.5%
	安泊	1-A・1-B棟	公営	2	15	9	7	2	2	0	22.2%
		2棟	公営	1		6	5	1	1	0	16.7%
	吉ヶ久保	A～C棟	公営	3	20	10	9	1	1	0	10.0%
		D・E棟	公営	2		10	8	2	2	0	20.0%
	八幡	1・2棟	公営	2	27	8	8	0	0	0	0.0%
		3棟	公営	1		5	5	0	0	0	0.0%
		5・6棟	公営	2		8	8	0	0	0	0.0%
		新八幡	公営	1		6	6	0	0	0	0.0%
	国分	A・B棟	公営	2	8	8	8	0	0	0	0.0%
	大久保	1～4棟	公営	4	59	16	10	6	6	0	37.5%
		5・6棟	公営	2		9	9	0	0	0	0.0%
		7棟	公営	1		5	3	2	2	0	40.0%
		8・9棟	公営	2		8	7	1	1	0	12.5%
		10棟	公営	1		2	2	0	0	0	0.0%
		11・12棟	公営	2		5	3	2	2	0	40.0%
		A～D棟	公営	4		14	6	8	8	0	57.1%
	瀬戸	－	公営	1	6	6	6	0	0	0	0.0%
	新瀬戸	A棟	公営	1	35	12	12	0	0	0	0.0%
		B棟	特公賃	1		8	6	2	0	0	25.0%
		C棟	公営	1		15	14	1	0	0	6.7%
	桜木	－	公営	1	16	16	16	0	0	0	0.0%
	芦辺吉ヶ久保住宅			単独	1	4	4	4	0	0	0
芦辺 計	団地数10	公営住宅		41	196		167	29	28	0	14.8%
		特公賃住宅		1	8		6	2	0	0	25.0%
	その他 (単独)1	単独住宅		1	4		4	0	0	0	0.0%
		計		43	208		177	31	28	0	14.9%
石田	旧中尾	A～E棟	公営	5	19	19	16	3	3	0	15.8%
	目坂	－	公営	1	24	24	22	0	0	2	0.0%
	大地	－	公営	1	16	16	14	0	0	2	0.0%
	久喜	－	公営	1	9	9	9	0	0	0	0.0%
	新中尾	－	公営	1	16	16	14	0	0	2	0.0%
	津ノ宮	－	公営	1	12	12	10	0	0	2	0.0%
	北中尾	－	公営	1	20	20	16	0	0	4	0.0%
	白水	A棟	公営	1	12	6	6	0	0	0	0.0%
B棟		公営	1	6		6	0	0	0	0.0%	
石田 計	団地数8	公営住宅		13	128		113	3	3	12	2.3%
		特公賃住宅		0	0		0	0	0	0	0.0%
	その他 (単独)0	単独住宅		0	0		0	0	0	0	0.0%
		計		13	128		113	3	3	12	2.3%
合計	団地数34	公営住宅		106	732		642	51	44	39	7.0%
		特公賃住宅		2	14		11	3	0	0	21.4%
	その他 (単独)6	単独住宅		12	38		29	9	9	0	23.7%
		計		120	784		682	63	53	39	8.0%

※政策空家…用途廃止・建替を実施するために募集を停止している空家。

※事業空家…他の公営住宅において改善事業等を実施する際に、仮住まいとして利用するために募集を停止している空家。

(2) 応募・募集状況

平成24年度から平成28年度までの空家の募集状況を見ると、年々募集戸数が減っており、平成24年度には94戸あったものの、平成25～27年度には50～60戸、平成28年度には24戸となっています。

町別に見ると、郷ノ浦町では募集倍率が平均3.3倍と比較的高いものの、勝本町、芦辺町では募集倍率が平均1.0倍を下回り低くなっています。

▼入居募集状況（平成24年度～平成28年度）

町名	団地名	管理戸数	H24			H25			H26			H27			H28			合計		
			4回募集			3回募集			4回募集			4回募集			4回募集			募集	申込	倍率
			募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率			
郷ノ浦	古城団地	138	9	26	2.9	4	19	4.8	6	17	2.8	3	6	2.0	1	9	9.0	23	77	3.3
	永田団地	36	3	9	3.0	0	0	なし	2	3	1.5	5	7	1.4	0	0	なし	10	19	1.9
	三本松団地	12	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	喜応寺ヶ丘団地	16	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	5	5.0	1	7	7.0	2	12	6.0
	上町団地	16	1	6	6.0	0	0	なし	0	0	なし	4	26	6.5	1	5	5.0	6	37	6.2
	元居団地	20	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	小崎団地	16	1	2	2.0	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	2	2.0
	初瀬団地	12	2	1	0.5	2	0	0.0	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	4	1	0.3
	今宮団地	10	0	0	なし	0	0	なし	1	8	8.0	0	0	なし	0	0	なし	1	8	8.0
	(単)古城住宅	2	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	(単)三本松住宅	14	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	(単)大神住宅	4	0	0	なし	0	0	なし	1	6	6.0	0	0	なし	0	0	なし	1	6	6.0
	(単)本村住宅	8	0	0	なし	0	0	なし	1	3	3.0	1	1	1.0	0	0	なし	2	4	2.0
	郷ノ浦計	304	16	44	2.8	6	19	3.2	11	37	3.4	14	45	3.2	3	21	7.0	50	166	3.3
勝本	寺頭団地	24	1	2	2.0	1	3	3.0	2	3	1.5	1	1	1.0	1	5	5.0	6	14	2.3
	赤滝団地	48	14	1	0.1	13	5	0.4	7	1	0.1	0	0	なし	0	0	なし	34	7	0.2
	山神団地	8	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	お茶屋敷団地	16	1	2	2.0	2	1	0.5	4	1	0.3	8	4	0.5	0	0	なし	15	8	0.5
	天ヶ原団地	16	1	3	3.0	4	0	0.0	4	2	0.5	0	0	なし	0	0	なし	9	5	0.6
	串山団地	8	0	0	なし	3	4	1.3	0	0	なし	3	2	0.7	0	0	なし	6	6	1.0
	第2串山団地	12	2	1	0.5	0	0	なし	1	2	2.0	1	1	1.0	1	0	0.0	5	4	0.8
	(特公賃)第2串山団地B棟	6	0	0	0.0	3	3	0.0	0	0	なし	0	0	なし	4	0	0.0	7	3	0.4
勝本計	(単)若宮住宅	6	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	勝本計	144	19	9	0.5	26	16	0.6	18	9	0.5	13	8	0.6	6	5	0.8	82	51	0.6

第1章 公営住宅等ストックの状況

町名	団地名	管理戸数	H 2 4			H 2 5			H 2 6			H 2 7			H 2 8			合計		
			4 回募集			3 回募集			4 回募集			4 回募集			4 回募集					
			募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率	募集	申込	倍率
芦 辺	緑ヶ丘団地	10	3	8	2.7	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	3	8	2.7
	滝ノ上団地	8	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	安泊団地	15	0	0	なし	1	5	5.0	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	5	5.0
	吉ヶ久保団地	20	1	1	1.0	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	1	1.0
	八幡団地	27	1	2	2.0	0	0	なし	0	0	なし	1	1	1.0	1	3	3.0	3	6	2.0
	国分団地	8	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	大久保団地	59	25	0	0.0	6	1	0.2	0	0	なし	3	3	1.0	1	4	4.0	35	8	0.2
	瀬戸団地	6	0	0	なし	1	2	2.0	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	2	2.0
	新瀬戸団地	27	0	0	なし	2	6	3.0	7	8	1.1	2	1	0.5	1	3	3.0	12	18	1.5
	(特公賃)新瀬戸団地B棟	8	15	0	0.0	7	3	0.0	10	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	56	3	0.1
	桜木団地	16	4	6	1.5	1	5	5.0	2	5	2.5	1	2	2.0	0	0	なし	8	18	2.3
	(単)芦辺吉ヶ久保住宅	4	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	芦辺計	208	49	17	0.3	18	22	1.2	19	13	0.7	19	7	0.4	15	10	0.7	120	69	0.6
石 田	旧中尾団地	19	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし
	目坂団地	24	1	2	2.0	0	0	なし	1	1	1.0	0	0	なし	0	0	なし	2	3	1.5
	大地団地	16	2	1	0.5	1	1	1.0	3	2	0.7	5	2	0.4	0	0	なし	11	6	0.5
	久喜団地	9	4	0	0.0	6	0	0.0	4	1	0.3	0	0	なし	0	0	なし	14	1	0.1
	新中尾団地	16	1	2	2.0	2	3	1.5	1	1	1.0	0	0	なし	0	0	なし	4	6	1.5
	津ノ宮団地	12	0	0	なし	0	0	なし	0	0	なし	1	3	3.0	0	0	なし	1	3	3.0
	北中尾団地	20	2	9	4.5	0	0	なし	0	0	なし	3	5	1.7	0	0	なし	5	14	2.8
	白水団地	12	0	0	なし	1	5	5.0	1	4	4.0	0	0	なし	0	0	なし	2	9	4.5
石田計	128	10	14	1.3	10	9	0.9	10	9	0.9	9	10	1.1	0	0	なし	39	42	1.1	
総計	公営住宅	732	79	84	1.1	50	60	1.2	46	59	1.3	42	69	1.6	8	36	4.5	225	312	1.4
	特定公共賃貸住宅	14	15	0	0.0	10	6	0.6	10	0	0.0	12	0	0.0	16	0	0.0	63	6	0.1
	単独住宅	38	0	0	なし	0	0	なし	2	9	4.5	1	1	1.0	0	0	なし	3	10	3.3
	計	784	94	84	0.9	60	66	1.1	58	68	1.2	55	70	1.3	24	36	1.5	291	328	1.1

※特定公共賃貸住宅については、定期募集と併せて随時募集をしており、上記の数字には随時募集による申込数も含めている。

1.5 入居者アンケート調査の結果

(1) アンケート調査の概要

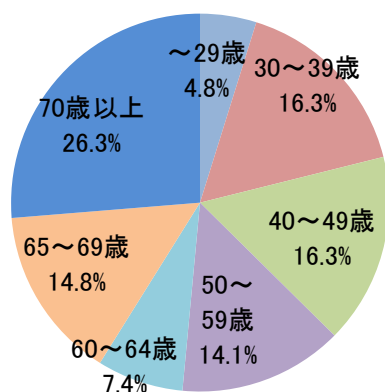
本計画の策定にあたり、公営住宅等の入居者が抱える住宅課題やニーズを把握し、公営住宅等長寿命化計画の参考にすることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要は以下の通りです。

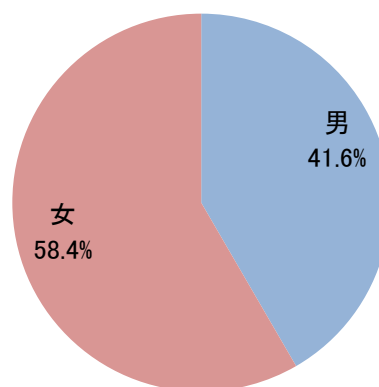
調査対象者	壱岐市公営住宅等入居者
調査期間	平成29年10月16日～10月31日
調査方法	調査票を郵送配布、返信用封筒にて返送もしくは窓口にて直接回収
調査対象数	662世帯
有効回答数	n=275世帯(有効回収率:41.5%)
調査項目	回答者の基本的な属性、住宅に対する満足度、今度の居住意向等

(2) 回答者の基本的な属性

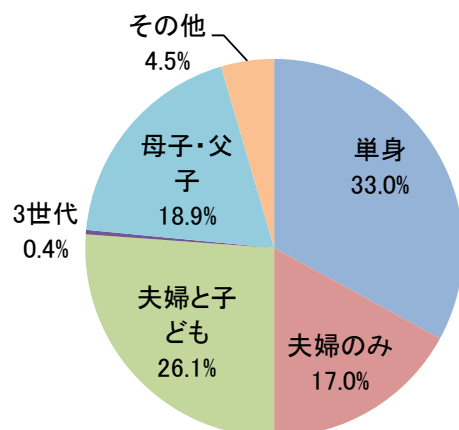
▼年齢 (n=270)



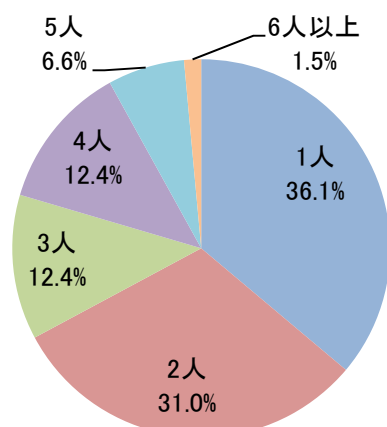
▼性別 (n=257)



▼家族構成 (n=264)

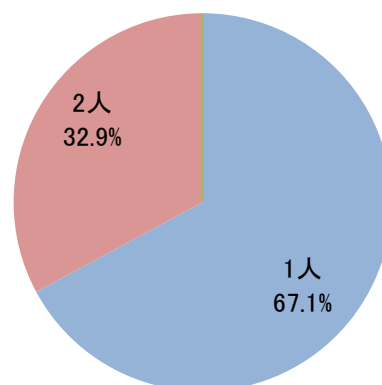
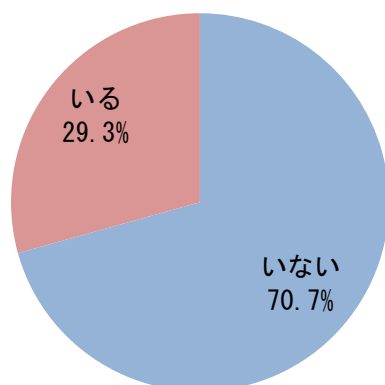


▼世帯の人数 (n=274)

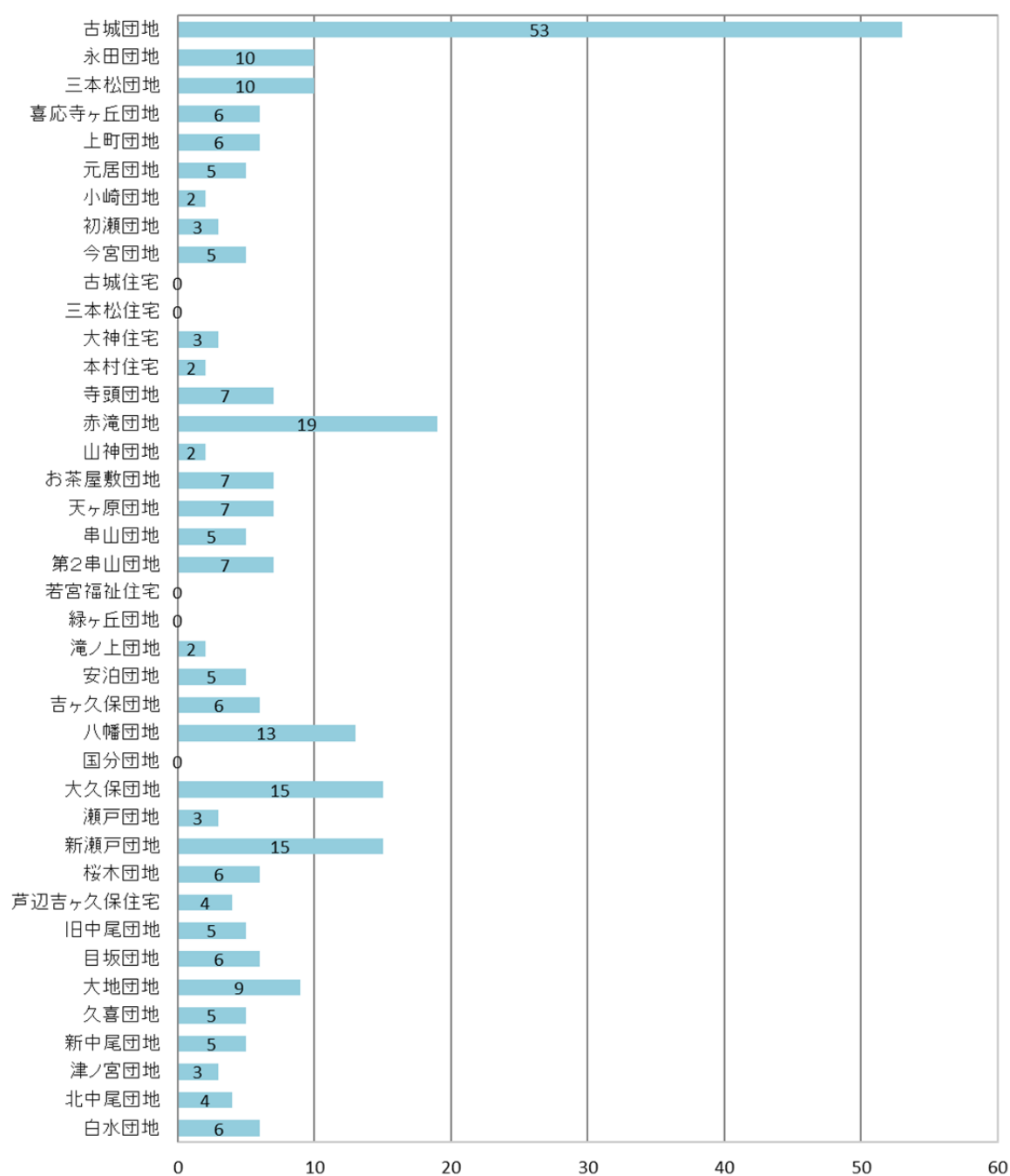


▼65歳以上の方がいる世帯（n=259）

▼65歳以上がいる場合の人数（n=73）



▼お住まいの団地（n=271）

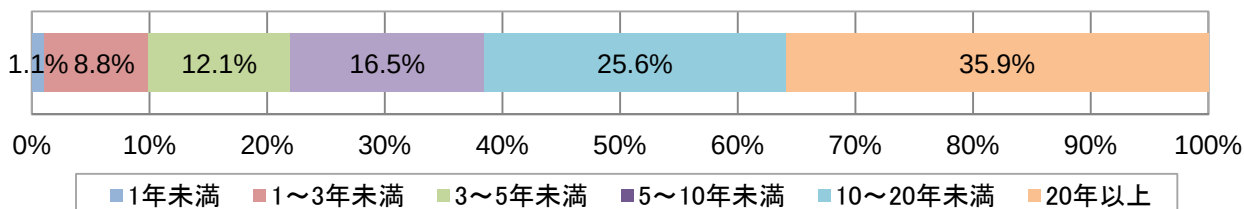


（注）古城住宅、三本松住宅、若宮福祉住宅、緑ヶ丘団地、国分団地は回答者無し

(3) 現在の住まいについて

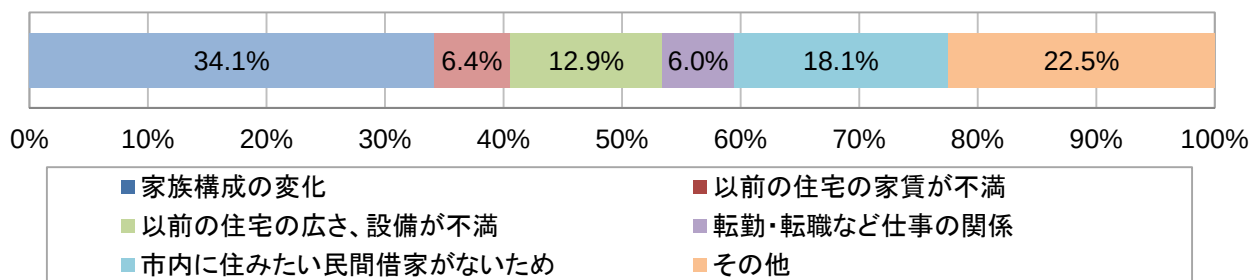
①入居してからの期間（n=273）

公営住宅等への入居期間は、「20年以上」が最も多く35.9%、続いて「10～20年」が25.6%、「5～10年未満」が16.5%の順となっており、6割程度の入居者が10年以上居住し続けています。



②入居理由（n=249）

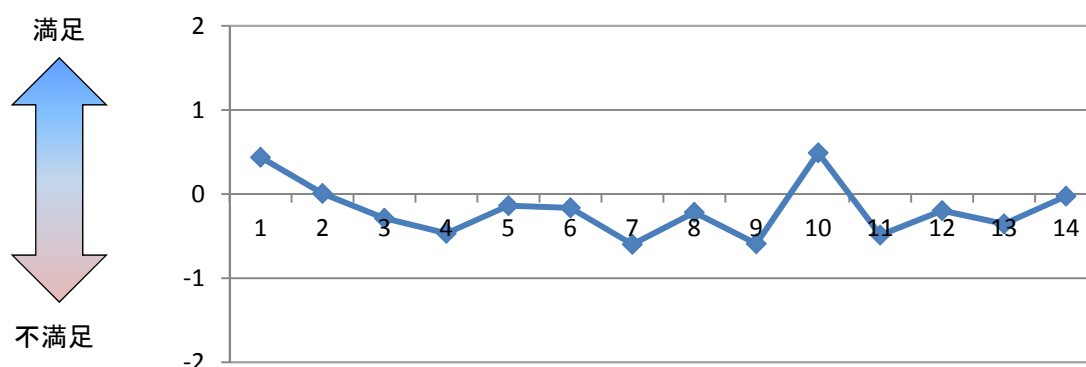
公営住宅等への入居理由は、「家族構成の変化」が最も多く34.1%、続いて「その他」が22.5%、「市内に住みたい民間借家がないため」が18.1%、「以前の住宅の広さ、設備が不満」が12.9%の順となっています。



③住宅に対する満足度

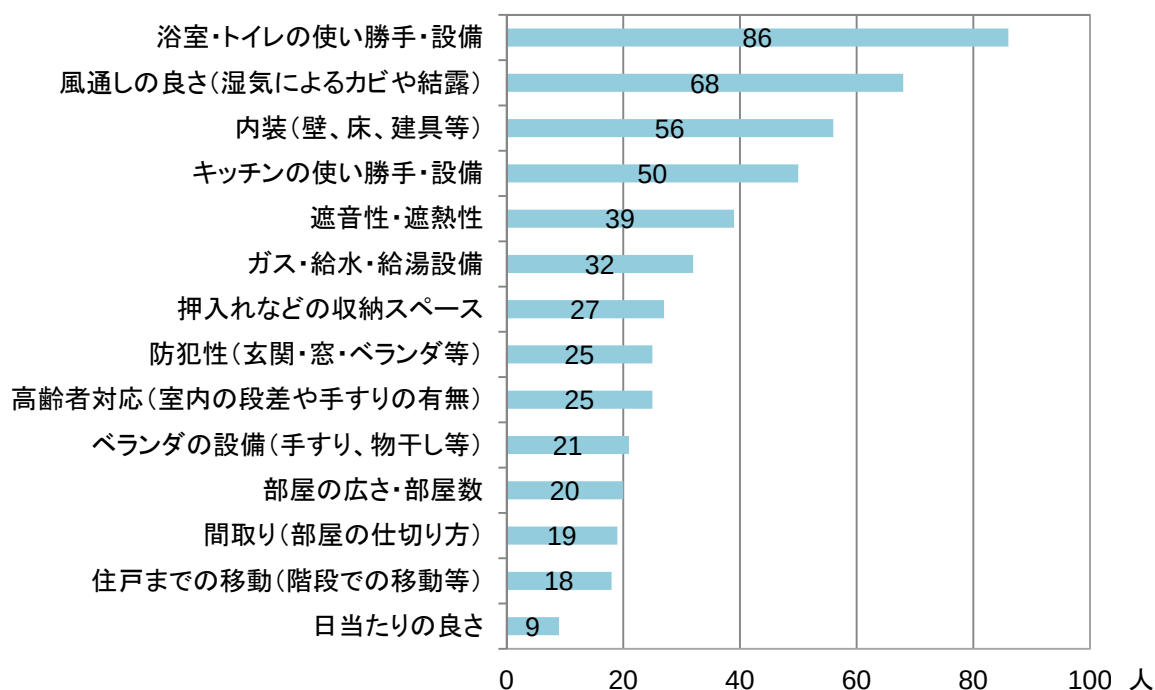
住宅に対する満足度は、「1. 部屋の広さ・部屋数」、「10. 日当たりの良さ」に対する満足度は比較的高いものの、「3. キッチンの使い勝手・設備」、「4. 浴室・トイレの使い勝手・設備」、「7. 内装（壁、床、建具等）」、「9. 遮音性・遮熱性」、「11. 風通しの良さ（湿気によるカビや結露）」、「13. 高齢者対応（室内の段差や手すりの有無）」等に対する不満度がやや高い結果となっています。

1. 部屋の広さ・部屋数	2. 間取り（部屋の仕切り方）	3. キッチンの使い勝手・設備
4. 浴室・トイレの使い勝手・設備	5. ガス・給水・給湯設備	6. 押入れ等の収納スペース
7. 内装（壁、床、建具等）	8. ベランダの設備（手すり、物干し等）	9. 遮音性・遮熱性
10. 日当たりの良さ	11. 風通しの良さ（湿気によるカビや結露）	12. 防犯性（玄関・窓・ベランダ等）
13. 高齢者対応（室内の段差や手すりの有無）	14. 住戸までの移動（階段での移動等）	



④住宅において改善が必要だと思われる箇所（n＝495、複数回答3つまで）

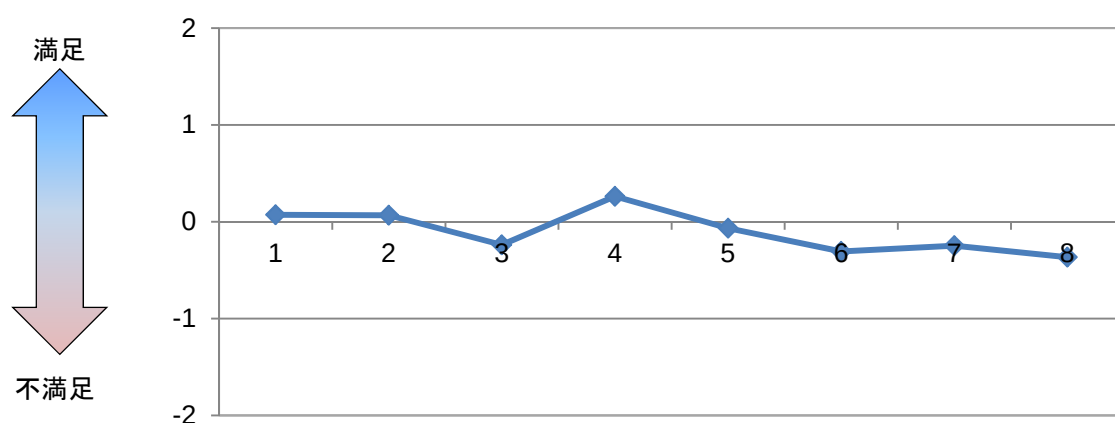
住宅において特に改善が必要だと思われる箇所は、「浴室・トイレの使い勝手・設備」が最も多く、次いで「風通しの良さ（湿気によるカビや結露）」、「内装（壁、床、建具等）」、「キッチンの使い勝手・設備」の順となっています。



⑤団地に対する満足度

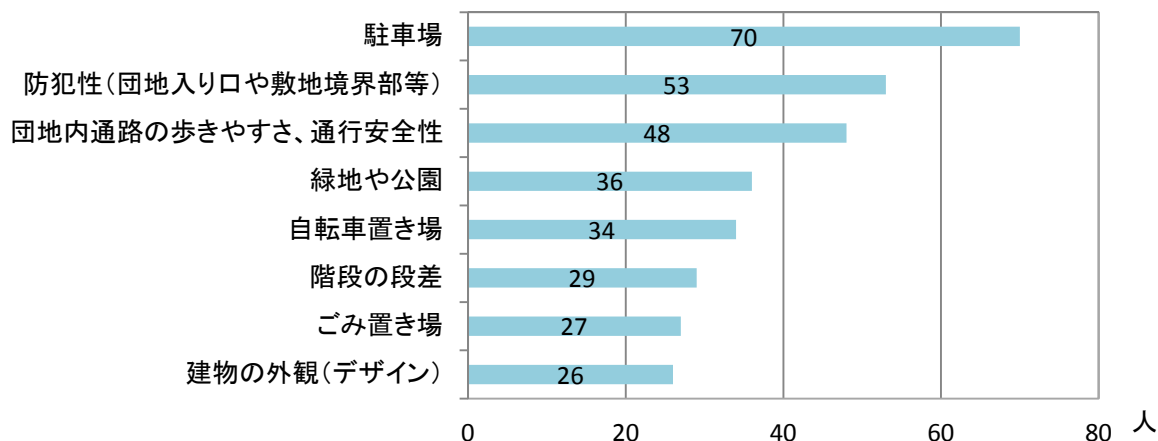
団地全体に対する満足度は、「4. ごみ置き場」に対する満足度は高いものの、「3. 防犯性（団地入り口や敷地境界部等）」、「5. 駐車場」、「6. 自転車置き場」、「7. 緑地や公園」、「8. 団地内通路の歩きやすさ、通行安全性」等に対する不満度がやや高い結果となっています。

- | | | |
|----------------|----------------------|----------------------|
| 1. 建物の外観（デザイン） | 2. 階段の段差 | 3. 防犯性（団地入り口や敷地境界部等） |
| 4. ごみ置き場 | 5. 駐車場 | 6. 自転車置き場 |
| 7. 緑地や公園 | 8. 団地内通路の歩きやすさ、通行安全性 | |



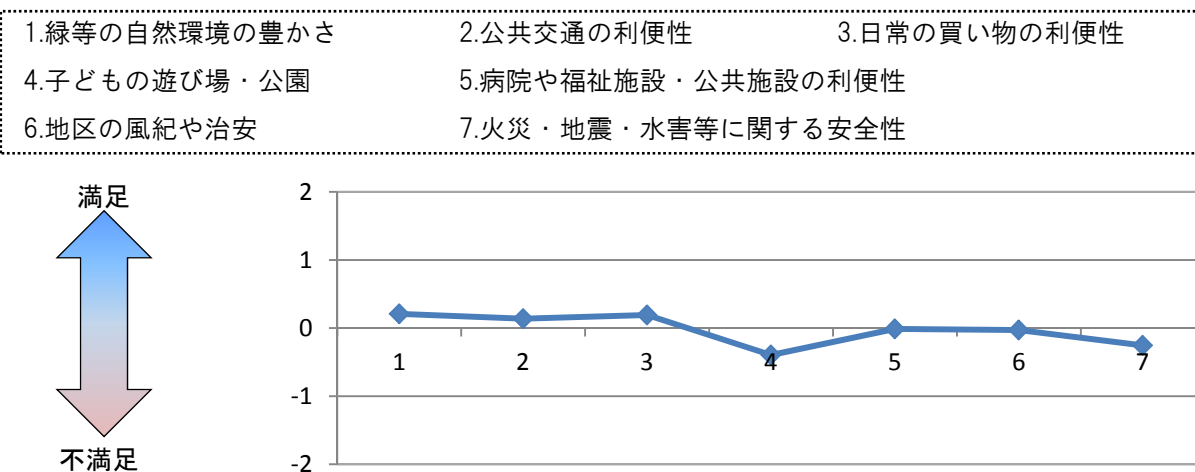
⑥団地において改善が必要だと思われる点（n＝323、複数回答3つまで）

団地において特に改善が必要だと思われる箇所は、「駐車場」が最も多く、次いで「防犯性（団地入り口や敷地境界部等）」、「団地内通路の歩きやすさ、通行安全性」、「緑地や公園」、「自転車置き場」の順となっています。



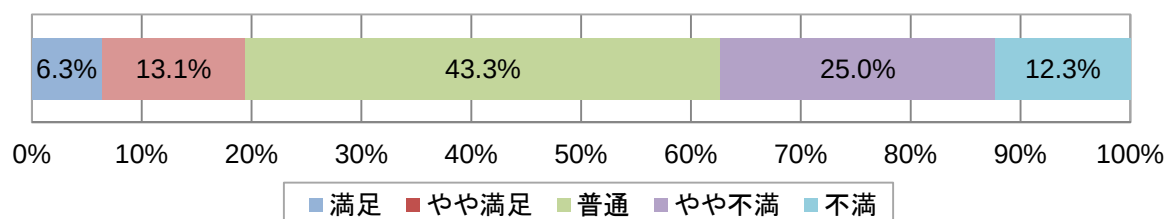
⑦周辺環境に対する満足度

周辺環境に対する満足度は、「1. 緑等の自然環境の豊かさ」、「3. 日常の買い物の利便性」に対する満足度は高いものの、「4. 子どもの遊び場・公園」、「7. 火災・地震・水害等に関する安全性」等に対する不満度がやや高い結果となっています。



⑧総合的な満足度（n＝252）

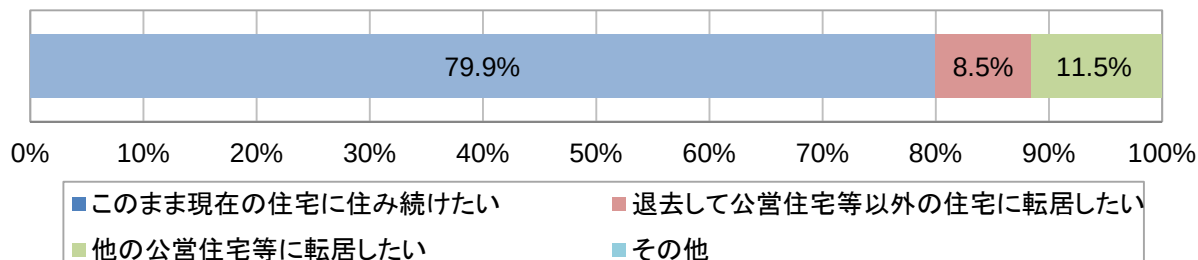
公営住宅等に対する総合的な満足度は、「普通」が最も多く 43.3%で、次いで「やや不満」が 25.0%、「やや満足」が 13.1%、「不満」が 12.3%となっており、「満足」、「やや満足」と感じている入居者よりも「やや不満」、「不満」と感じている入居者の割合が高くなっています。



(4) 将来の居住意向

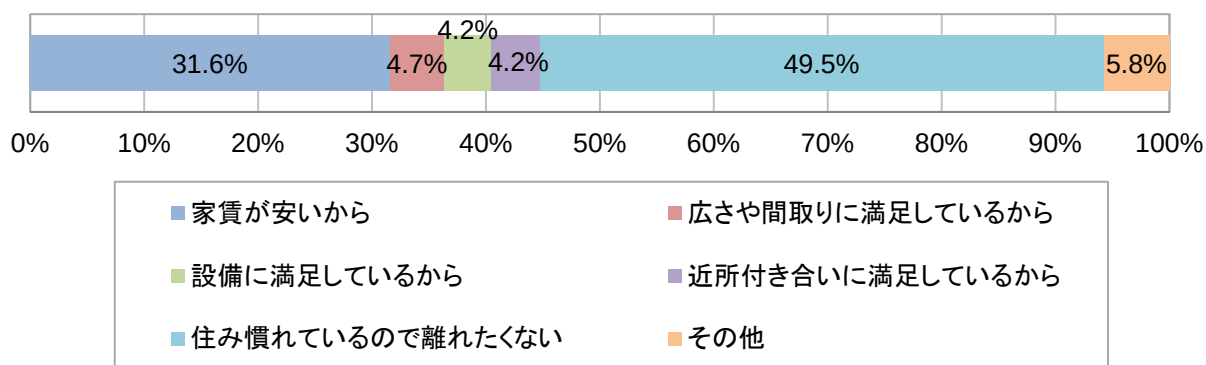
① 今後の居住意向 (n=234)

公営住宅等に住み続ける意思については、「このまま現在の住宅に住み続けたい」が79.9%と最も多く、次いで「他の公営住宅等に転居したい」が11.5%、「退去して公営住宅等以外の住宅に転居したい」が8.5%の順となっています。



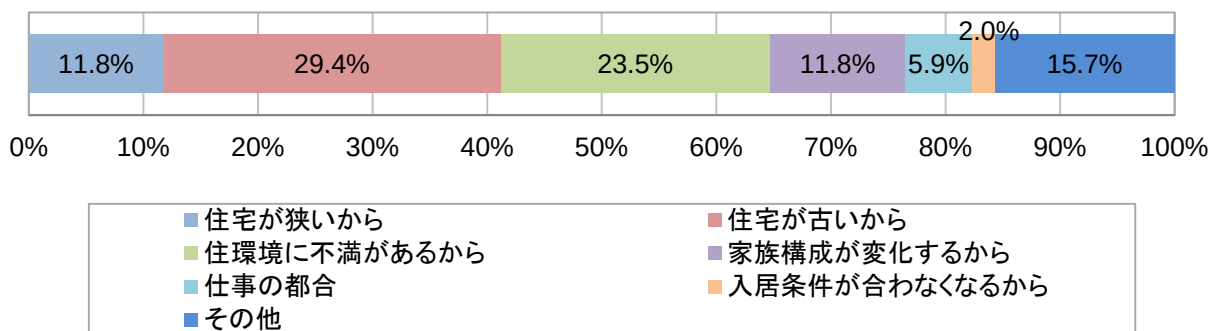
② 住み続けたい理由 (n=190)

現在の公営住宅等に住み続けたい理由としては、「住み慣れているので離れたくない」が49.5%、「家賃が安いから」が31.6%と多くなっています。



③ 転居したい理由 (n=51)

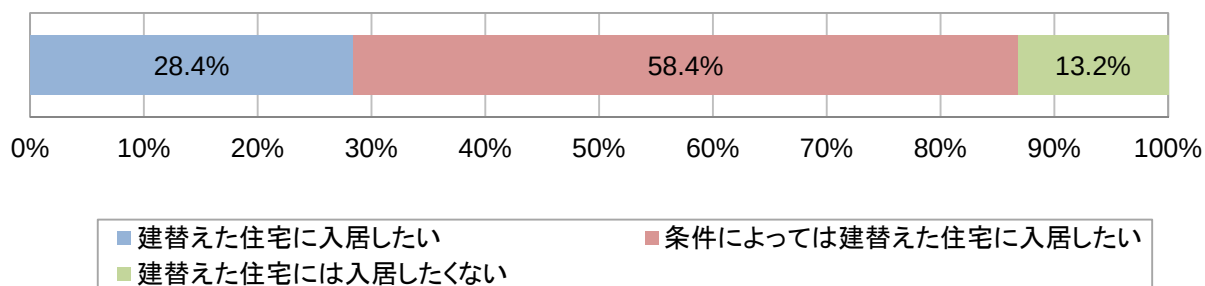
現在の公営住宅等を転居したい理由としては、「住宅が古いから」が29.4%と最も多く、次いで「住環境に不満があるから」が23.5%、「住宅が狭いから」「家族構成が変化するから」が11.8%と続きます。



④将来建替えられた場合の意向（n=250）

入居している公営住宅等が将来建替えられた場合の意向としては、「条件によっては建替えた住宅に入居したい」が 58.4%と最も多く、次いで「建替えた住宅に入居したい」が 28.4%で、8 割以上の入居者は、建替えられた公営住宅等への入居の意思がある結果となっています。

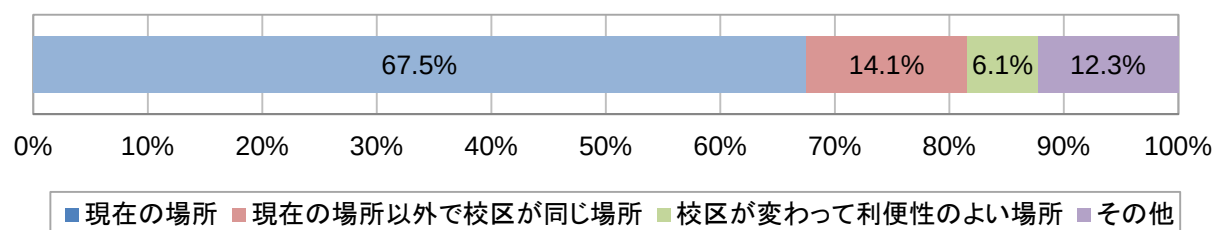
一方で、「建替えた住宅には入居したくない」は、13.2%となっています。



⑤将来建替えられた場合の入居条件

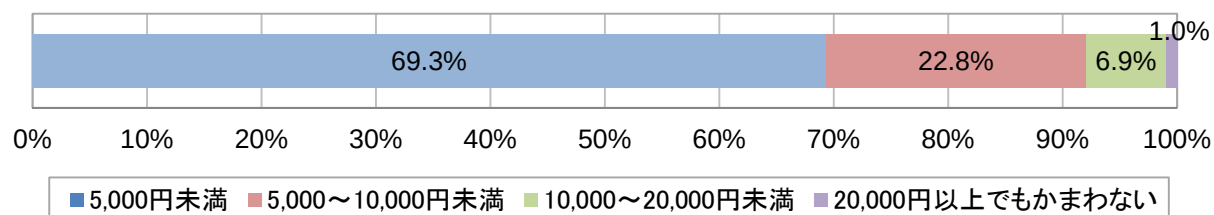
ア) 場所（n=163）

公営住宅等が将来建替えられた場合の入居条件について、場所は「現在の場所」の希望が最も多く 67.5%となっており、次いで「現在の場所以外で校区が同じ場所」が 14.1%となっています。



イ) 家賃の増加（n=202）

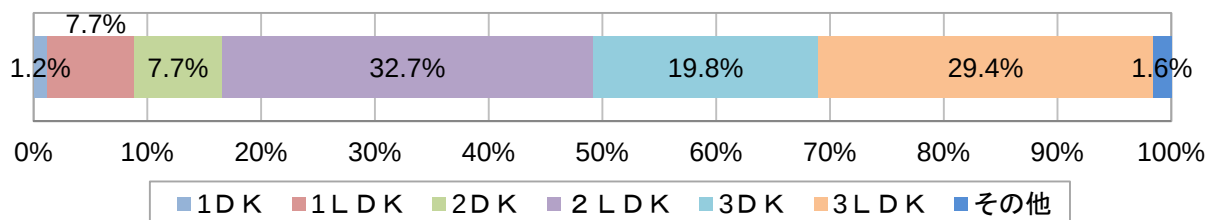
公営住宅等が将来建替えられた場合の入居条件について、家賃の増加は「5,000 円未満」の希望が最も多く 69.3%となっており、次いで「5,000～10,000 円未満」が 22.8%、「10,000～20,000 円未満」が 6.9%の順となっています。



⑥将来新築された場合の入居条件

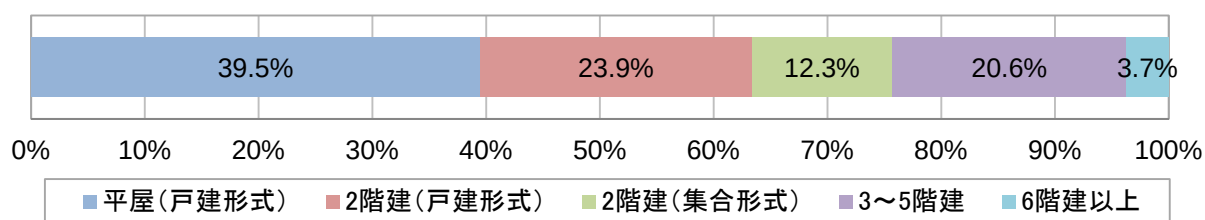
ア) 広さ（間取り）（n=248）

公営住宅等が将来新築された場合の入居条件について、広さ（間取り）は「2LDK」の希望が最も多く 32.7%となっており、次いで「3LDK」が 29.4%、「3DK」が 19.8%の順となっています。



イ) 階数・形式（n=243）

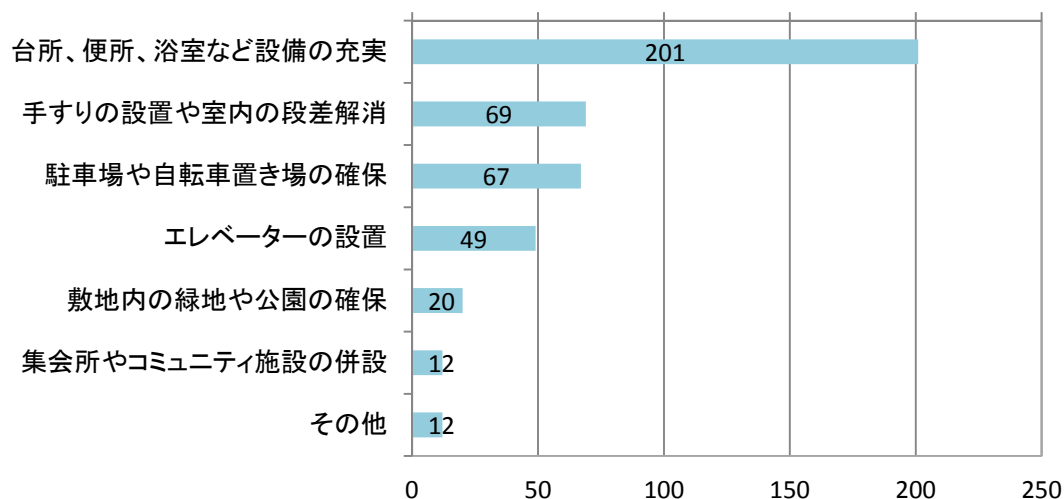
公営住宅等が将来新築された場合の入居条件について、階数・形式は「平屋（戸建形式）」の希望が最も多く 39.5%となっており、次いで「2階建（戸建形式）」が 23.9%、「3～5階建」が 20.6%、「2階建（集合形式）」が 12.3%の順となっています。



ウ) その他重視すべき点（n=430、複数回答2つまで）

公営住宅等が将来新築された場合に、その他重視すべき点については、「台所、便所、浴室等設備の充実」が最も多く、次いで「手すりの設置や室内の段差解消」、「駐車場や自転車置き場の確保」、「エレベーターの設置」が多くなっています。

現在のライフスタイルに合わせて、設備機器の更新や、移動等の円滑化に向けたバリアフリー化を進めていくことが求められています。



第2章 長寿命化に関する基本方針

2.1 ストックの状態の把握・修繕の実施・データの管理に関する方針

- 管理する公営住宅等の基礎的項目や整備・管理データ、劣化状況等を住棟※単位で整理するため、公営住宅等の情報を一元的に管理し、長寿命化のための中・長期的な維持修繕計画の基礎となる「公営住宅等維持管理データベース（平成 28 年国土交通省）」を運用します。
- 公営住宅等の住棟単位の修繕履歴を「公営住宅等維持管理データベース」に蓄積し、随時履歴を確認できるようにすることで、計画修繕周期に基づいた次回修繕・改善時期を確認しながら、公営住宅等の効率的・効果的な修繕・維持管理を実施します。
- 公営住宅等の点検を定期的を実施し、本計画に基づいた予防保全的な維持管理を実施していくものとします。
- 入居者の入れ替え時には、住戸※内の設備等の点検を実施し、その結果をサンプルとして、同一住棟その他住戸の修繕・改善の計画立案・見直しにつなげます。

2.2 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

- 従来の対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施することによって、公営住宅等の長寿命化を図ります。
- 仕様のアップグレード等による耐久性の向上、躯体への影響の低減、維持管理の容易性の向上等を行い、住棟の適切な維持を図るとともに、住棟の使用年数や修繕周期の延長等によってライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 標準修繕周期に先立って、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐとともに、修繕や改善の効率的な実施につなげるものとします。

※住棟…集合住宅等で、住居用の建物。

※住戸…集合住宅等で、住居としての必要な機能を備えた一戸一戸のこと。

第3章 団地別・住棟別の事業手法の選定

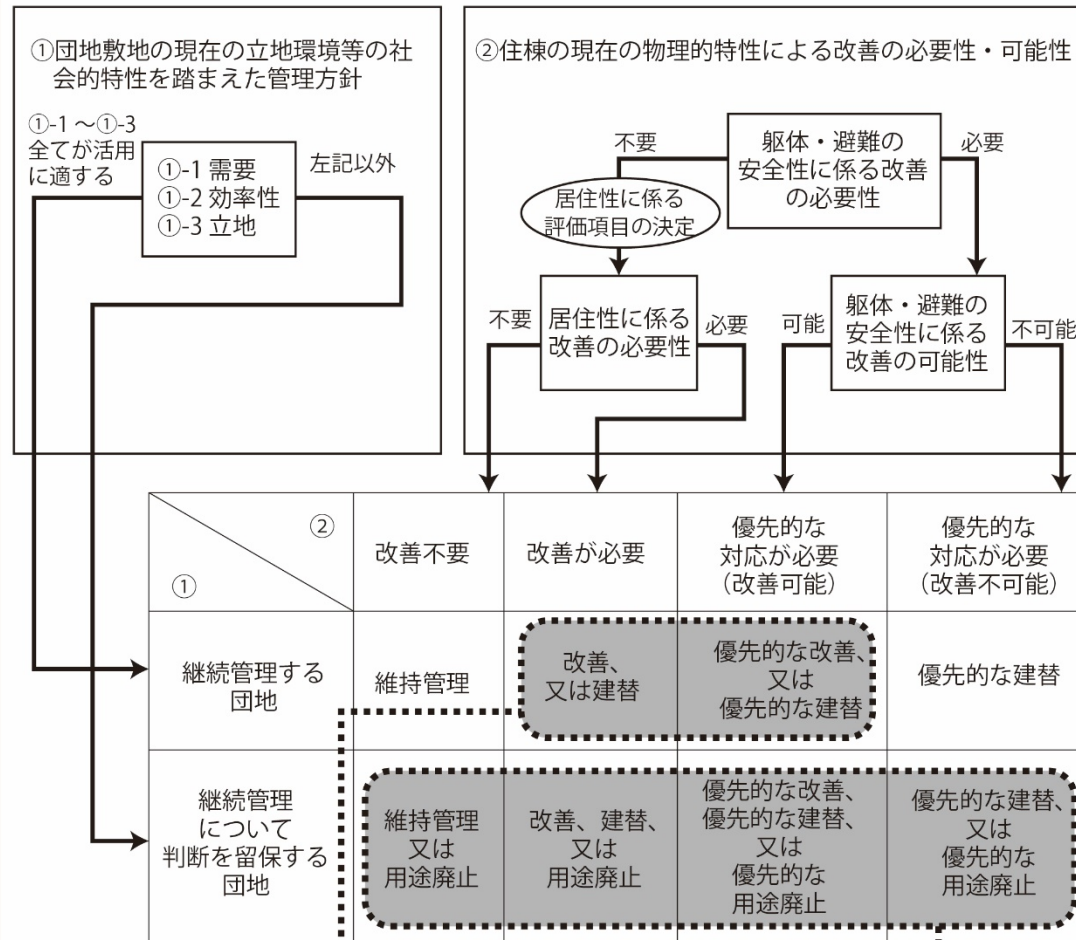
3.1 事業手法の選定の概要

(1) スtock活用手法の選定フロー

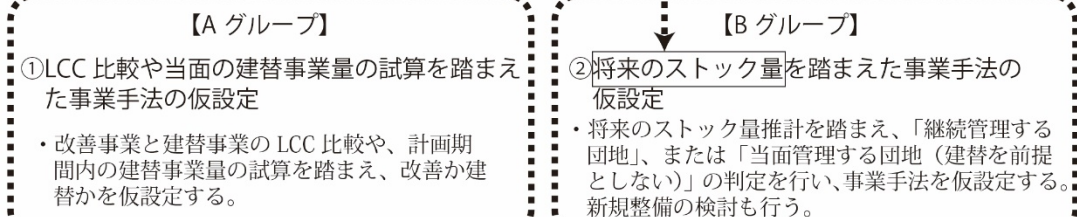
事業手法の選定については、「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成28年8月改定）（国土交通省）」に基づき、下記のフローに従って行うものとします。

(1) 公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】

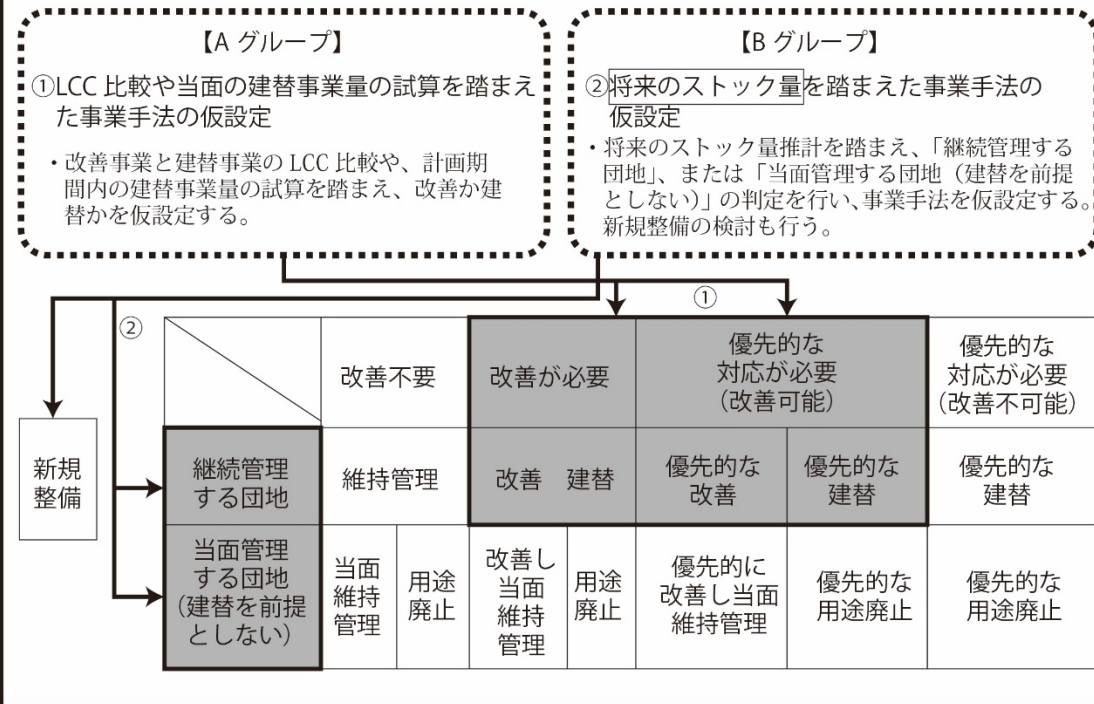
(2) 1次判定：団地の管理方針と住宅改善の必要性・可能性に基づく団地・住棟の事業手法の仮設定



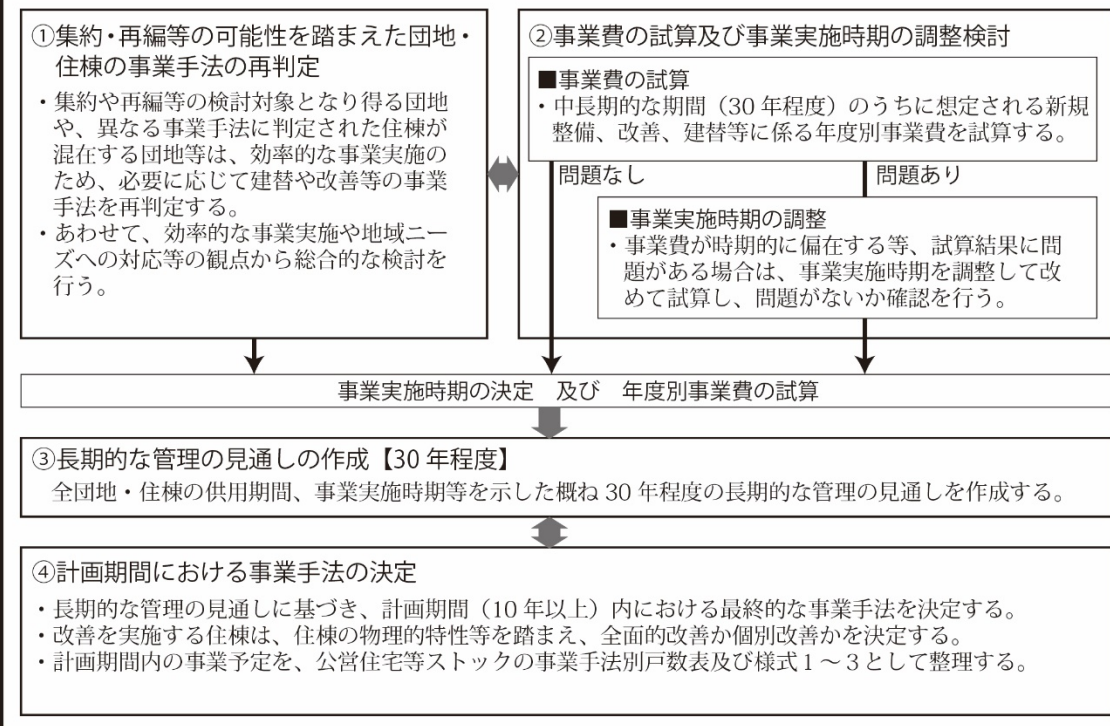
(3) 2次判定：1次判定において事業手法・管理方針の判断を留保した団地・住棟の事業手法の仮設定



(3) 2次判定：1次判定において事業手法・管理方針の判断を留保した団地・住棟の事業手法の仮設定



(4) 3次判定：計画期間における事業手法の決定



3.2 事業手法の選定

(1) 公営住宅等の需要の見通しに基づく将来のストック量の推計【中長期】

① 公営住宅等の需要に関わる世帯数の推計

公営住宅等の需要の見通しの検討にあたり、将来（30 年程度の中長期）の時点における世帯数等の推計を基に、公営住宅の施策対象（本来階層及び裁量階層）の世帯数を推計し、そのうち自力では最低居住面積水準を達成することが著しく困難な年収である世帯（以下「著しい困窮年収未満の世帯数」という）について、公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）（国土交通省／平成 28 年 8 月）にて示された「ストック推計プログラム（将来の「著しい困窮年収未満の世帯数」の推計）を活用し推計しました。

各世帯数の推計結果は下表の通り、本市における公営住宅施策対象世帯数は 2015 年度時点の 1409 世帯が 2040 年には 1063 世帯まで減少、著しい困窮年収未満世帯数は 2015 年度時点の 323 世帯が、2040 年時点では 244 世帯まで減少すると推計されます。

▼公営住宅等需要に関わる世帯数の推計

（単位：世帯、戸数）

年	2015 年 (H27)	2020 年 (H32)	2025 年 (H37)	2030 年 (H42)	2035 年 (H47)	2040 年 (H52)
人口	※ 27,345	25,472	23,617	21,869	20,223	18,657
総世帯数	※ 10,058	9,644	9,135	8,625	8,067	7,565
公営住宅施策対象世帯数	1,409	1,309	1,269	1,192	1,119	1,063
総世帯数に対する割合	14.0%	13.6%	13.9%	13.8%	13.9%	14.1%
著しい困窮年収未満世帯数	323	312	295	277	259	244
総世帯数に対する割合	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%

※2015 年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所による平成 25 年 3 月推計値。2015 年の総世帯数は、ストック推計プログラムによる推計値。

②公営住宅等の目標管理戸数の検討

本市における平成29年10月時点での管理戸数は784戸で、中堅所得者世帯を対象とした特定公共賃貸住宅14戸を除くと770戸、さらに政策空家53戸を除くと、合計717戸となっています。

今後、特定公共賃貸住宅については現状維持し、現状の政策空家分の戸数については市全体の供給バランスをみながら戸数減少させていくものと考え、特定公共賃貸住宅及び政策空家分の戸数を除いた717戸を基準として目標管理戸数を検討するものとします。

公営住宅施策対象世帯数に対する現在の供給戸数の割合は、50.9%（717戸/1,409戸）となっており、公営住宅施策対象世帯に対する供給バランスを今後も変えないものと想定すると、将来の必要戸数は下表の通りとなります。

▼公営住宅等必要戸数の推計

（単位：世帯、戸数）

年	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)	2035年 (H47)	2040年 (H52)
公営住宅施策対象世帯数	1,409	1,309	1,269	1,192	1,119	1,063
公営住宅等必要戸数 (特定公共賃貸住宅を除く)	717	666	646	607	569	541
著しい困窮年収未満世帯数	323	312	295	277	259	244

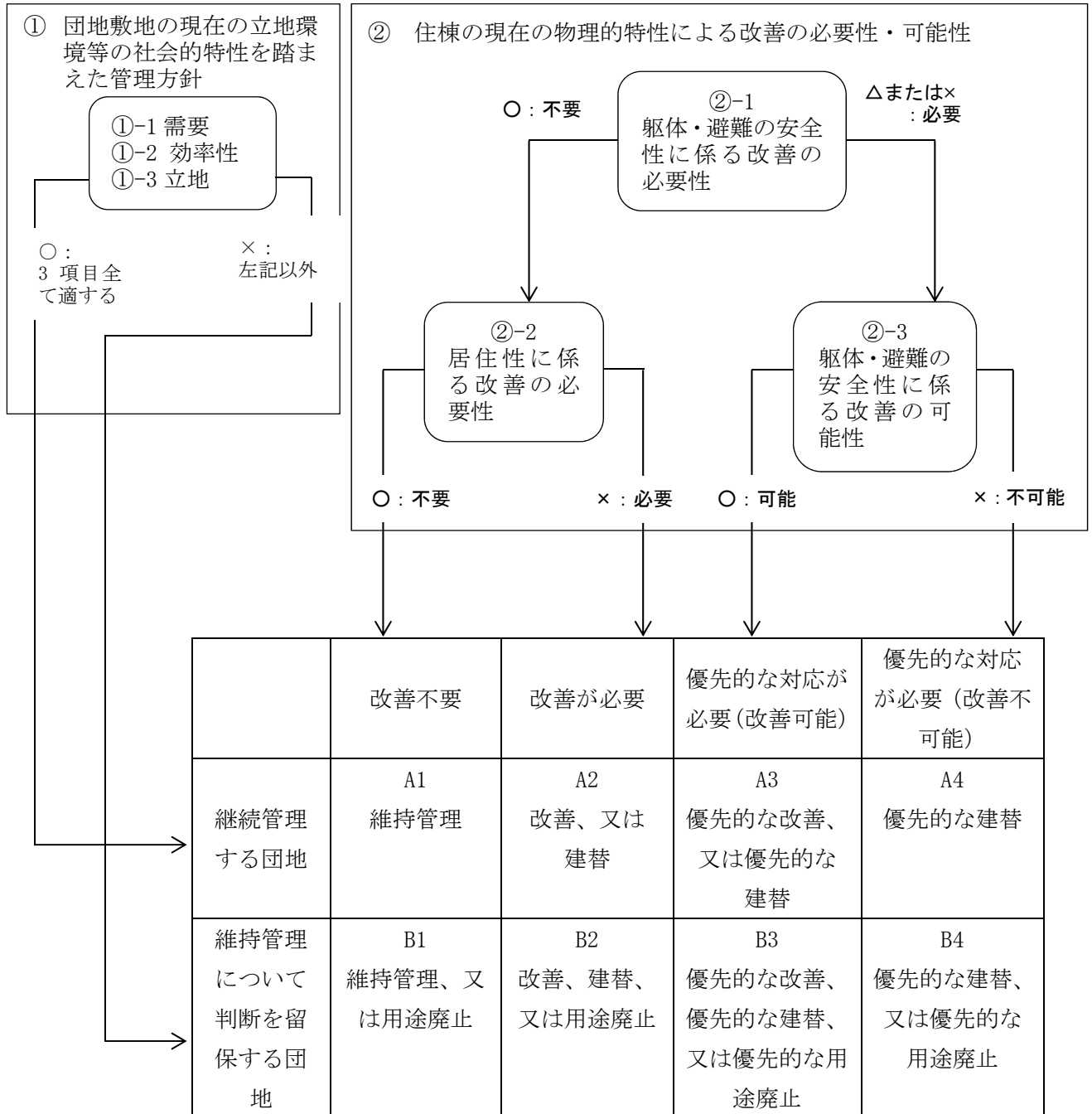
上記の公営住宅等必要戸数の推計をもとに、本市の計画目標年次（平成39年度）における目標管理戸数を次のように設定します。

目標管理戸数（平成39年（2027年））：640戸（特公賃を除く）

(2) 1次判定

1次判定では、団地敷地の現在の立地環境等の社会的特性を踏まえた管理方針、住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性の2段階の検討から事業手法を仮設定します。

▼1次判定フロー



①団地敷地の現在の立地環境等の社会的特性を踏まえた管理方針

社会的特性に係る現在の評価に基づき、団地の将来的な管理方針を次の判定基準により判定します。

▼1 次判定①の判定基準

判定項目		判定手法
①-1 需要	空家率が低い、また、申込数が募集数を上回る、空家が発生しないため募集できない（募集なし）等、需要が高い団地かどうかを基準とする。 ○：空家率が 30%未満かつ H24～28 年度募集倍率が 1.0 以上の団地（募集なしも含む） ×：上記以外	
①-2 効率性	建替を想定した場合、一定規模以上の団地でなければ非効率となるため、敷地規模や形状、接道条件等が適当かどうかを基準とする。 ○：敷地面積がおおむね 1,000 ㎡以上かつ敷地条件（形状や接道状況）に問題が無く、効率的な利用が可能 ×：敷地面積がおおむね 1,000 ㎡未満または敷地条件（形状や接道状況）に問題があり、効率的な利用が困難	
①-3 立地	a. 利便性	公共交通機関や生活利便施設、教育施設等が近接しており、利便性が高い団地かどうかを基準とする。 ○：団地周辺 800m圏内（徒歩圏）にバス停があり、かつ小学校、医療機関（病院、診療所）、福祉施設（高齢者施設、子育て関連施設等）のうち 2 種類以上が立地する団地 ×：上記以外
	b. 地域バランス	近隣に団地がなく、地域の公営住宅等の需要を支える唯一の団地かどうかを基準とする。 ○：団地周辺 800m圏が隣接する団地と重ならない ×：上記以外
	c. 災害危険区域等の内外	災害危険区域等（団地敷地が「土砂災害危険箇所」、「土砂災害警戒区域」、「津波浸水想定区域」、「浸水想定区域」に該当するかどうかを基準とする。 ○：災害危険区域外 ×：災害危険区域内
	○：a 又は b が○、かつ c が○の団地 ×：上記以外	
○（継続管理する団地）：①-1、①-2、①-3 の全てが○ ×（継続管理について判断を留保する団地）：上記以外		

②住棟の現在の物理的特性による改善の必要性・可能性

住棟の現在の物理的評価について次の判定基準によって評価し、住棟の改善の必要性や可能性を判定します。

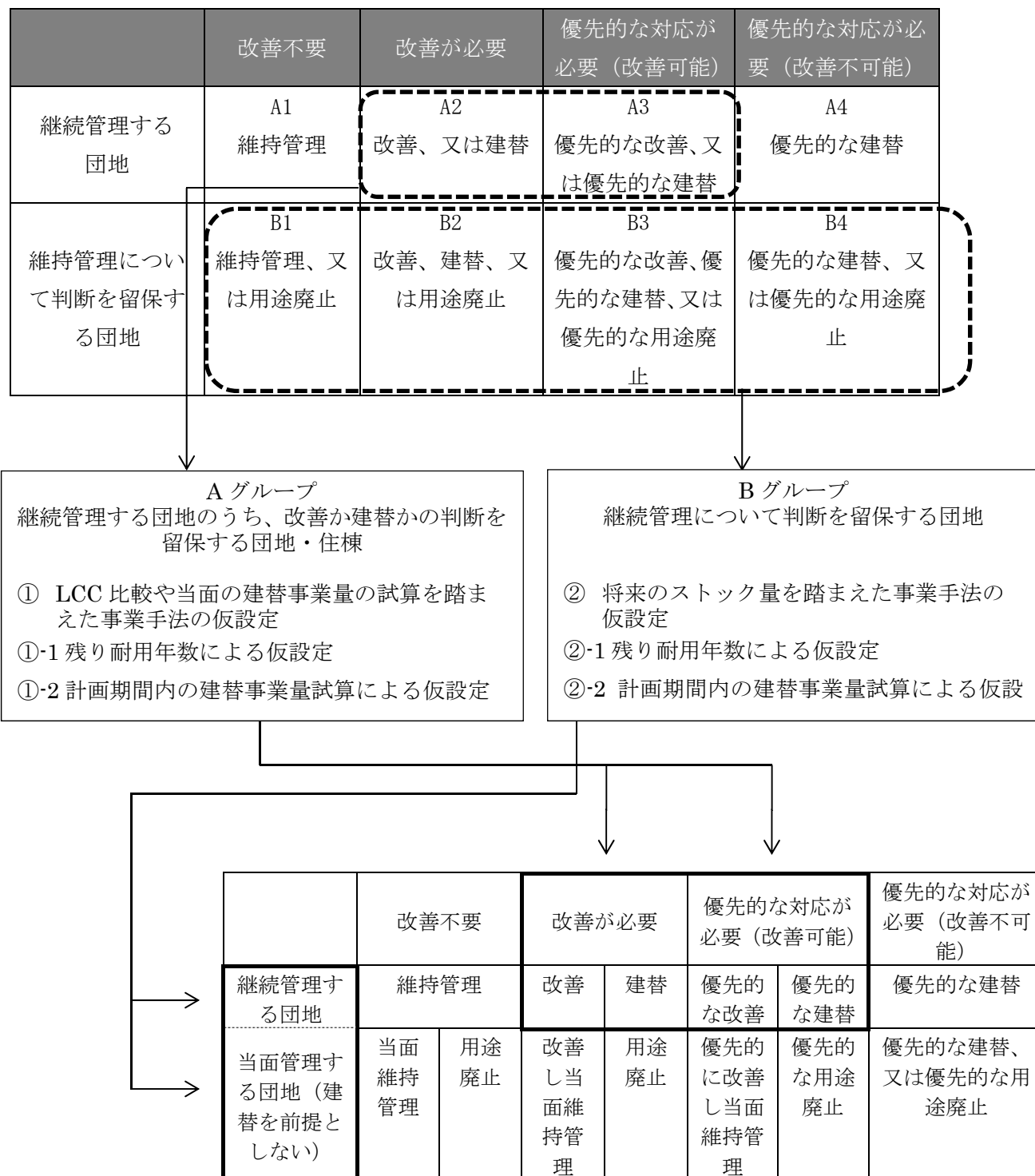
▼1 次判定②の判定基準

判定項目	判定手法	
②-1 躯体・避難の 安全性に係る 改善の必要性	a. 躯体の安全性	建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）への適合状況を基準とする。 ○：新耐震基準施行後に建設された住棟 耐震診断で耐震性を確認し新耐震基準に適合する住棟、または不適合で耐震改修を実施した住棟 △：新耐震基準施行前の建設で耐震性未確認の住棟 ×：耐震診断で耐震性を確認し不適合で耐震改修未実施の住棟
	b. 避難の安全性	二方向避難の確保、廊下階段の開放性、防火区画の確保が、現在の避難・防火規定に適合しているかどうかを基準とする。 ○：避難の安全性が確保されている住棟 ×：避難の安全性が確保されていない住棟
	○：aかつbが○ ×：上記以外	
②-2 居住性に係る 改善の必要性	a. 住戸面積	○：戸当たり住宅専用面積が40㎡以上の住棟 ×：上記以外
	b. 手すり設置	○：共用階段への手すり設置あり、または共用階段なし ×：上記以外
	c. 浴室	○：浴室あり ×：浴室なし
	d. 3か所給湯	○：3か所給湯あり ×：3か所給湯なし
	e. 下水道・浄化槽	○：下水道への接続、または合併処理浄化槽の設置あり ×：上記以外（単独浄化槽を含む）
	快適な生活に十分な住棟の居住性の目安として、住戸規模、共用階段への手すり、浴室、3か所給湯、排水方式の状況を基準とする。 ○：a～eが全て○ ×：上記以外	
②-3 躯体・避難の 安全性に係る 改善の可能性	躯体・避難の安全性が確保されていない住棟のうち、耐用年数が残っており、改善の可能性があるかどうかを基準とする。 ○：未耐震住棟のうち耐用年数が10年以上残っている住棟 ×：上記以外	

(3) 2次判定

1次判定の結果より、事業手法・管理方針の判断を留保した団地・住棟を対象（Aグループ：継続管理する団地のうち、改善か建替かの判断を留保する団地・住棟、Bグループ：継続管理について判断を留保する団地）として、次の2段階の検討から事業手法を仮設定します。

▼2次判定フロー



① ライフサイクルコスト比較を踏まえた事業手法の仮設定

1 次判定において、継続管理する団地のうち、改善か建替えかの判断を留保する団地（Aグループ）と判定された住戸について、次の判定基準により、改善又は建替の事業手法を仮設定します。

▼2 次判定①判定基準

- ・改善事業を実施する場合と建替事業を実施する場合のライフサイクルコスト（LCC）を比較し、建替事業を実施する方がライフサイクルコストを縮減できる場合に、事業手法を「建替」と仮設定します。

〈ライフサイクルコスト（LCC）の算出の基本的な考え方〉

LCCの算出手順は公営住宅等長寿命化計画策定指針（改定）に準じ、以下の通りとします。

$$\text{1棟のLCC縮減効果} = \text{LCC（計画前）}^{\ast 1} - \text{LCC（計画後）}^{\ast 2}$$

※1 LCC（計画前）＝（建設費＋修繕費＋除却費）／評価期間（改善非実施）

※2 LCC（計画後）＝（建設費＋改善費＋修繕費＋除却費）／評価期間（改善実施）

② 将来のストック量を踏まえた事業手法の仮設定

1次判定において、継続管理について判断を留保する団地（Bグループ）と判定された住戸について、次の考え方により、改善又は建替の事業手法を仮設定します。

②-1 需要、効率性、立地等を勘案した将来的な建替えの必要性

継続管理について判断を留保する団地（Bグループ）の住棟について、1次判定の需要、効率性、立地等を再度勘案し、将来的な活用の優先順位から、「継続管理する団地」または「当面管理する団地」を定めます。

▼2次判定②-1 判定基準

- ・1次判定の需要が○、かつ効率性が○→優先順位1、需要が○、かつ立地等が○→優先順位2、需要が×で、かつ効率性と立地等が○→優先順位3、需要、効率性、立地の○が1つ以下→優先順位4とします。
- ・優先順位1を「継続管理する団地」、優先順位2～4を「当面管理する団地（建替を前提としない）」と判定します。

②-2 将来的なストック量

本市のストック推計においては、将来的にストックが余剰すると見込まれるため、②-1の判定により、「継続管理する団地」と判定した団地については、①と同様の手順で、事業手法を仮設定します。「当面管理する団地（建替を前提としない）」と判定した団地のうち、次の団地については、「用途廃止」とし、それ以外の団地について「当面維持管理」と仮設定します。

▼2次判定②-2 判定基準

- ・既に耐用年数を超過している住棟については「用途廃止」または「優先的な用途廃止」と仮設定します。
- ・耐用年数が残っている住棟のうち改善が必要な住棟については、「改善し当面維持管理」または「優先的に改善し当面維持管理」と仮設定します。
- ・長寿命化を既に実施している住棟については、「当面維持管理」と仮設定します。

(4) 3次判定

3次判定では、1次・2次判定を踏まえ、集約や再編等の可能性、事業費の試算及び事業実施時期の調整、長期的な管理の見通しを検討した上で、計画期間内に実施可能な事業手法を決定します。

①集約・再編等の可能性を踏まえた団地・住棟の事業手法の再判定

1次・2次判定を踏まえ、集約や再編の検討対象となり得る団地等については、効率的な事業実施のため、事業手法を必要に応じて再検討し、総合的な検討を行います。

②事業費の試算及び事業実施時期の調整

中長期的な期間（平成30～平成59年度）のうちに想定される新規整備事業、改善事業、建替事業等に係る事業量及び事業費が偏在しないよう事業実施時期を調整して各事業の実施時期を決定します。

<事業費の試算>

中長期的な期間における費用を、下記の点に留意しつつ、今後の見通しを立てるものとします。

○改善事業

- ・「優先的な改善」と仮設定した住棟は、可能な限り早期に事業着手します。
- ・経過年数と構造に応じて、必要性の高いものから改善事業を実施するものと仮定します。
- ・改善内容については、屋根及び外壁、屋上防水の改善等の長寿命化を図る改善、給湯設備の整備や下水道への接続等の居住性の向上を図る改善について実施するものとします。

○建替事業

- ・「優先的な建替」と仮設定した住棟は、可能な限り早期に事業着手します。
- ・「建替」と仮設定した住棟については、経過年数と構造に応じて必要性の高いものから順に建替事業に着手するものとします。
- ・建替え時に必要に応じて減少させるなど、適正管理戸数との調整を図るものとします。

<事業実施時期等の調整>

一定の時期に事業が集中するなど円滑に事業を実施することが困難と判断されるものについて事業実施時期を調整します。

③長期的な管理の見通しの作成

検討した事業実施時期を基に、平成 30 年度～59 年度までの長期的な管理の見通しを作成します。

▼長期的な管理の見通し（その1）

地区名	団地名	住宅名	棟数	戸数	3次判定		
					H30～39年実施計画	H40～49年の実施計画	H50～59年の実施計画
郷ノ浦	古城団地	古城団地（1棟）	1	24	維持管理	維持管理	維持管理
		古城団地（2棟）	1	24	改善	維持管理	維持管理
		古城団地（3棟）	1	32	改善	維持管理	維持管理
		古城団地（4棟）	1	32	改善	維持管理	維持管理
		古城団地（16棟）	1	2	改善	建替	維持管理
		古城団地（17棟）	1	2	改善	建替	維持管理
		古城団地（18棟）	1	4	改善	建替	維持管理
		古城団地（19棟）	1	4	改善	建替	維持管理
		古城団地（20棟）	1	4	改善	建替	維持管理
		古城団地（21棟）	1	4	改善	建替	維持管理
		古城団地（22棟）	1	4	改善	建替	維持管理
		古城団地（23棟）	1	2	改善	建替	維持管理
	永田団地	永田団地（A棟）	1	18	改善	維持管理	建替
		永田団地（B棟）	1	18	改善	維持管理	建替
	三本松団地	三本松団地（1棟）	1	4	改善	維持管理	維持管理
		三本松団地（2棟）	1	4	維持管理	維持管理	維持管理
		三本松団地（3棟）	1	4	維持管理	維持管理	維持管理
	喜応寺ヶ丘団地	喜応寺ヶ丘団地（1棟）	1	5	維持管理	改善	維持管理
		喜応寺ヶ丘団地（2棟）	1	5	維持管理	改善	維持管理
		喜応寺ヶ丘団地（3棟）	1	6	維持管理	改善	維持管理
	上町団地	上町団地（A棟）	1	8	維持管理	維持管理	改善
		上町団地（B棟）	1	8	維持管理	維持管理	改善
	元居団地	元居団地（1棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		元居団地（2棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		元居団地（3棟）	1	3	改善し、当面維持管理	維持管理	建替
		元居団地（4棟）	1	3	改善し、当面維持管理	維持管理	建替
		元居団地（5棟）	1	8	当面維持管理	維持管理	建替
	小崎団地	小崎団地（1棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		小崎団地（2棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		小崎団地（3棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		小崎団地（4棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		小崎団地（A棟）	1	4	当面維持管理	改善	維持管理
	初瀬団地	初瀬団地（1棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		初瀬団地（2棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		初瀬団地（3棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		初瀬団地（4棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
	今宮団地	今宮団地	1	10	維持管理	維持管理	改善
	古城住宅	古城住宅	1	2	優先的な用途廃止	-	-
	三本松住宅	三本松住宅	7	14	維持管理	建替	維持管理
	大神住宅	大神住宅	1	4	当面維持管理	改善	維持管理
	本村住宅	本村住宅	1	8	当面維持管理	改善	維持管理
勝本	寺頭団地	寺頭団地（A棟）	1	8	維持管理	維持管理	改善
		寺頭団地（B棟）	1	16	維持管理	維持管理	改善
	赤滝団地	赤滝団地（A棟）	1	24	当面維持管理	維持管理	用途廃止
		赤滝団地（B棟）	1	24	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	山神団地	山神団地（A棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		山神団地（B棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
	お茶屋敷団地	お茶屋敷団地（A棟）	1	8	改善	維持管理	用途廃止
		お茶屋敷団地（B棟）	1	8	改善	維持管理	用途廃止
	天ヶ原団地	天ヶ原団地	1	8	当面維持管理	用途廃止	-
		天ヶ原団地（A棟）	1	4	当面維持管理	維持管理	用途廃止
		天ヶ原団地（B棟）	1	4	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	串山団地	串山団地（A棟）	1	4	当面維持管理	維持管理	用途廃止
		串山団地（B棟）	1	4	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	第2串山団地	第2串山団地（A棟）	1	6	維持管理	改善	維持管理
		第2串山団地（B棟）	1	6	維持管理	改善	維持管理
		第2串山団地（C棟）	1	6	維持管理	改善	維持管理
	若宮福祉住宅	若宮福祉住宅	1	6	優先的な用途廃止	-	-

▼長期的な管理の見通し（その2）

地区名	団地名	住宅名	棟数	戸数	3次判定		
					H30～39年実施計画	H40～49年の実施計画	H50～59年の実施計画
芦辺	緑ヶ丘団地	緑ヶ丘団地（1棟）	1	2	当面維持管理	用途廃止	-
		緑ヶ丘団地（2棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		緑ヶ丘団地（3棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
	滝ノ上団地	滝ノ上団地（1棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		滝ノ上団地（2棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
	安泊団地	安泊団地（1-A棟）	1	4	維持管理	建替	維持管理
		安泊団地（1-B棟）	1	5	維持管理	建替	維持管理
		安泊団地（2棟）	1	6	維持管理	建替	維持管理
	吉ヶ久保団地	吉ヶ久保団地（A棟）	1	4	維持管理	維持管理	用途廃止
		吉ヶ久保団地（B棟）	1	2	維持管理	維持管理	用途廃止
		吉ヶ久保団地（C棟）	1	4	維持管理	維持管理	用途廃止
		吉ヶ久保団地（D棟）	1	5	維持管理	維持管理	用途廃止
		吉ヶ久保団地（E棟）	1	5	維持管理	維持管理	用途廃止
	八幡団地	八幡団地（1棟）	1	4	維持管理	建替	維持管理
		八幡団地（2棟）	1	4	維持管理	建替	維持管理
		八幡団地（3棟）	1	5	維持管理	建替	維持管理
		八幡団地（5棟）	1	4	維持管理	建替	維持管理
		八幡団地（6棟）	1	4	維持管理	建替	維持管理
		新八幡団地	1	6	維持管理	建替	維持管理
	国分団地	国分団地（A棟）	1	4	維持管理	改善	維持管理
		国分団地（B棟）	1	4	維持管理	改善	維持管理
	大久保団地	大久保団地（1棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（2棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（3棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（4棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（5棟）	1	5	維持管理	維持管理	建替
		大久保団地（6棟）	1	4	維持管理	維持管理	建替
		大久保団地（7棟）	1	5	維持管理	維持管理	建替
		大久保団地（8棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（9棟）	1	4	改善	維持管理	建替
		大久保団地（10棟）	1	2	改善	維持管理	建替
		大久保団地（11棟）	1	2	当面維持管理	用途廃止	-
		大久保団地（12棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		大久保団地（A棟）	1	3	建替	維持管理	維持管理
		大久保団地（B棟）	1	3	建替	維持管理	維持管理
		大久保団地（C棟）	1	4	建替	維持管理	維持管理
		大久保団地（D棟）	1	4	建替	維持管理	維持管理
	瀬戸団地	瀬戸団地	1	6	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	新瀬戸団地	新瀬戸団地（A棟）	1	12	維持管理	改善	維持管理
		新瀬戸団地（B棟）	1	8	維持管理	改善	維持管理
		新瀬戸団地（C棟）	1	15	維持管理	改善	維持管理
	桜木団地	桜木団地	1	16	維持管理	維持管理	改善
	芦辺吉ヶ久保住宅	芦辺吉ヶ久保住宅	1	4	維持管理	改善	建替
石田	旧中尾団地	旧中尾団地（A棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		旧中尾団地（B棟）	1	3	当面維持管理	用途廃止	-
		旧中尾団地（C棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		旧中尾団地（D棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
		旧中尾団地（E棟）	1	4	当面維持管理	用途廃止	-
	目坂団地	目坂団地	1	24	維持管理	維持管理	改善
	大地団地		1	8	改善	維持管理	用途廃止
				8	改善	維持管理	用途廃止
	久喜団地	久喜団地	1	9	当面維持管理	維持管理	維持管理
	新中尾団地	新中尾団地	1	16	維持管理	改善	維持管理
	津ノ宮団地	津ノ宮団地	1	12	維持管理	改善	維持管理
	北中尾団地	北中尾団地	1	20	維持管理	維持管理	改善
	白水団地	白水団地（A棟）	1	6	維持管理	維持管理	改善
白水団地（B棟）		1	6	維持管理	維持管理	改善	
				建替	14戸（14戸）	82戸（82戸）	94戸（94戸）
				改善	218戸（218戸）	125戸（111戸）	122戸（122戸）
				維持管理	544戸（530戸）	481戸（481戸）	350戸（336戸）
				用途廃止	8戸（8戸）	88戸（88戸）	122戸（122戸）
				計	784戸（770戸）	776戸（762戸）	688戸（674戸）

（ ）内は特定公共賃貸住宅を除いた戸数

④計画期間における事業手法の決定

長期的な管理の見通しに基づき、本計画期間内に実施する予定事業を決定します。

▼本計画期間における事業手法（その1）

地区名	団地・住宅名	棟名	棟数	戸数	平成25年度計画	平成30年度計画			
					3次判定	検討内容	H30～39年の実施計画	H40～49年の実施計画	H50～59年の実施計画
郷ノ浦	古城団地	1棟	1	24	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	維持管理
		2～4棟	3	88	個別改善		個別改善（長寿命化型）	維持管理	維持管理
		16～23棟	8	26	個別改善		個別改善（長寿命化型）	建替	維持管理
	永田団地	A・B棟	2	36	個別改善		個別改善（長寿命化型）	維持管理	建替
	三本松団地	1棟	1	4	個別改善		個別改善（長寿命化型）	維持管理	維持管理
		2・3棟	2	8	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	維持管理
	喜応寺ヶ丘団地	1～3棟	3	16	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	上町団地	A・B棟	2	16	維持管理		維持管理	維持管理	改善
	元居団地	1・2棟	2	6	建替	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	元居団地	3～4棟	2	6	建替	市全体の必要供給戸数と立地のバランス、団地内の供給戸数のバランスを考慮し、「改善し、当面維持管理」とする。	個別改善（長寿命化型）	維持管理	建替
	元居団地	5棟	1	8	個別改善	将来的な建替に向けて、改善せずに「当面維持管理」とする。	当面維持管理	維持管理	建替
	小崎団地	1～4棟	4	12	用途廃止	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
		A棟	1	4	個別改善	事業実施時期の調整のため、次期改善するものとし、改善せずに「当面維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	初瀬団地	1～4棟	4	12	用途廃止	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	今宮団地		1	10	維持管理		維持管理	維持管理	改善
	古城住宅		1	2	用途廃止		優先的な用途廃止	—	—
	三本松住宅		7	14	建替	事業実施時期の調整のため、次期建替えに向けて、「維持管理」とする。	維持管理	建替	維持管理
	大神住宅		1	4	維持管理		当面維持管理	改善	維持管理
	本村住宅		1	8	個別改善	事業実施時期の調整のため、次期改善するものとし、改善せずに「当面維持管理」とする。	当面維持管理	改善	維持管理
勝本	寺頭団地	A・B棟	2	24	維持管理		維持管理	維持管理	改善
	赤滝団地	A・B棟	2	48	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	用途廃止
	山神団地	A・B棟	2	8	用途廃止	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	お茶屋敷団地	A・B棟	2	16	個別改善		個別改善（長寿命化型）	維持管理	用途廃止
	天ヶ原団地		1	8	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
		A・B棟	2	8	個別改善	将来的な用途廃止に向けて、改善せずに「当面維持管理」とする。	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	串山団地	A・B棟	2	8	個別改善	将来的な用途廃止に向けて、改善せずに「当面維持管理」とする。	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	第2串山団地	A・C棟	2	12	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	第2串山団地	B棟	1	6	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	若宮福祉住宅		1	6	用途廃止		優先的な用途廃止	—	—

第3章 団地別・住棟別の事業手法の選定

▼本計画期間における事業手法（その2）

地区名	団地・住宅名	棟名	棟数	戸数	平成25年度計画	平成30年度計画			
					3次判定	検討内容	H30～39年の実施計画	H40～49年の実施計画	H50～59年の実施計画
芦辺	緑ヶ丘団地	1～3棟	3	10	建替	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	滝ノ上団地	1・2棟	2	8	建替	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	安泊団地	1-A・1-B・2棟	3	15	建替	地域内バランス及び事業実施時期の集中に考慮し、次期建替に向けて、「維持管理」とする。	維持管理	建替	維持管理
	吉ヶ久保団地	A～E棟	5	20	建替	将来的な用途廃止に向けて、「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	用途廃止
	八幡団地	1～3・5・6棟	5	21	建替	近年改善を実施しているため計画期間内は「当面維持管理」とする。	維持管理	建替	維持管理
		新八幡	1	6	個別改善	残耐用年数において他団地よりも優先度が低いため、計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	建替	維持管理
	国分団地	A・B棟	2	8	個別改善	残耐用年数において他団地よりも優先度が低いため、計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	大久保団地	1～4棟	4	16	建替	改善事業を進めているため、「改善し当面維持管理」とする。	個別改善（長寿命化型）	維持管理	建替
		5～7棟	3	14	建替	近年改善を実施しているため計画期間内は「当面維持管理」とする。	維持管理	維持管理	建替
		8～9棟	2	8	建替	改善事業を進めているため、「改善し当面維持管理」とする。	個別改善（長寿命化型）	維持管理	建替
		10棟	1	2	建替	改善事業を進めているため、「改善し当面維持管理」とする。	個別改善（長寿命化型）	維持管理	建替
		11・12棟	2	5	建替	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
		A～D棟	4	14	建替		建替	維持管理	維持管理
	瀬戸団地		1	6	建替	将来的な用途廃止に向けて、改善せずに「当面維持管理」とする。	当面維持管理	維持管理	用途廃止
	新瀬戸団地	A・C棟	2	27	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	新瀬戸団地	B棟	1	8	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	桜木団地		1	16	維持管理		維持管理	維持管理	改善
	芦辺吉ヶ久保住宅		1	4	建替	近年改善を実施しているため計画期間内は「当面維持管理」とする。	維持管理	改善	建替
石田	旧中尾団地	A～E棟	5	19	建替	将来的な用途廃止に向けて、「当面維持管理」とする。	当面維持管理	用途廃止	—
	目坂団地		1	24	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	改善
	大地団地		1	16	個別改善		個別改善（長寿命化型）	維持管理	用途廃止
	久喜団地		1	9	個別改善	近年改善を実施しているため計画期間内は「当面維持管理」とする。	当面維持管理	維持管理	維持管理
	新中尾団地		1	16	個別改善	残耐用年数において他団地よりも優先度が低いため、計画期間内は「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	津ノ宮団地		1	12	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	改善	維持管理
	北中尾団地		1	20	個別改善	劣化状況から改善は次期とし、「維持管理」とする。	維持管理	維持管理	改善
	白水団地	A・B棟	2	12	維持管理		維持管理	維持管理	改善
						建替	14戸（14戸）	82戸（82戸）	94戸（94戸）
						改善	218戸（218戸）	125戸（111戸）	122戸（122戸）
						維持管理	544戸（530戸）	481戸（481戸）	350戸（336戸）
						用途廃止	8戸（8戸）	88戸（88戸）	122戸（122戸）
						計	784戸（770戸）	776戸（762戸）	688戸（674戸）

（ ）内は特定公共賃貸住宅を除いた戸数

第4章 公営住宅等における各種実施方針

4.1 点検の実施方針

公営住宅等の点検については、公営住宅等に対する点検・診断の実施、その結果に基づく必要な対策の実施、点検・診断結果や対策履歴等の情報の記録及び次の点検・診断等への活用という「メンテナンスサイクル」の中で有効に機能するように、実施方針を次のように設定します。

(1) 定期点検

- ・法定点検については、法令に基づく適切な点検を実施します。
- ・法定点検の対象外となる住棟（100 m²未満の住棟等）については、建築基準法第 12 条の規定に準じ、同様の点検を実施するものとします。

(2) 日常点検

- ・法定点検とは別に、外観からの目視により容易に確認することが可能な部位等については、年に一度程度、定期的に日常点検を実施します。
- ・日常点検は、建築基準法第 12 条で規定する有資格者以外のもの（事業主体の担当者等）による実施も可能な簡便なものとしします。
- ・点検項目は、「公営住宅等日常点検マニュアル（平成 28 年 8 月 国土交通省住宅局住宅総合整備課）」を参考に実施するものとします。
- ・遊具、外構、駐車場等、法定点検にはない点検項目については、適切な維持管理のため、日常点検において点検し、状況把握するものとします。

(3) 入退去時の点検

- ・入居者が専用的に使用する共用部分（バルコニー等）や、住宅内の設備等、住宅内部に立ち入る必要があり、定期点検、日常点検では把握することが困難な部位については、入居者の退去時に点検を実施し、点検記録を蓄積します。

(4) 点検記録のデータベース化

- ・定期点検、日常点検、入退去時の点検の記録は、それぞれデータベース化し、修繕や維持管理の計画・実施や次の点検に活用できるよう整備します。

【参考】日常点検項目一覧（「公営住宅等日常点検マニュアル H28 年 8 月（国土交通省住宅局住宅総合整備課）より）

<木造建築物>

▼敷地及び地盤

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 地盤	■地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	★
イ) 敷地	■敷地内の排水の状況	★
ウ) 敷地内の通路	■敷地内の通路の支障物の状況	★
エ) 塀	■組構造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	★
	■金属フェンス等の劣化及び損傷の状況	
オ) 擁壁	■擁壁の劣化及び損傷の状況	★
	■擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	★
カ) 屋外工作物	■遊具、ベンチ等の劣化及び損傷の状況	
キ) 屋外電気設備	■外灯の不具合、劣化及び損傷の状況	
ク) 通路・車路	■平面駐車場の劣化及び損傷の状況	
	■車路・歩道、スロープ、屋外階段の劣化及び損傷の状況	
ケ) 付属施設	■自転車置場、ゴミ集積所等の劣化及び損傷の状況	

▼建築物の外部

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 基礎	■基礎の沈下等の状況	★
	■基礎の劣化及び損傷の状況	★
イ) 土台	■土台の沈下等の状況	★
	■土台の劣化及び損傷の状況	★
ウ) 外壁（躯体等）	■木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
エ) 外壁（外装仕上げ材等）	■金属系パネルの劣化及び損傷の状況	★
	■窯業系サイディングの劣化及び損傷の状況	
	■シーリングの劣化及び損傷の状況	
オ) 外壁（窓サッシ等）	■サッシ等の劣化及び損傷の状況	★
カ) 建具	■住戸玄関ドアの劣化及び損傷の状況	

▼屋上及び屋根

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 屋根	■屋根の劣化及び損傷の状況	★
	■雨樋の劣化及び損傷の状況	

▼建築設備（給水設備及び排水設備）

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■配管の腐食及び漏水の状況	★
イ) 排水設備（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■屋内雑排水管、污水管、雨水管の腐食及び漏水の状況	

<耐火・準耐火建築物>

▼敷地及び地盤

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 地盤	■地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	★
イ) 敷地	■敷地内の排水の状況	★
ウ) 敷地内の通路	■敷地内の通路の支障物の状況	★
エ) 塀	■組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	★
	■金属フェンス等の劣化及び損傷の状況	
オ) 擁壁	■擁壁の劣化及び損傷の状況	★
	■擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	★
カ) 屋外工作物	■遊具、ベンチ等の劣化及び損傷の状況	
キ) 屋外電気設備	■外灯の不具合、劣化及び損傷の状況	
ク) 通路・車路	■平面駐車場の劣化及び損傷の状況	
	■車路・歩道、スロープ、屋外階段の劣化及び損傷の状況	
ケ) 付属施設	■自転車置場、ゴミ集積所等の劣化及び損傷の状況	

▼建築物の外部

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 基礎	■基礎の沈下等の状況	★
	■基礎の劣化及び損傷の状況	★
イ) 土台	■土台の沈下等の状況	★
	■土台の劣化及び損傷の状況	★
ウ) 外壁 (躯体等)	■木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
	■補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
	■PCa 鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	
	■鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	★
エ) 外壁 (外装仕上げ材等)	■塗り仕上げ、タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	★ (塗り仕上げ除く)
	■金属系パネルの劣化及び損傷の状況	★
	■コンクリート系パネルの劣化及び損傷の状況	★
	■窯業系サイディングの劣化及び損傷の状況	
	■シーリングの劣化及び損傷の状況	
オ) 外壁 (窓サッシ等)	■サッシ等の劣化及び損傷の状況	★
カ) 建具	■共用部ドア、住戸玄関ドアの劣化及び損傷の状況	
	■シャッター（防火シャッター含む）、メーターボックス扉、パイプスペース扉等の枠及び建具の劣化及び損傷の状況	
キ) 金物類	■落下防護底の劣化及び損傷の状況	
	■集合郵便受、掲示板等、室名札の劣化及び損傷の状況	

▼屋上及び屋根

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 屋上面、屋上回り	■屋上面の劣化及び損傷の状況	★
	■雨樋の劣化及び損傷の状況	
イ) 屋根	■屋根の劣化及び損傷の状況	★

▼避難施設等

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 廊下（共用廊下）	■物品の放置の状況	★
	■手すりの劣化及び損傷の状況	
	■床の劣化及び損傷の状況	
	■壁・柱・梁の劣化及び損傷の状況	
	■天井・軒裏の劣化及び損傷の状況	
イ) 出入口	■物品の放置の状況	★
ウ) バルコニー	■手すり等の劣化及び損傷の状況	★
	■物品の放置の状況	★
	■隔て板、物干し金物等の劣化及び損傷の状況	
	■床・壁・柱・梁・天井の劣化及び損傷の状況	
エ) 階段	■物品の放置の状況	★
	■階段各部の劣化及び損傷の状況	★

▼建築設備（給水設備及び排水設備）

点検部位	点検項目	法定点検対象
ア) 飲料用配管及び排水配管 （隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■配管の腐食及び漏水の状況	★
イ) 給水タンク等、給水ポンプ	■給水タンク等の腐食及び漏水の状況	★
ウ) 排水設備 （隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	■屋内雑排水管、汚水管、雨水管の腐食及び漏水の状況	

4.2 計画修繕の実施方針

点検結果及びデータベース等の内容を踏まえ、適切な時期に予防保全的な観点から計画的に修繕していくため、次のように実施方針を設定します。

①工事の効率化

- ・工事の効率化を図るため、建設時期の近い住棟の工事時期を分散させたり、同じ団地内の住棟については同じ時期に修繕したりといった調整を図ります。
- ・近い将来用途廃止や建替の対象となっている住棟については、計画修繕を実施せずに当面維持管理するものとし、長寿命化を図るべき住棟を優先的に修繕します。

②計画修繕の内容と実施時期

- ・住棟の劣化状況等から判断し、修繕の必要性の高いものから順に修繕を実施します。
- ・計画修繕は、修繕周期表を参考に、住棟別に内容と実施時期を調整します。

③点検や実情を踏まえた修繕の実施

- ・点検の結果、他の住棟と比較して劣化が進んでいない住棟については、修繕時期を延期するなど、住棟の実際の状況も十分に踏まえて計画修繕を実施するものとします。

④修繕記録のデータベース化

- ・修繕を実施した場合、その内容をデータベースに記録し、将来の修繕や改善等の実施に向けて有効に活用できるよう整備に努めます。

■修繕の周期（建物）

【参考】修繕周期表（「公営住宅等日常点検マニュアル H28 年 8 月（国土交通省住宅局住宅総合整備課）より）

推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	修繕の目的				
						安全性の確保	供給処理機能の維持	劣化の軽減	利便性の確保	美観の維持
1 屋根防水										
①屋上防水（保護防水）	屋上、塔屋、ルーフバルコニー	補修	12 年	伸縮目地の打替、保護コンクリート部分補修	③			○		
		修繕	24 年	下地調整の上、露出防水（かぶせ方式）	③			○		
②屋上防水（露出防水）	屋上、塔屋	修繕	12 年	塗膜防水の上保護塗装（かぶせ方式）	③			○		
		撤去・新設	24 年	既存防水層全面撤去の上下地調整、露出アスファルト防水等	③			○		
③傾斜屋根	屋根	補修	12 年	下地調整の上保護塗装	③			○		
		撤去・葺替	24 年	既存屋根材を全面撤去の上下地補修、葺替え	③			○		
④庇・笠木等防水	庇天端、笠木天端、パラペット天端・アゴ、架台天端等	修繕	12 年	高圧洗浄の下地調整、塗膜防水等	③			○		
2 床防水										
①バルコニー床防水	バルコニーの床（側溝、幅木を含む）	修繕	18 年	高圧洗浄の上下地調整、塗膜防水等	②			○		
②開放廊下・階段等床防水	開放廊下・階段の床（側溝、巾木を含む）	修繕	18 年	高圧洗浄の上下地調整、塗膜防水等	②			○		
3 外壁塗装等										
①コンクリート補修	外壁、屋根、床、手すり壁、軒天（上げ裏）、庇等（コンクリート、モルタル部分）	補修	18 年	ひび割れ、浮き、欠損、鉄筋の発錆、モルタルの浮き等の補修	②	○		○		
②外壁塗装	外壁、手すり壁等	塗替	18 年	高圧洗浄の上下地処理、仕上塗材塗り等	②	○		○		○
③軒天塗装	開放廊下・階段、バルコニー等の軒天（上げ裏）部分	塗替	18 年	高圧洗浄の上下地処理、仕上塗材塗り等	②	○		○		○
④タイル張補修	外壁・手すり壁等	補修	18 年	欠損、浮き、剥離、ひび割れの補修、洗浄	②	○		○		○
⑤シーリング	外壁目地、建具周り、スリーブ周り、部材接合部等	打替	18 年	既存シーリング材を全面撤去の上、下地処理、打替え	②	○		○		
4 鉄部塗装等										
①鉄部塗装（雨掛かり部分）	（鋼製）開放廊下・階段、バルコニーの手すり	塗替	6 年	下地処理の上、塗装	—			○		
	（鋼製）屋上フェンス、設備機器、立て樋・支持金物、架台、避難ハッチ、マンホール蓋、隔て板枠、物干金物等	塗替	6 年	下地処理の上、塗装	—			○		
	屋外鉄骨階段、自転車置場、遊具、フェンス	塗替	6 年	下地処理の上、塗装	—			○		
②鉄部塗装（非雨掛かり部分）	（鋼製）住戸玄関ドア	塗替	6 年	下地処理の上、塗装	③			○		
	（鋼製）共用部分ドア、メーターボックス扉、手すり、照明器具、設備機器、配電盤類、屋内消火栓箱等	塗替	6 年	下地処理の上、塗装	③			○		
③非鉄部塗装	（アルミ製・ステンレス製等）サッシ、面格子、ドア、手すり、避難ハッチ、換気口等	清掃	18 年	洗浄の上、コーティング	—			○		
	（ボード、樹脂、木製等）隔て板・エアコンスリーブ・雨樋等	塗替	18 年	下地処理の上、塗装	—			○		
5 建具・金物等										
①建具関係	住戸玄関ドア、共用部分ドア、自動ドア	点検・調整	12 年	動作点検、金物（丁番、ドアチェック等）の取替等	③	○				
		取替	36 年	撤去又はかぶせ工法	③	○				
	窓サッシ、面格子、網戸、シャッター	点検・調整	12 年	動作点検、金物（戸車、クレセント、ビート等）の取替等	③	○				
		取替	36 年	撤去又はかぶせ工法	③	○				

第4章 公営住宅等における各種実施方針

推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	修繕の目的				
						安全性の確保	供給処理機能の維持	劣化の軽減	利便性の確保	美観の維持
②手すり	開放廊下・階段、バルコニーの手すり、防風スクリーン	取替	36年	全部撤去の上、アルミ製手すりに取替	③	○				
③屋外鉄骨階段	屋外鉄骨階段	補修	12年	点検、腐食部板金溶接補修、踏板交換等	③	○				
		取替	36年	全部撤去の上、取替	③	○				
④金物類 (集合郵便受等)	集合郵便受、掲示板、宅配ロッカー等	取替	24年	取替	③				○	
	笠木、架台、マンホール蓋、階段ノンスリップ、避難ハッチ、タラップ、排水金物、室名札、立樋・支持金物、隔て板、物干金物、スリープキャップ等	取替	24年	取替	③	○				
	屋上フェンス等	取替	36年	全部撤去の上、アルミ製フェンスに取替	③	○				
⑤金物類 (メータボックス扉等)	メーターボックスの扉、パイプスペースの扉等	取替	36年	撤去又はかぶせ工法	③				○	
6 共用内部										
①共用内部	管理員室、集会室、内部廊下、内部階段等の壁、床、天井	張替・塗替	12年	床・壁・天井の塗替、張替等	③					○
	エントランスホール、エレベーターホールの壁、床、天井、	張替・塗替	12年	床・壁・天井の塗替等	③					○
7 給水設備										
①給水管	共用給水立て管 専用給水枝管	取替	20年	硬質塩化ビニル管 亜鉛メッキ鋼管	① ⑤		○			
		取替	35年	硬質塩化ビニルライニング鋼管（コア継手）	①		○			
		取替	40年	ステンレス鋼管	⑥		○			
	水道メーター	取替	8年	支給品	—		○			
②貯水槽	受水槽、高置水槽	取替	25年	FRP製	③		○			
③給水ポンプ	揚水ポンプ、加圧給水ポンプ、直結増圧ポンプ	補修	8年	オーバーホール	③		○			
		取替	15年		③		○			
8 排水設備										
①雑排水管 (屋内)	共用雑排水立て管 専用雑排水枝管	取替	20年	配管用炭素鋼鋼管	①		○			
		取替	30年	タールエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 排水用硬質塩化ビニル管 耐火2層管	① ④ ⑤		○			
②汚水管 (屋内)	共用汚水立て管 専用汚水枝管	取替	30年	配管用炭素鋼鋼管 タールエポキシ塗装鋼管 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 排水用硬質塩化ビニル管 耐火2層管	① ④ ⑤		○			
		取替	50年	铸铁管	①		○			
③排水管 (屋外)	屋外排水管	取替	25年	排水用硬質塩化ビニル管	①		○			
④雨水樋	立て樋	取替	30年	ヒューム管	④		○			
		取替	30年	硬質塩化ビニル管	③		○			
⑤排水ポンプ	排水ポンプ	補修	8年	オーバーホール	③		○			
		取替	15年		③		○			
9 ガス設備										
①ガス管 (屋内)	ガス管	取替	30年	配管用炭素鋼鋼管	⑥		○			
	ガスメーター	取替	10年		—		○			
②ガス管 (屋外)		取替	20年	配管用炭素鋼鋼管	①		○			
		取替	50年	被覆鋼管 ポリエチレン管	①		○			

第4章 公営住宅等における各種実施方針

推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	修繕の目的				
						安全性の確保	供給処理機能の維持	劣化の軽減	利便性の確保	美観の維持
10 空調換気設備										
①空調設備	管理室、集会室等のエアコン	取替	15年		③				○	
②換気設備	管理員室、集会室、機械室、電気室換気扇、ダクト類、換気口、換気ガラリ	取替	15年		③		○			
11 電灯設備										
①電灯設備	共用廊下・エントランスホール等の照明器具、配線器具、非常照明、避難口・通路誘導灯、外灯等	取替	15年		③	○	○			
	非常用照明器具内蔵蓄電池	取替	4年～6年		—	○	○			
②配電盤類	配電盤・プルボックス等	取替	30年		③		○			
③幹線設備	引込開閉器、幹線（電灯、動力）等	取替	30年		③		○			
④避雷針設備	避雷突針・ポール・支持金物・導線・接地極等	取替	40年		③		○			
⑤自家発電設備	発電設備	取替	30年		③		○			
12 情報・通信設備										
①情報・通信設備	電話配電盤（MDF）、中間端子盤（IDF）等	取替	30年		③				○	
②テレビ共聴設備	アンテナ、増幅器、分配機等 ※同軸ケーブルを除く	取替	15年		③				○	
③光ケーブル配線設備	住棟内ネットワーク	取替	15年		③				○	
④インターホン設備	インターホン設備、オートロック設備、住宅情報盤、防犯設備、配線等	取替	15年		③				○	
13 消防用設備										
①屋内消火栓設備	消火栓ポンプ、消火管、ホース類、屋内消火栓箱等	取替	25年		③	○				
②自動火災報知設備	感知器、発信器、表示灯、音響装置、中継器、受信機等	取替	20年		③	○				
③連結送水管設備	送水口、放水口、消火管、消火隊専用栓箱等	取替	25年		③	○				
14 昇降機設備										
①昇降機	カゴ内装、扉、三方枠等	補修	15年		③				○	
	全構成機器	取替	30年		③				○	
15 立体駐車場設備										
①自走式駐車場	プレハブ造（鉄骨増＋ALC）	補修	10年	鉄部塗装、車止め等の取替	③				○	
		建替	30年	全部撤去の上建替	③				○	
②機械式駐車場	2段方式、多段方式（昇降式、横行昇降式、ビット式）、垂直循環方式等	補修	5年	鉄部塗装、部品交換	③				○	
		建替	20年	撤去、新設	③				○	
16 外構・附属施設										
①外構	平面駐車場、車路・歩道等の舗装、側溝、排水溝	補修	20年		①			○	○	
	囲障（塀、フェンス等）、サイン（案内板）、遊具、ベンチ等	取替	20年		①	○			○	
	埋設排水管、排水樹等、※埋設給水管を除く	取替	20年		①		○			
②附属施設	自転車置場、ゴミ集積所	取替	20年		①				○	
	植栽	整備	20年		①					○

推定修繕項目	対象部位等	工事区分	修繕周期	想定する修繕工事の仕様	参照文献	修繕の目的				
						安全性の確保	供給処理機能の維持	劣化の軽減	利便性の確保	美観の維持
17 仮設工事										
①共通仮設		仮設	18年	仮設事務所、資材置き場等	—					
②直接仮設		仮設	18年	枠組足場、養生シート等	—					
18 専用部分										
①住設機器	浴室ユニット	取替	25年		①				○	
②設備機器	分電盤	取替	15年		①		○			
	給湯・暖房器、バランス釜	取替	15年		①				○	
	換気扇	取替	20年		①				○	

参照文献凡例

- ① 公営住宅ストック総合活用計画（公共賃貸住宅ストック総合活用計画）の策定指針（案）
- ② UR賃貸住宅の長寿命化に関する計画（UR／2014年4月）
- ③ 長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント（国土交通省住宅局／2008年6月）
- ④ 建築編 マンションの維持修繕技術（平成19年度版）（（社）高層住宅管理業協会／2007年10月）
- ⑤ 平成17年版 建築物のライフサイクルコスト 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（建築保全センター／2005年9月）
- ⑥ 長期修繕計画指導・コンサル制度 長期修繕計画作成の手引き（（社）高層住宅管理業協会 マンション保全センター／2010年7月）

4.3 改善事業の実施方針

改善事業については、長寿命化型、居住性向上型、安全性確保型、福祉対応型の4つの類型毎に、限りある予算の中で住棟別に必要性や効果による優先順位を考慮し、適切な改善事業を実施します。

①長寿命化型改善事業

耐久性の向上や躯体への影響の低減、維持管理の容易性の向上の観点から予防保全的な改善を実施します。

＜計画期間内の改善の内容＞

- ・外壁改修
- ・屋上防水改修
- ・給排水管・ガス管改修 等

②居住性向上型改善事業

住戸・住棟設備の機能向上のための改善を実施し、居住性を向上させます。住戸規模の改善等、入居者の調整を伴う改善については、建替え時に対応するものとします。

＜計画期間内の改善の内容＞

- ・排水処理施設の整備（下水道への接続、洋式便所への変更等）
- ・給湯設備の整備 等

③安全性確保型改善事業

躯体の安全性の確保や防災性の向上、生活事故防止に配慮した改善を行います。

＜計画期間内の改善の内容＞

- ・外壁落下防止改修
- ・ガス管の耐震性・耐食性向上 等

④福祉対応型改善事業

高齢者等が安全・安心して居住できるよう、住戸内、共用部、屋外のバリアフリー化を進める改善を実施します。エレベーターについては、既存の住棟は全て4階建て以下であるため、建替え時に対応するものとします。

＜計画期間内の改善の内容＞

- ・住戸内、共用部への手すりの設置 等

4.4 建替事業の実施方針

建替事業の実施に際しては、以下の実施方針に基づき、事業を推進します。

①土地の高度利用による公営住宅等の集約化

- ・複数の団地が比較的近接して立地しているため、利便性や敷地の規模、周辺の状況等を踏まえ、公営住宅等の集約化による効率的な土地利用を図ります。

②バリアフリー化の推進

- ・建替を行う際には、手すりの設置、住宅内段差の解消、1階共用部分へのスロープの設置を行う等の対応により、住戸内及び共用部、敷地のバリアフリー化を図ります。

③多様な住宅タイプの供給

- ・公営住宅等への入居世帯状況を踏まえ、住宅規模と世帯規模のミスマッチが生じないように、小規模世帯向け、ファミリー世帯向け等の様々なタイプの住宅の供給について検討します。

④周辺景観や地球環境への配慮

- ・建物外観や外構のデザインに関して、本市の豊かな自然環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・建替を行う際には、地球環境への影響を最小限に抑えるため、日照や風通し等に配慮した住棟配置、省エネルギー性能の高い材料の選定等に努めます。

⑤入居者との合意形成

- ・入居者の移転や工事の実施に伴う騒音や振動等の発生、住宅内への立ち入り等、入居者の生活に大きな影響を与える可能性があることについて事前に理解と協力を得るよう努めます。
- ・建て替えに伴い居住性や利便性が向上する一方で、家賃の上昇により、入居者の金銭的負担が大きくなることは避けられないことから、入居者との十分な合意形成を図ります。
- ・入居者に対する情報や要望の把握についても積極的に取り組むよう努めます。

第5章 長寿命化のための事業実施計画

5.1 計画修繕・改善事業の実施予定一覧

第4章の結果を基に、計画修繕・改善事業について整理した実施予定一覧を次に示します。

団地名	住棟 番号	戸 数	構造	建設 年度	修繕・改善事業等の内容
古城団地	2	24	中層耐火	S53	給排水改修
	3	32	中層耐火	S54	給排水改修
	4	32	中層耐火	S55	給排水改修
	16	2	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	17	2	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	18	4	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	19	4	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	20	4	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	21	4	準耐火平屋建	S41	給排水改修
	22	4	準耐火平屋建	S43	給排水改修
	23	2	準耐火平屋建	S43	給排水改修
永田団地	A	18	中層耐火	S46	屋上改修、給排水改修
	B	18	中層耐火	S47	屋上改修、給排水改修
三本松団地	1	4	耐火二階建	S46	屋上改修、外壁改修
元居団地	3	3	準耐火平屋建	S45	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	4	3	準耐火平屋建	S45	屋根改修、外壁改修、給排水改修
お茶屋敷団地	A	8	中層耐火	S47	屋上改修、外壁改修、給排水改修
	B	8	中層耐火	S48	屋上改修、外壁改修、給排水改修
大久保団地	1	4	準耐火平屋建	S41	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	2	4	準耐火平屋建	S41	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	3	4	準耐火平屋建	S41	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	4	4	準耐火平屋建	S41	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	8	4	準耐火平屋建	S48	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	9	4	準耐火平屋建	S48	屋根改修、外壁改修、給排水改修
	10	2	準耐火平屋建	S48	屋根改修、外壁改修、給排水改修
大地団地		8	中層耐火	S47	屋上改修、外壁改修、給排水改修
		8	中層耐火	S48	屋上改修、外壁改修、給排水改修

5.2 建替事業の実施予定一覧

第4章の結果を基に、建替事業について整理した実施予定一覧を次に示します。

団地名	住棟 番号	戸 数	構造	建設 年度	建替 予定年度	建替事業の内容
大久保団地	A～D 棟	14	準耐火 平屋建	S42	H31～33 年度	○旧大久保団地（E～H 棟）跡地を利用した非現地建替を行う。 ○公営住宅等への入居世帯状況に配慮し、住宅タイプを検討します。

第6章 長寿命化のための維持管理による効果

6.1 ライフサイクルコストの算出

(1) 算出の基本的な考え方

長寿命化計画に基づき、長寿命化改善事業を実施した公営住宅等についてライフサイクルコスト（以下 LCC という。）の縮減効果を算出します。

LCCの算出方法は以下の通りです。

① 1 棟の LCC 改善効果 = LCC（計画前）－LCC（計画後）

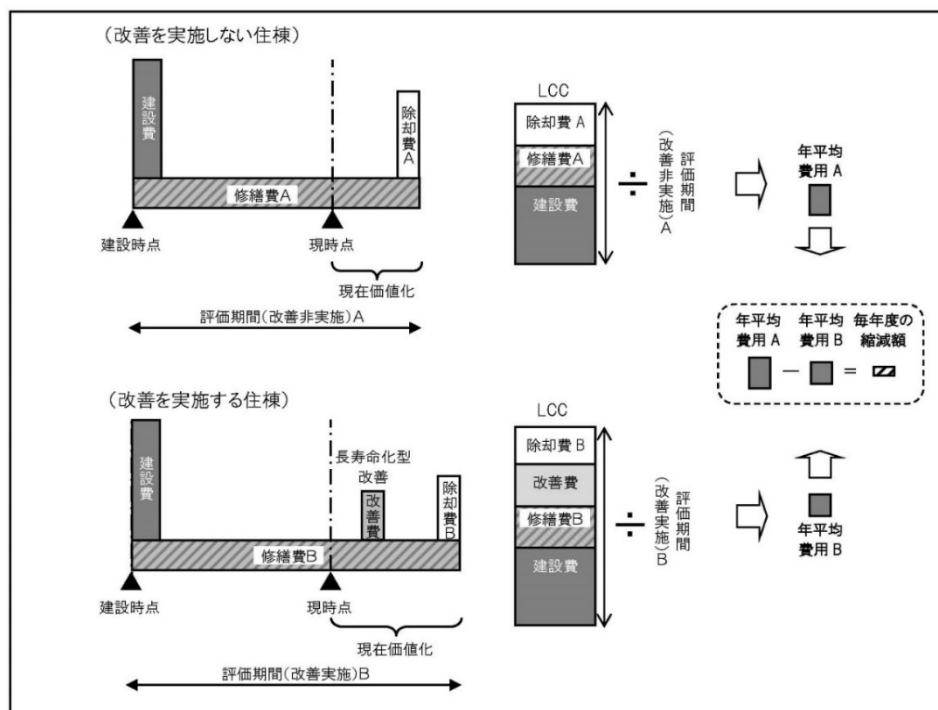
② 【LCC（計画前）】 = （建設費＋修繕費＋除却費）※1／評価期間（改善非実施）

※1 公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業を実施しない場合の、建設時点から次の建替えまでに要するコスト

③ 【LCC（計画後）】 = （建設費＋改善費＋修繕費＋除却費）※1／評価期間（改善実施）

※2 公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業を実施する場合の、建設時点から次の建替えまでに要するコスト

■ ライフサイクルコスト比較のイメージ



「公営住宅等日常点検マニュアルH28年8月（国土交通省住宅局住宅総合整備課）」より

(2) 算出の基本的な考え方

長寿命化改善を実施する各住棟別の LCC の算出結果については、下表の通りです。本計画で改善を実施するとした住棟を対象に長寿命化改善を実施した場合、すべての住棟において、LCC の改善効果は 0 以上という結果となりました。

団地名	住棟 番号	戸数	構造	建設年度	LCC 改善効果 (千円／年)
古城団地	2	24	中層耐火	S53	83.2
	3	32	中層耐火	S54	79.9
	4	32	中層耐火	S55	78.9
	16	2	準耐火平屋建	S41	132.5
	17	2	準耐火平屋建	S41	132.5
	18	4	準耐火平屋建	S41	265.0
	19	4	準耐火平屋建	S41	265.0
	20	4	準耐火平屋建	S41	265.0
	21	4	準耐火平屋建	S41	265.0
	22	4	準耐火平屋建	S43	265.0
	23	2	準耐火平屋建	S43	132.5
永田団地	A	18	中層耐火	S46	46.5
	B	18	中層耐火	S47	58.5
三本松団地	1	4	耐火二階建	S46	39.3
元居団地	3	3	準耐火平屋建	S45	161.9
	4	3	準耐火平屋建	S45	161.9
お茶屋敷団地	A	8	中層耐火	S47	50.9
	B	8	中層耐火	S48	44.0
大久保団地	1	4	準耐火平屋建	S41	215.8
	2	4	準耐火平屋建	S41	215.8
	3	4	準耐火平屋建	S41	215.8
	4	4	準耐火平屋建	S41	215.8
	8	4	準耐火平屋建	S48	215.8
	9	4	準耐火平屋建	S48	215.8
	10	2	準耐火平屋建	S48	107.9
大地団地		8	中層耐火	S47	50.4
		8	中層耐火	S48	43.5

6.2 維持管理による効果のまとめ

(1) 予防保全的な維持管理

従来の対症療法型の維持管理から、定期的な点検を実施し、公営住宅等のストックの状況を把握した上で、適切な時期に予防保全的な修繕及び耐久性の向上等を図る改善を実施することで、公営住宅等の長寿命化が図られ、LCCの縮減につながります。

また、定期点検により現状を把握しながら、適切な修繕や改善を実施することで、公営住宅等の安全の確保を図ることができます。

(2) 事業の実施によるライフサイクルコストの改善効果

長寿命化型改善事業を実施する住棟を対象としてLCCの改善効果を算出したところ、全ての住棟において、LCCの改善効果はプラスとなり、整備による改善効果が期待できる結果となりました。

議案第 4 4 号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙のとおり廃止する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

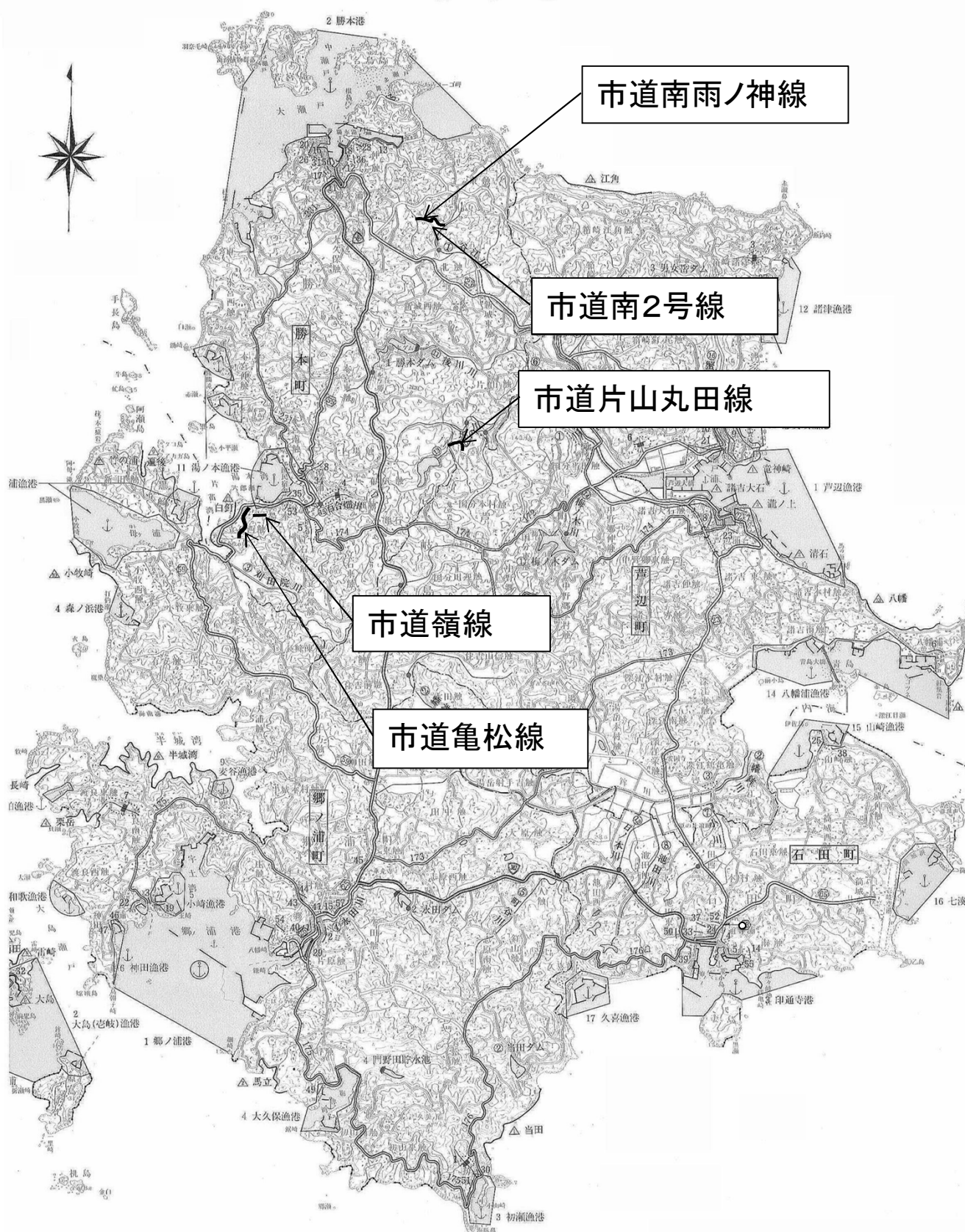
廃道のため、道路法第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

廃止路線調書

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3311	南2号線	勝本町東触字雨ノ神地先	
		勝本町東触字雨ノ神地先	
3347	南雨ノ神線	勝本町東触字南地先	
		勝本町東触字雨ノ神地先	
3796	片山丸田線	勝本町百合畑触字丸田地先	
		芦辺町国分本村触字黒磐地先	
3920	嶺線	勝本町立石西触字大園地先	
		勝本町立石西触字嶺地先	
3926	亀松線	勝本町立石西触字興川地先	
		勝本町立石西触字嶺地先	

廃止路線位置図

五 界 瀬

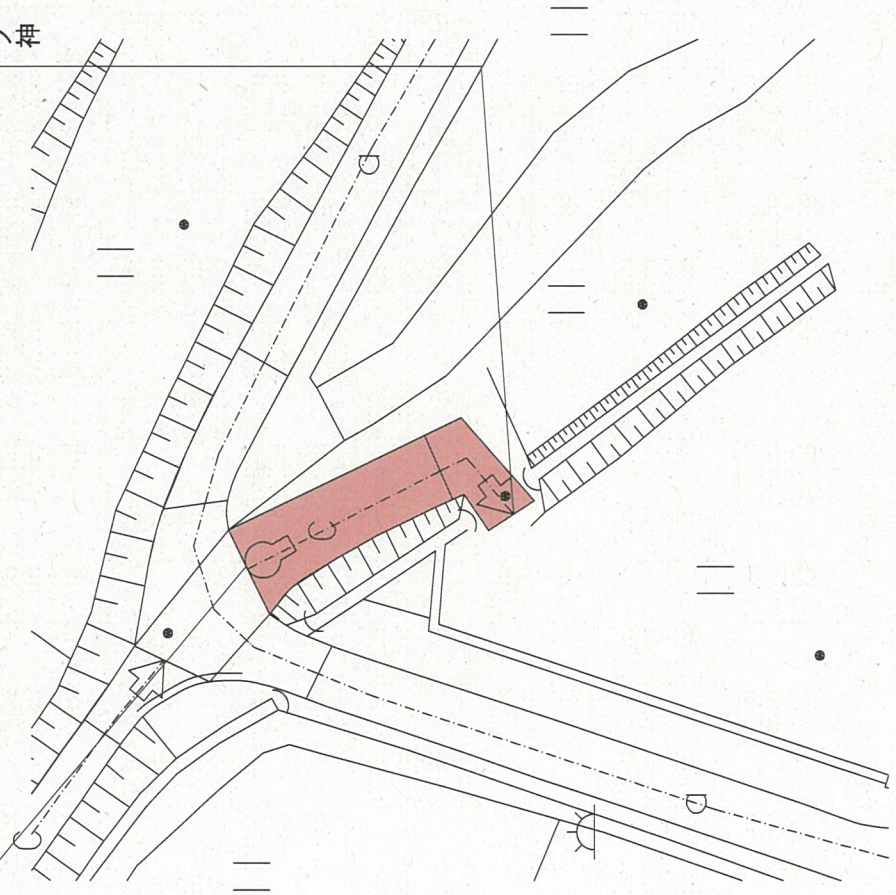




終点 勝本町東触字雨ノ神

南2号線
L=17.90m

起点 勝本町東触字雨ノ神



起点

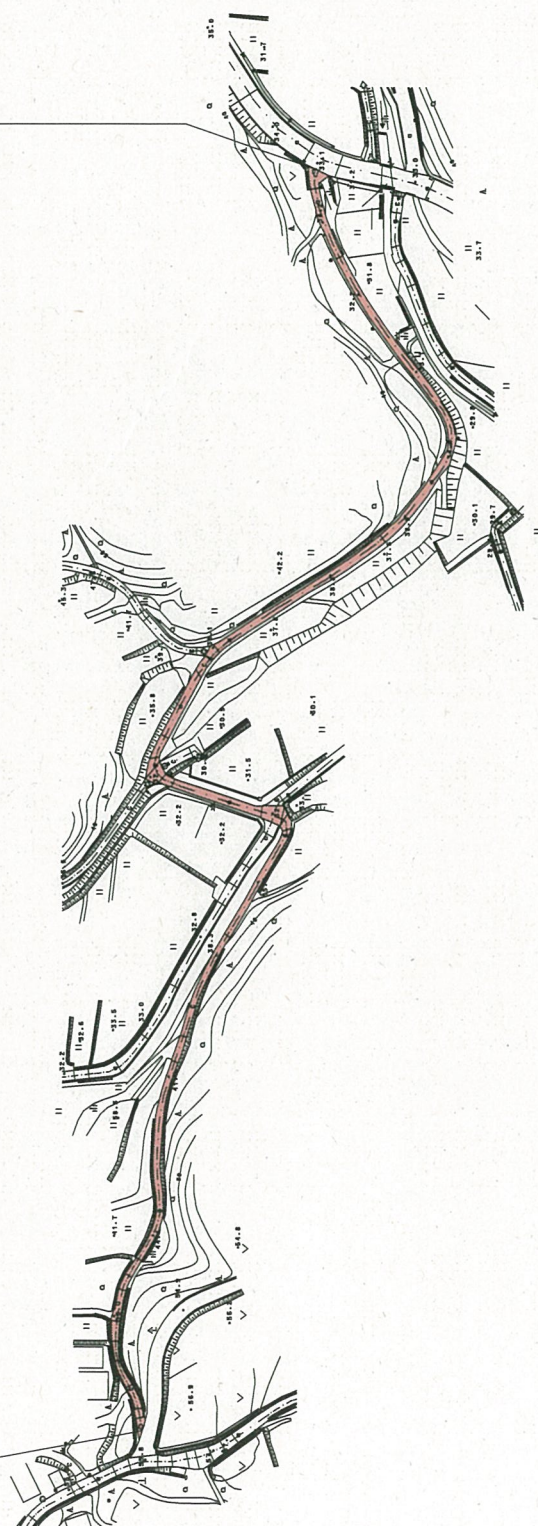
勝本町東触字雨ノ神

南雨ノ神線

 $L = 584.64 \text{ m}$

終点

勝本町東触字南



片山丸田線

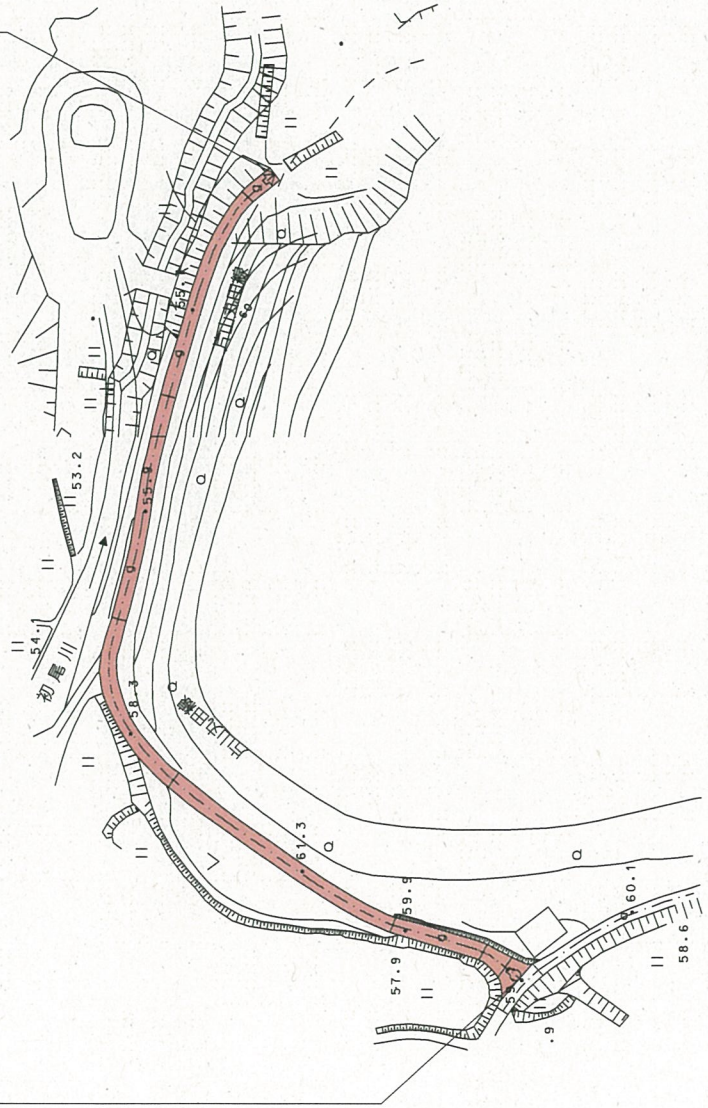
L=199.31m

起点

勝本町百合畑触字丸田

終点

若辺町国分本村触字黒磐



起点

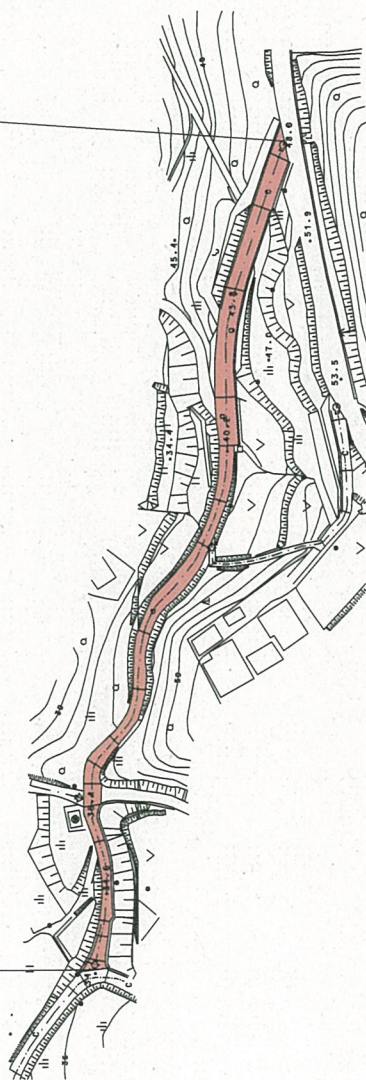
勝本町立石西触字大園

嶺線

L=245.93m

終点

勝本町立石西触字嶺

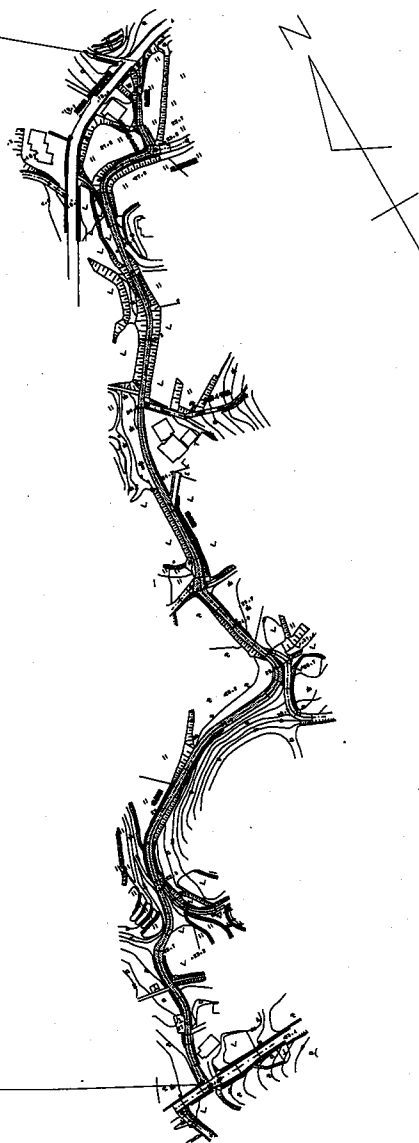


起点 勝本町立石西触字嶺

亀松線

L=656.84m

終点 勝本町立石西触字興川



議案第45号

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）建築工事請負契約の変更について

壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）建築工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

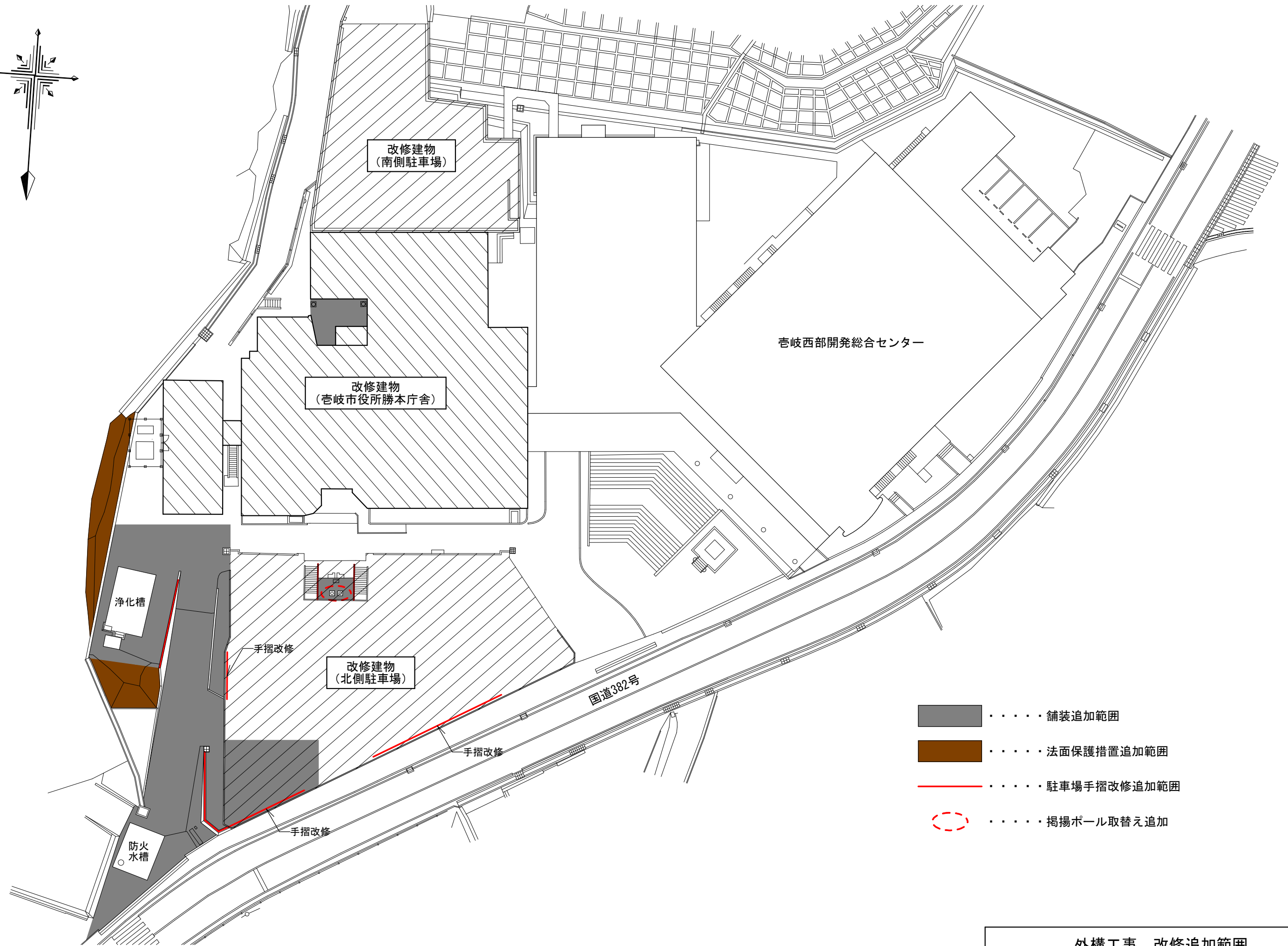
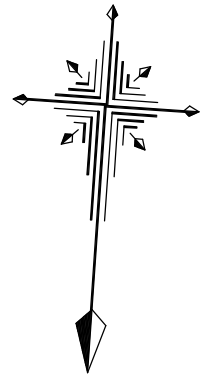
壱岐市長 白 川 博 一

記

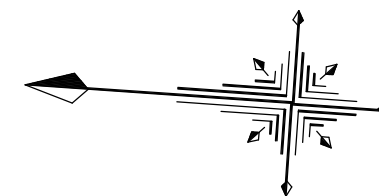
- 1 契約の目的 壱岐市役所庁舎耐震改修工事（勝本庁舎）建築工事
- 2 契約の方法 随意契約（制限付き一般競争入札）
- 3 変更後契約金額 金191,458,080円
（現契約金額 金172,800,000円）
- 4 契約の相手方 壱岐市勝本町本宮仲触199
株式会社 倉元建設 壱岐支店
支店長 橋本 裕樹

（提案理由）

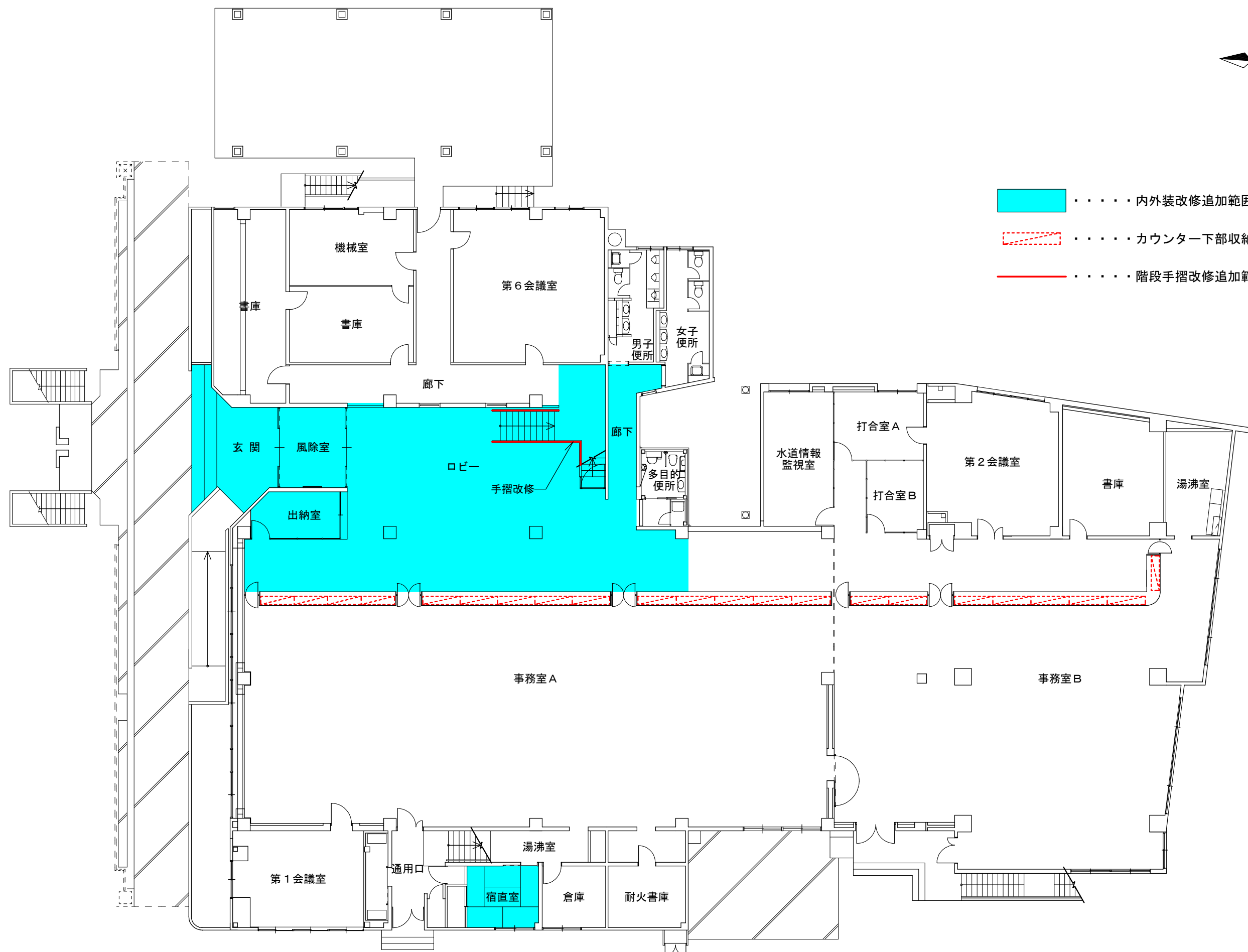
外構工事及び内外装工事の追加等により所要の変更契約を行う。

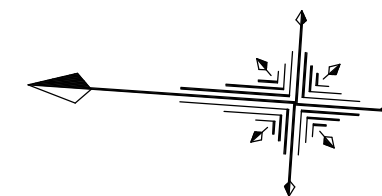


外構工事 改修追加範囲



- 内外装改修追加範囲
- カウンター下部収納棚追加範囲
- 階段手摺改修追加範囲





■■■■■ 内外装改修追加範囲

■■■■■ 階段手摺改修追加範囲

議案第46号

水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約の締結について

水槽付消防ポンプ自動車1台購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 水槽付消防ポンプ自動車1台購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 58,752,000円 |
| 4 契約の相手方 | 福岡市博多区東那珂1-18-6
(株)ヤナセファイテック
代表取締役 梁瀬 義行 |

(提案理由)

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説 明 資 料

1 購入物件 水槽付消防ポンプ自動車 1台

2 納 期 契約発効の日から平成31年2月28日

3 入札状況

入札参加業者	入札者氏名	第1回入札	備考
愛知ポンプ工業(株)	代理人 福山大介	54,800,000	
(株)共進自動車商会	代理人 立石純夫	55,200,000	
(株)玄海モータース	代表取締役 庄司和人	58,000,000	
(株)ツクモ	辞退	—	
ヤナセ産業(株)	代理人 田嶋孝史	54,500,000	
(株)ヤナセファイテック	代理人 永元 洋	54,400,000	最低落札

平成30年度

一般会計補正予算書
(第1号)

壱岐市

議案第 47 号

平成 30 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 216,800 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,486,800 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		9,350,200	68,437	9,418,637
	1 地方交付税	9,350,200	68,437	9,418,637
12 分担金及び負担金		256,713	4,600	261,313
	1 分担金	14,261	4,600	18,861
14 国庫支出金		3,449,109	74,866	3,523,975
	2 国庫補助金	1,415,181	70,833	1,486,014
	3 国庫委託金	10,661	4,033	14,694
15 県支出金		2,414,380	58,837	2,473,217
	2 県補助金	1,660,479	56,943	1,717,422
	3 県委託金	90,006	1,894	91,900
18 繰入金		2,806,452	2,160	2,808,612
	1 基金繰入金	2,806,452	2,160	2,808,612
20 諸収入		245,472	6,100	251,572
	4 雑入	194,898	6,100	200,998
21 市債		4,756,000	1,800	4,757,800
	1 市債	4,756,000	1,800	4,757,800
歳 入 合 計		27,270,000	216,800	27,486,800

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,979,409	5,505	4,984,914
	1 総務管理費	4,705,204	5,423	4,710,627
	5 統計調査費	9,807	82	9,889
3 民生費		6,187,862	11,301	6,199,163
	1 社会福祉費	3,336,840	3,487	3,340,327
	2 児童福祉費	1,940,192	5,546	1,945,738
	3 生活保護費	902,737	2,268	905,005
4 衛生費		2,911,489	1,227	2,912,716
	1 保健衛生費	2,026,921	712	2,027,633
	2 清掃費	884,568	515	885,083
5 農林水産業費		2,063,219	30,585	2,093,804
	1 農業費	1,100,737	8,185	1,108,922
	3 水産業費	923,826	22,400	946,226
7 土木費		1,551,375	26,264	1,577,639
	2 道路橋りょう費	833,770	2,000	835,770
	3 河川費	43,830	3,200	47,030
	4 港湾費	52,363	764	53,127
	7 住宅費	239,758	20,300	260,058
8 消防費		782,092	22,097	804,189
	1 消防費	782,092	22,097	804,189
9 教育費		3,435,842	4,814	3,440,656
	2 小学校費	767,073	1,410	768,483
	4 幼稚園費	224,776	1,110	225,886
	5 社会教育費	591,411	2,294	593,705
10 災害復旧費		1,069,201	115,007	1,184,208
	1 農林水産施設災害復旧費	430,506	63,007	493,513
	2 公共土木施設災害復旧費	638,695	52,000	690,695
歳 出	合 計	27,270,000	216,800	27,486,800

第2表 債務負担行為補正

1. 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
壱岐市役所庁舎耐震改修事業 事業費 1,470,000 千円	平成30年度	870,000 千円	平成30年度 ～ 平成31年度	870,000 千円

第3表 地方債補正

1. 変更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
過疎対策事業債	455,900	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	471,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
合併特例債	2,560,000	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	2,490,900	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
土 木 債	120,400	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件により、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	123,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件により、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
災害復旧事業債	149,000	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件により、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	201,000	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件により、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総括

歳 入

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 地方交付税	9,350,200	68,437	9,418,637
12 分担金及び負担金	256,713	4,600	261,313
14 国庫支出金	3,449,109	74,866	3,523,975
15 県支出金	2,414,380	58,837	2,473,217
18 繰入金	2,806,452	2,160	2,808,612
20 諸収入	245,472	6,100	251,572
21 市債	4,756,000	1,800	4,757,800
歳 入 合 計	27,270,000	216,800	27,486,800

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	4,979,409	5,505	4,984,914
3 民生費	6,187,862	11,301	6,199,163
4 衛生費	2,911,489	1,227	2,912,716
5 農林水産業費	2,063,219	30,585	2,093,804
7 土木費	1,551,375	26,264	1,577,639
8 消防費	782,092	22,097	804,189
9 教育費	3,435,842	4,814	3,440,656
10 災害復旧費	1,069,201	115,007	1,184,208
歳 出 合 計	27,270,000	216,800	27,486,800

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
72,722	△69,100	3,860	△1,977
1,664	0	0	9,637
0	0	0	1,227
24,905	5,200	0	480
△7,038	9,000	0	24,302
8,726	4,700	4,400	4,271
24	0	0	4,790
32,700	52,000	4,600	25,707
133,703	1,800	12,860	68,437

2. 歳入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方交付税	9,350,200	68,437	9,418,637
計	9,350,200	68,437	9,418,637

12款 分担金及び負担金

1項 分担金

2 災害復旧費分担金	9,821	4,600	14,421
計	14,261	4,600	18,861

14款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	61,074	1,134	62,208
4 農林水産業費国庫補助金	54,831	3,000	57,831
5 土木費国庫補助金	272,188	65,602	337,790
6 消防費国庫補助金	14,537	2,693	17,230
7 教育費国庫補助金	447,498	△ 1,596	445,902
計	1,415,181	70,833	1,486,014

14款 国庫支出金

3項 国庫委託金

5 消防費委託金	0	4,033	4,033
計	10,661	4,033	14,694

15款 県支出金

2項 県補助金

1 総務費県補助金	311,787	2,000	313,787
2 民生費県補助金	104,570	530	105,100
4 農林水産業費県補助金	752,705	21,905	774,610

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	68,437	普通交付税 68,437

1 農地及び農業用施設災害復旧費分担金	4,600	農地等災害復旧費受益者分担金 4,600

1 社会福祉費補助金	1,134	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,134
1 農業費補助金	3,000	経営体育成支援事業補助金 3,000
1 道路事業費補助金	△ 7,038	社会資本整備総合交付金 △ 7,038
2 住宅費補助金	72,640	社会資本整備総合交付金 72,640
1 消防費補助金	2,693	消防防災施設等整備費補助金 2,693
3 社会教育費補助金	△ 1,596	国宝重要文化財等保存整備費補助金 △ 1,596

1 消防費委託金	4,033	女性や若者をはじめとした消防団加入促進支援事業委託金 4,033

1 総務費補助金	2,000	長崎県原子力災害対策施設整備費補助金 2,000
3 児童福祉費補助金	530	地域少子化対策強化補助金 530
1 農業費補助金	5,005	儲かるながさき水田経営育成支援事業補助金 652
		荒廃農地等利活用促進交付金 1,543
		集落営農法人経営安定支援事業補助金 600
		新構造改善加速化支援事業補助金 2,210
3 水産業費補助金	16,900	浜の活力再生交付金事業補助金 △ 8,100
		水産業強化支援事業（浜の活力再生交付金） 17,600

15款 県支出金
2項 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 教育費県補助金	58,646	△ 192	58,454
8 災害復旧費県補助金	328,996	32,700	361,696
計	1,660,479	56,943	1,717,422

15款 県支出金
3項 県委託金

1 総務費県委託金	46,709	82	46,791
6 教育費県委託金	1,553	1,812	3,365
計	90,006	1,894	91,900

18款 繰入金
1項 基金繰入金

1 基金繰入金	2,806,452	2,160	2,808,612
計	2,806,452	2,160	2,808,612

20款 諸収入
4項 雑入

2 雑入	194,886	6,100	200,986
計	194,898	6,100	200,998

21款 市債
1項 市債

2 過疎対策事業債	978,700	15,700	994,400
3 合併特例事業債	2,560,000	△ 69,100	2,490,900
5 土木債	120,400	3,200	123,600
8 災害復旧事業債	149,000	52,000	201,000
計	4,756,000	1,800	4,757,800

(単位 ： 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		漁港機能増進事業補助金	7,400
2 社会教育費補助金	△ 192	国宝重要文化財等保存整備費補助金	△ 192
1 農地及び農業用施設災害復旧費補助金	32,700	農地及び農業用施設災害復旧費補助金	32,700

4 統計調査費委託金	82	経済センサス費委託金	82
1 小学校費委託金	1,405	県研究指定校研究事業委託金	1,405
2 社会教育費委託金	407	遺跡発掘調査委託金	407

5 ふるさと応援基金繰入金	2,160	ふるさと応援基金繰入金	2,160

1 雑入	6,100	コミュニティ助成金	6,100

1 過疎対策事業債	15,700	過疎対策事業	15,700
1 合併特例事業債	△ 69,100	合併特例事業	△ 69,100
1 自然災害防止事業債	3,200	自然災害防止事業	3,200
1 単独災害復旧事業債	52,000	公共土木施設等災害復旧事業（単独）	52,000

3. 歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 財産管理費	990,832	0	990,832	72,640	△69,100	0
6 企画費	629,405	4,184	633,589	0	0	3,860
7 情報管理費	703,592	1,239	704,831	0	0	0
計	4,705,204	5,423	4,710,627	72,640	△69,100	3,860

2款 総務費
5項 統計調査費

2 基幹統計調査費	9,726	82	9,808	82	0	0
計	9,807	82	9,889	82	0	0

3款 民生費
1項 社会福祉費

2 社会福祉施設費	162,281	51	162,332	0	0	0
3 老人福祉費	116,730	360	117,090	0	0	0
4 国民健康保険事業費	359,007	1,296	360,303	0	0	0
5 介護保険事業費	633,153	1,780	634,933	0	0	0
計	3,336,840	3,487	3,340,327	0	0	0

3款 民生費
2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	99,044	700	99,744	530	0	0
-----------	--------	-----	--------	-----	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
△3,540			
324	12 役務費	△2,376	広告料 △2,700 事務処理手数料 324
	13 委託料	4,860	総務費委託料 ふるさと納税マーケティング事業 2,700 日仏交流160周年事業 2,160
	19 負担金補助及び交付金	1,700	総務費補助金 コミュニティ助成事業 1,700
	7 賃金	1,239	事務雇賃金 1,239
△1,977			

0	9 旅費	56	普通旅費 56
	11 需用費	25	消耗品費 25
	12 役務費	1	郵便料 1
0			

51	12 役務費	27	建築確認申請手数料 27
	13 委託料	24	設計監理業務 設計監理業務（事業用資産・建物） 24
360	19 負担金補助及び交付金	360	民生費補助金 シルバー人材センター 360
1,296	28 繰出金	1,296	国民健康保険事業特別会計繰出金 1,296
1,780	28 繰出金	1,780	介護保険事業特別会計繰出金 1,780
3,487			

170	13 委託料	700	少子化対策事業 700
-----	--------	-----	-------------

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4 保育所費	936,821	4,351	941,172	0	0	0
5 児童福祉施設費	6,980	495	7,475	0	0	0
計	1,940,192	5,546	1,945,738	530	0	0

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	102,701	2,268	104,969	1,134	0	0
計	902,737	2,268	905,005	1,134	0	0

4款 衛生費

1項 保健衛生費

3 環境衛生費	970,068	500	970,568	0	0	0
4 病院費	446,507	212	446,719	0	0	0
計	2,026,921	712	2,027,633	0	0	0

4款 衛生費

2項 清掃費

2 塵芥処理費	513,547	515	514,062	0	0	0
計	884,568	515	885,083	0	0	0

5款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	185,244	6,403	191,647	6,462	0	0
---------	---------	-------	---------	-------	---	---

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
4,351	17 公有財産購入費	4,251	土地購入費 土地購入費（事業用資産） 4,251
	23 償還金利子及び割引料	100	過誤納還付金 100
495	11 需用費	495	修繕料 495
5,016			

1,134	13 委託料	2,268	システム改修業務 2,268
1,134			

500	11 需用費	500	修繕料 修繕料（事業用資産） 500
212	7 賃金	59	事務雇賃金 59
	11 需用費	30	消耗品費 10
			印刷製本費 20
	12 役務費	123	郵便料 123
712			

515	11 需用費	515	修繕料 515
515			

△59	19 負担金補助及び交付金	6,403	農林水産業費補助金	
			新構造改善加速化支援事業	2,020
			経営体育成支援事業	3,000
			儲かるながさき水田経営育成支援事業	783

5款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5 農地費	423,537	1,782	425,319	1,543	0	0
計	1,100,737	8,185	1,108,922	8,005	0	0

5款 農林水産業費

3項 水産業費

2 水産業振興費	476,331	24,800	501,131	17,600	6,800	0
4 漁港漁場整備費	207,907	△2,400	205,507	△700	△1,600	0
計	923,826	22,400	946,226	16,900	5,200	0

7款 土木費

2項 道路橋りょう費

3 道路橋りょう新設改良費	586,417	2,000	588,417	△7,038	5,800	0
計	833,770	2,000	835,770	△7,038	5,800	0

7款 土木費

3項 河川費

2 急傾斜地崩壊対策費	31,972	3,200	35,172	0	3,200	0
計	43,830	3,200	47,030	0	3,200	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
			集落営農法人経営安定支援事業 600
239	19 負担金補助及び交付金	1,782	負担金 農業土木技術連盟 5 農林水産業費補助金 荒廃農地等利活用促進交付金事業 1,777
180			

400	19 負担金補助及び交付金	24,800	農林水産業費補助金 水産業強化支援事業（浜の活力再生交付金） 24,800
△100	15 工事請負費	△2,400	インフラ等改修工事 漁港・港湾施設改修工事
300			

3,238	11 需用費	△100	消耗品費 △100
	15 工事請負費	2,100	インフラ等整備工事 道路改良工事（補助） 道路改良工事（起債） 道路改良工事（単独）
3,238			

0	13 委託料	3,000	測量設計業務 測量設計業務（インフラ資産・工作物） 3,000
	17 公有財産購入費	200	土地購入費 土地購入費（インフラ資産） 200
0			

7款 土木費
4項 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 港湾管理費	52,363	764	53,127	0	0	0
計	52,363	764	53,127	0	0	0

7款 土木費
7項 住宅費

1 住宅管理費	74,189	20,300	94,489	0	0	0
計	239,758	20,300	260,058	0	0	0

8款 消防費
1項 消防費

1 常備消防費	558,297	400	558,697	0	0	400
2 非常備消防費	114,969	4,034	119,003	4,033	0	0
3 消防施設費	74,480	7,722	82,202	2,693	4,700	0
5 災害対策費	7,246	9,941	17,187	2,000	0	4,000
計	782,092	22,097	804,189	8,726	4,700	4,400

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
764	11 需用費	764	修繕料 764
764			

20,300	13 委託料	500	設計業務 設計業務（事業用資産・建物） 500
	15 工事請負費	19,800	施設設備等改修工事 公営住宅改修工事
20,300			

0	18 備品購入費	400	機械器具費	
1	8 報償費	120	謝礼金	120
	11 需用費	1, 052	消耗品費	350
			食糧費	240
			印刷製本費	462
	12 役務費	1, 562	広告料	1, 562
	14 使用料及び賃借料	300	物品借上料	300
	18 備品購入費	1, 000	庁用器具費	
329	13 委託料	432	設計監理業務	
			設計監理業務（事業用資産・工作物）	432
	15 工事請負費	7, 290	施設整備工事	
防火水槽新設工事				
3, 941	11 需用費	1, 768	消耗品費	1, 000
			印刷製本費	681
			修繕料	87
	12 役務費	6	検査・点検手数料	6
	15 工事請負費	2, 138	維持補修工事	
	18 備品購入費	1, 000	庁用器具費	
	19 負担金補助及び交付金	5, 029	負担金	
水道加入			1, 029	
総務費補助金				
			コミュニティ助成事業	4, 000
4, 271				

7土木費 - 8消防費

9款 教育費
2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 教育振興費	96,267	1,410	97,677	1,405	0	0
計	767,073	1,410	768,483	1,405	0	0

9款 教育費
4項 幼稚園費

1 幼稚園費	224,776	1,110	225,886	0	0	0
計	224,776	1,110	225,886	0	0	0

9款 教育費
5項 社会教育費

6 文化財保護費	246,051	2,294	248,345	△1,381	0	0
計	591,411	2,294	593,705	△1,381	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
5	8 報償費	9	謝礼金 外部講師謝礼金 9
	9 旅費	495	費用弁償 495
	11 需用費	483	消耗品費 418
			食糧費 14
			印刷製本費 51
	12 役務費	12	郵便料 12
	18 備品購入費	411	庁用器具費
5			

1, 110	13 委託料	1, 110	教育費委託料 広域保育 1, 110
1, 110			

3, 675	7 賃金	4, 291	事務雇賃金 △1, 864
			労務雇賃金 6, 155
	9 旅費	261	費用弁償 200
			普通旅費 61
	11 需用費	△2, 922	消耗品費 △10
			燃料費 40
			印刷製本費 △2, 977
			修繕料 25
	12 役務費	13	運搬料 △2
			汲取手数料 15
	13 委託料	△297	教育費委託料 発掘調査業務 △297
	14 使用料及び賃借料	848	物品借上料 116
			船車借上料 195
			機械類借上料 537
	16 原材料費	100	維持補修材料費 100
3, 675			

10款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 農地及び農業用施設災害復旧費	430,506	63,007	493,513	32,700	0	4,600
計	430,506	63,007	493,513	32,700	0	4,600

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	638,695	52,000	690,695	0	52,000	0
計	638,695	52,000	690,695	0	52,000	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
25,707	13 委託料	3,007	査定設計書作成業務 3,007
	15 工事請負費	60,000	災害復旧工事
25,707			

0	13 委託料	2,000	測量設計業務 測量設計業務（災害復旧費） 2,000
	15 工事請負費	50,000	小規模災害復旧工事
0			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普 通 債	20,210,976	20,060,094	4,695,800	2,428,575	22,327,319
(1) 総 務	73,526	137,152	0	12,274	124,878
(2) 民 生	28,805	43,607	7,300	3,832	47,075
(3) 衛 生	7,620	0	0	0	0
(4) 農 林 水 産	1,781,717	1,528,249	0	218,132	1,310,117
(5) 商 工	5,200	42,600	0	0	42,600
(6) 土 木	758,423	654,865	21,100	111,759	564,206
(7) 公 営 住 宅	407,316	587,838	201,000	7,927	780,911
(8) 消 防	1,200	3,300	62,200	0	65,500
(9) 教 育	415,748	606,569	104,700	18,779	692,490
(10) 辺 地	1,900,225	1,812,845	329,400	270,607	1,871,638
(11) 過 疎	5,927,940	6,007,179	1,116,500	685,442	6,438,237
(12) 合 併 特 例	8,903,256	8,635,890	2,853,600	1,099,823	10,389,667
2. 災 害 復 旧 債	171,669	286,769	361,400	26,562	621,607
(1) 補 助	54,530	101,660	218,600	9,910	310,350
(2) 単 独	117,139	185,109	142,800	16,652	311,257
3. そ の 他	6,573,499	6,729,699	500,000	395,680	6,834,019
(1) 臨時財政対策債	6,573,499	6,729,699	500,000	395,680	6,834,019
(2) 減 税 補 て ん 債	0	0	0	0	0
(3) 臨 時 税 収 債 補 て ん	0	0	0	0	0
合 計	26,956,144	27,076,562	5,557,200	2,850,817	29,782,945

平成 3 0 年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書
(第 1 号)

壱 岐 市

議案第48号

平成30年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,252,205千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,862千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,743千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月12日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 県支出金		3,251,490	2,862	3,254,352
	1 県補助金	3,251,489	2,862	3,254,351
6 繰入金		315,014	1,296	316,310
	1 他会計繰入金	315,013	1,296	316,309
歳 入 合 計		4,248,047	4,158	4,252,205

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		23,416	1,296	24,712
	1 総務管理費	21,512	1,296	22,808
8 諸支出金		3,207	2,862	6,069
	3 繰出金	1	2,862	2,863
歳 出 合 計		4,248,047	4,158	4,252,205

1. 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書
歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	3,251,490	2,862	3,254,352
6 繰入金	315,014	1,296	316,310
歳入合計	4,248,047	4,158	4,252,205

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	23, 416	1, 296	24, 712
8 諸支出金	3, 207	2, 862	6, 069
歳 出 合 計	4, 248, 047	4, 158	4, 252, 205

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	1,296	0
2,862	0	0	0
2,862	0	1,296	0

2. 歳入
4款 県支出金
1項 県補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	3, 251, 489	2, 862	3, 254, 351
計	3, 251, 489	2, 862	3, 254, 351

6款 繰入金
1項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	315, 013	1, 296	316, 309
計	315, 013	1, 296	316, 309

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 特別交付金	2,862	特別交付金 2,862

3 職員給与費等繰入金	1,296	職員給与費等繰入金 1,296

3. 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 一般管理費	18,590	1,296	19,886	0	0	1,296
計	21,512	1,296	22,808	0	0	1,296

8款 諸支出金

3項 繰出金

1 直営診療施設勘定繰出金	1	2,862	2,863	2,862	0	0
計	1	2,862	2,863	2,862	0	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
0	13 委託料	1,296	システム改修業務 1,296
0			

0	28 繰出金	2,862	直営診療施設勘定繰出金 2,862
0			

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 繰入金		27,628	2,862	30,490
	1 事業勘定繰入金	1	2,862	2,863
歳 入 合 計		97,881	2,862	100,743

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		96,877	2,862	99,739
	1 総務管理費	96,877	2,862	99,739
歳 出	合 計	97,881	2,862	100,743

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1. 総括

歳 入		(単位 : 千円)	
款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰入金	27,628	2,862	30,490
歳 入 合 計	97,881	2,862	100,743

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	96,877	2,862	99,739
歳 出 合 計	97,881	2,862	100,743

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	2,862	0
0	0	2,862	0

2. 歳入
4款 繰入金
1項 事業勘定繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 事業勘定繰入金	1	2,862	2,863
計	1	2,862	2,863

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 事業勘定繰入金	2,862	事業勘定繰入金 2,862

3. 歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 施設管理費	96,877	2,862	99,739	0	0	2,862
計	96,877	2,862	99,739	0	0	2,862

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
0	18 備品購入費	2,862	機械器具費
0			

平成 3 0 年度

介護保険事業特別会計補正予算書
(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 49 号

平成 30 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,780 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,513,357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 12 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
7 繰入金		591,011	1,780	592,791
	1 一般会計繰入金	558,943	1,780	560,723
歳 入 合 計		3,511,577	1,780	3,513,357

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 総務費		41,200	780	41,980
	3 介護認定審査会費	32,753	780	33,533
3 地域支援事業費		305,800	1,000	306,800
	3 包括の支援事業・任意事業費	86,471	1,000	87,471
歳 出 合 計		3,511,577	1,780	3,513,357

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	591,011	1,780	592,791
歳入合計	3,511,577	1,780	3,513,357

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	41,200	780	41,980
3 地域支援事業費	305,800	1,000	306,800
歳 出 合 計	3,511,577	1,780	3,513,357

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	780	0
0	0	1,000	0
0	0	1,780	0

2. 歳入
7款 繰入金
1項 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	558,943	1,780	560,723
計	558,943	1,780	560,723

(単位 ： 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	1,780	一般会計繰入金（給付費）	1,000
		一般会計繰入金（事務費）	780

3. 歳出

1款 総務費

3項 介護認定審査会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2 認定調査費	25,816	780	26,596	0	0	780
計	32,753	780	33,533	0	0	780

3款 地域支援事業費

3項 包括的支援事業・任意事業費

1 包括的支援事業・任意事業費	86,471	1,000	87,471	0	0	1,000
計	86,471	1,000	87,471	0	0	1,000

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
0	7 賃金	780	調査員雇賃金 780
0			

0	19 負担金補助及 び交付金	1,000	負担金 壱岐調剤情報連携システム負担金 1,000
0			